

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成24年3月1日（木）

社会・援護局 保護課

目 次

(重点事項)	頁
1 生活保護制度を取り巻く現状について	1
〈説明資料〉	
① 被保護世帯数、被保護人員数、保護率の年次推移	2
② 世帯類型別の保護世帯数と世帯保護率の推移	3
③ 保護開始・廃止人員と失業率の推移	4
④ 年齢階層別被保護人員の年次推移	5
⑤ 生活保護費負担金（事業費ベース）実績額の推移	6
⑥ 生活保護制度に関する国と地方の協議中間とりまとめ	7
⑦ 生活保護の見直し（生活保護医療の見直し等）	10
〈文章資料〉	
(1) 現行制度下で過去最高となる受給者数について	11
(2) 生活保護制度に関する国と地方の協議等について	11
(3) 提言型政策仕分けについて	12
(4) 今後の生活保護制度の見直しについて	13
2 自立・就労支援の充実・強化、そのための体制整備について	14
〈説明資料〉	
① 就労支援の現状について	15
② 就労支援体制の強化について	16
③ 「福祉から就労」支援事業の概要	17
④ 日常・社会生活及び就労自立の総合支援（トランポリン機能の強化）について	18
⑤ 生活保護受給者の社会的自立の促進について	19
⑥ 子どもの貧困の連鎖解消にむけた取組の充実・強化	20
⑦ 被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業の概要	21
〈文章資料〉	
(1) 就労支援の強化について	23
(2) 日常・社会生活及び就労自立の総合支援について	25
(3) 社会福祉法人やNPO等と連携した社会的自立の強化について	26
(4) 子どもの貧困連鎖解消に向けた取組について	28
(5) 被災者の自立支援、就労支援策について	29
(6) 自立支援プログラムの推進等について	29
(7) ケースワーク業務の外部委託等の推進について	30

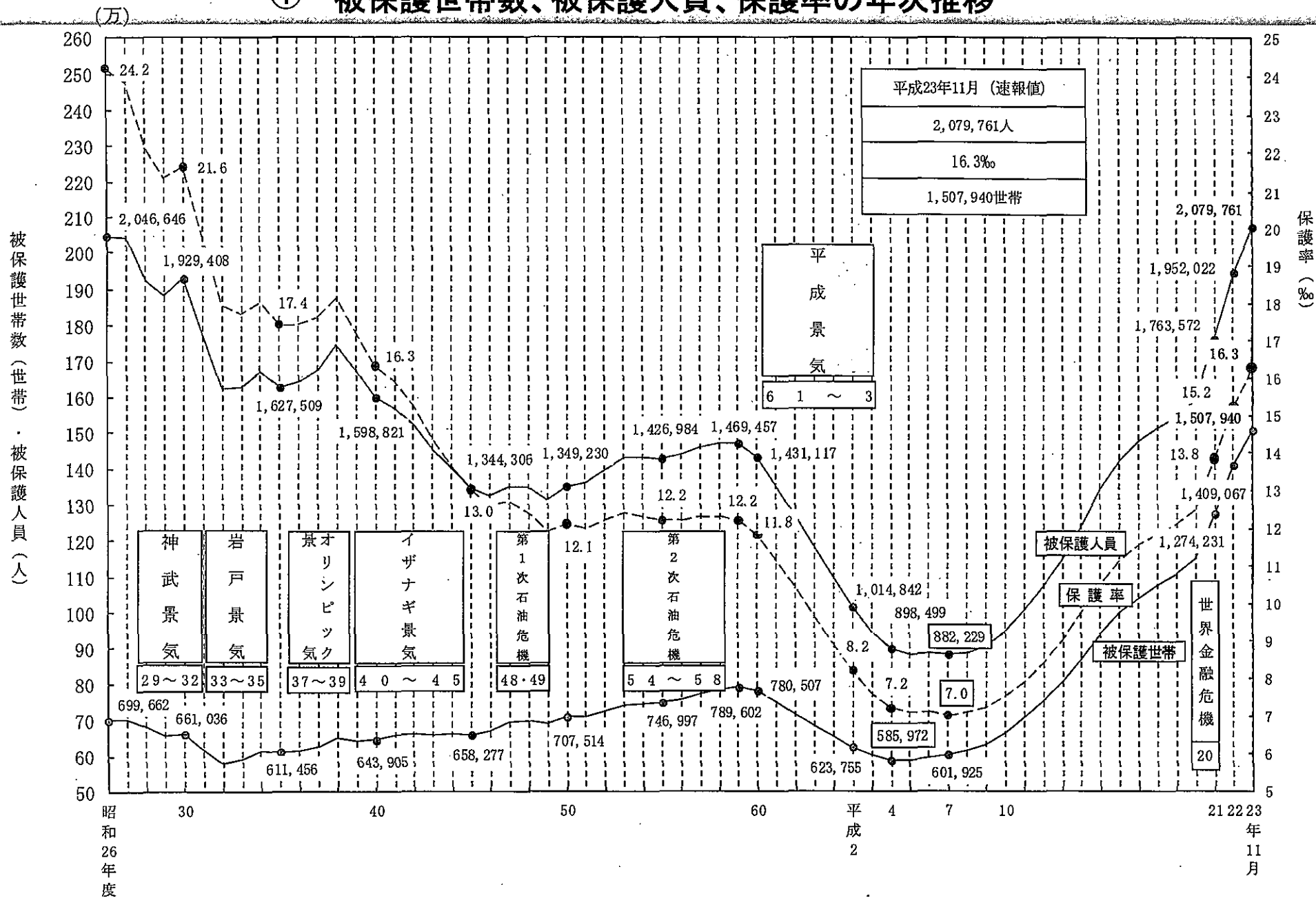
3 医療扶助・介護扶助について	3 2
〈説明資料〉	
① 医療扶助の適正化に向けた取組について	3 3
② 後発医薬品の使用促進の取組について	3 4
③ 医療扶助の適正化対策の推進－医療扶助適正実施推進事業－	3 6
④ 医療扶助適正化に関する電子レセプト活用マニュアル	3 7
⑤ 平成24年度生活保護等版レセプト管理システム改修の概要（案）	3 8
〈文章資料〉	
(1) 医療扶助の適正化について	3 9
(2) 後発医薬品の新たな使用促進策について（再掲）	4 6
(3) 介護保険法改正に伴う介護扶助運営要領等の改正について	5 0
4 保護の適正実施について	5 1
〈文章資料〉	
(1) 国と地方の協議に係る中間とりまとめで指摘された運用改善 事項への取組について	5 2
(2) 要保護者の適切な発見把握について	5 3
(3) 東日本大震災による被災者の生活保護上の取扱い等について	5 4
(4) 無料低額宿泊施設等について	5 6
(5) 「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」の活用について	5 7
(6) 会計検査院からの指摘について	5 7
5 平成24年度生活保護基準について	5 9
〈文章資料〉	
(1) 平成24年度生活扶助基準について	6 0
(2) 平成24年度児童養育加算について	6 0
(3) その他	6 0
6 生活保護関係予算について	6 3
〈文章資料〉	
(1) 生活保護関係予算について	6 4
(2) 保護施設の運営及び整備について	6 7

7 不正事案の告発等について	69
〈説明資料〉	
① 不正事案の告発の目安となる考え方について	70
② 暴力団対策の強化について	71
〈文章資料〉	
(1) 不正事案の告発の目安となる考え方について	72
(2) 暴力団員対策の強化について	72
(3) 不正受給対策に関する予算事業の活用	73
8 保護の処分等に関する訴訟等の取扱いについて	74
〈文章資料〉	
(1) 保護の処分等に関する訴訟の取扱いについて	75
(2) 審査請求の裁決に係る教示について	75
9 生活保護関係調査等について	79
〈文章資料〉	
(1) 福祉行政報告例の調査移管について	80
(2) 平成24年度生活保護関係調査の実施について	81
10 住宅手当緊急特別措置事業について	85
〈説明資料〉	
○ 住宅手当緊急特別措置事業について	86
(参考資料)	
1 生活保護の動向	89
2 医療扶助・介護扶助の状況	103
3 保護施設通所事業・救護施設居宅生活訓練事業実施施設一覧	119
4 平成24年度生活保護関係会議及び生活保護関係研修会の実施状況	120

重 点 事 項

1 生活保護制度を取り巻く現状について

① 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：福祉行政報告例より保護課にて作成

② 世帯類型別の保護世帯数と世帯保護率の推移

10年前と比較すると、各世帯類型ごとにみた保護世帯数、世帯保護率ともに増加しているが、特に、稼働年齢層と考えられる「その他の世帯」の割合が大きく増加している。

◆10年前(平成12年度)

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数 (構成割合(%))	750,181 (100)	341,196 (45.5)	63,126 (8.4)	290,620 (38.7)	55,240 (7.4)
世帯保護率(%)	16.5	43.9	106.1	9.3	

◆現在(平成22年度)

	被保護世帯 総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障害者 世帯	その他の 世帯
世帯数 (構成割合(%))	1,405,281 (100)	603,540 (42.9)	108,794 (7.7)	465,540 (33.1)	227,407 (16.2)
世帯保護率(%)	28.9	59.1	153.7	18.4	

4倍強の
増加

世帯類型の定義

高齢者世帯: 男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯

母子世帯: 死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満

(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

障害者世帯: 世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯

傷病者世帯: 世帯主が入院(介護老人保健施設入所を含む。)しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

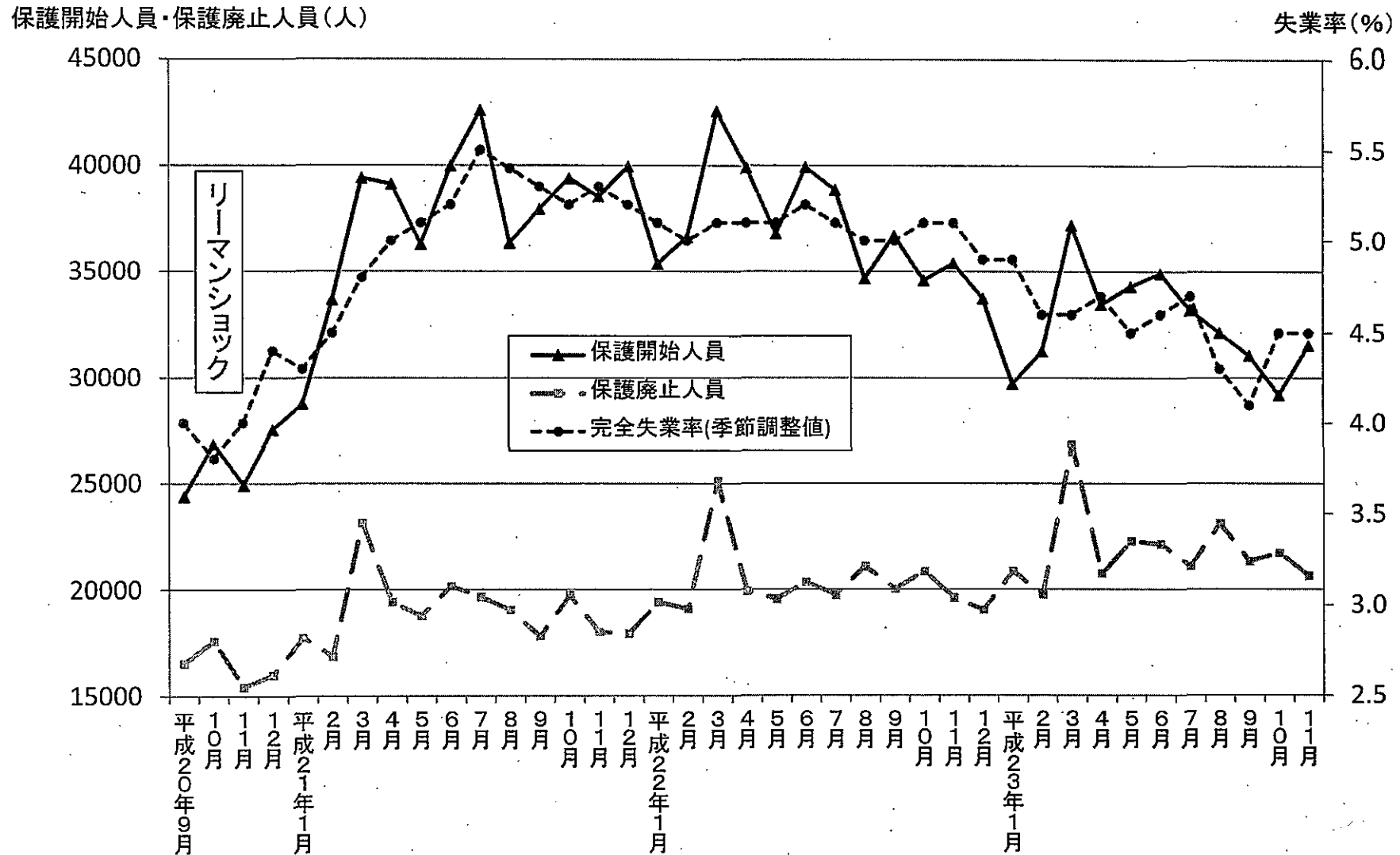
その他の世帯: 上記以外の世帯

(参考)その他の世帯のうち
20～29歳が5.2%
50歳以上が54.9%
(平成21年)

資料出所: 福祉行政報告例
国民生活基礎調査

③ 保護開始・廃止人員と失業率の推移

完全失業率の増加とともに、保護開始人員数も増加している。

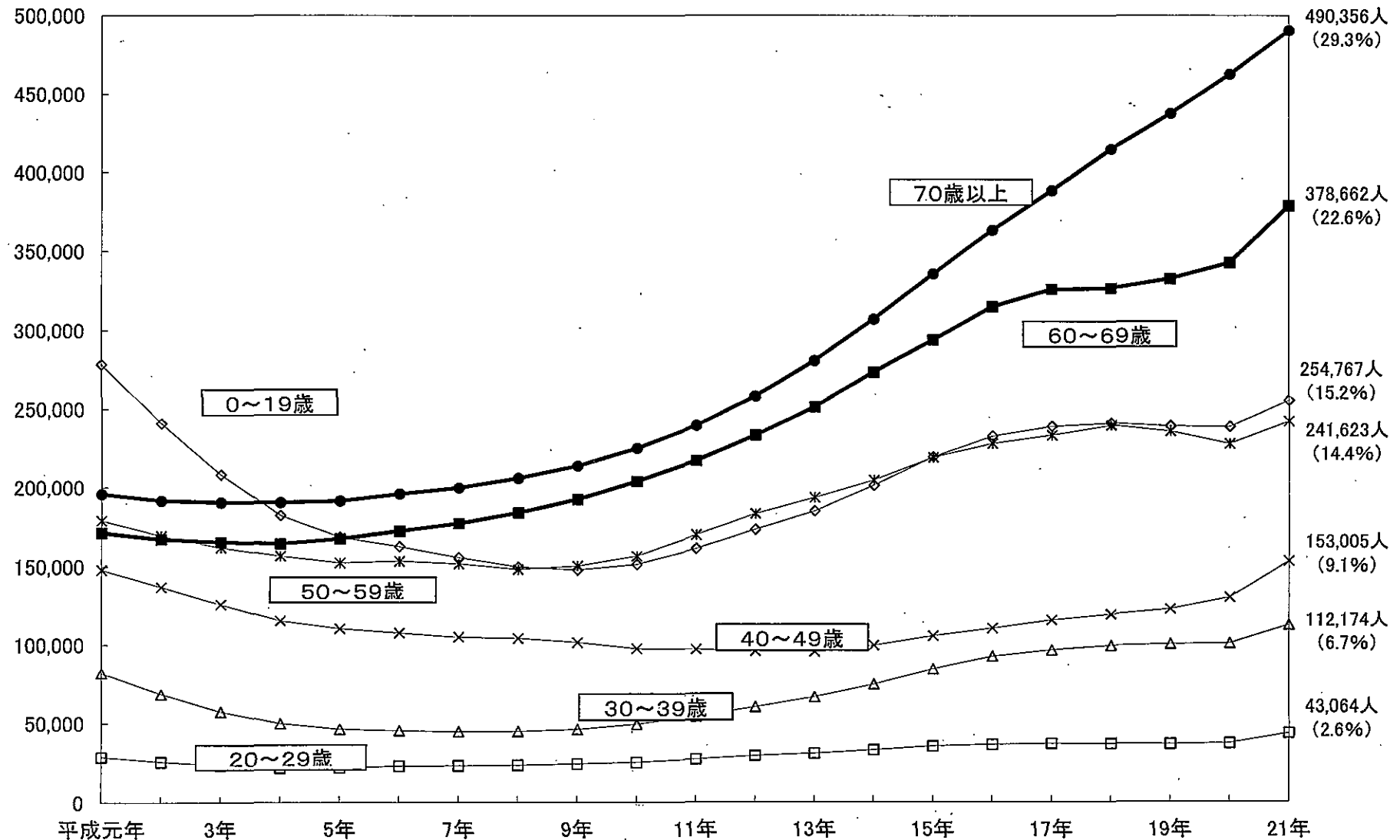


(注)東日本大震災の影響により、平成23年3月から8月の失業率については、岩手県・宮城県・福島県を除いた数値を用いている。

(資料)福祉行政報告例(平成23年4月以降は速報値)、労働力調査(総務省)

④ 年齢階層別被保護人員の年次推移

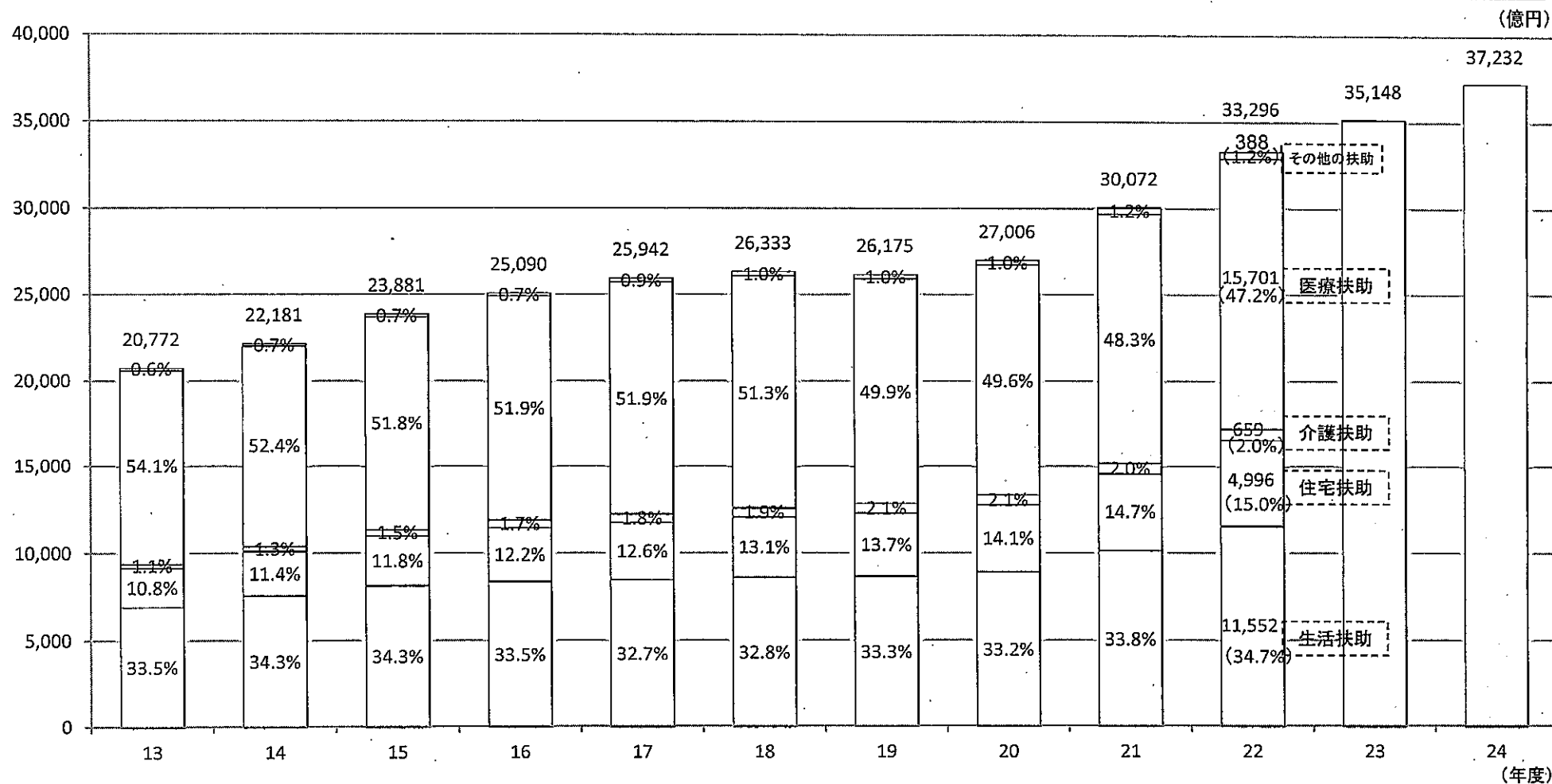
年齢別の被保護人員としては、60歳以上の高齢者の伸びが大きい。



資料:被保護者全国一斉調査(基礎調査)

⑤ 生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

生活保護費負担金実績額(事業費ベース)は平成21年度に3兆円を突破し、さらに増加している。全体の約半分は医療扶助が占めている。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

※1 施設事務費を除く

※2 平成22年度までは実績額、23年度は補正後予算額（前年度精算交付分除く）、24年度は当初予算案額

※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

⑥ 生活保護制度に関する国と地方の協議中間とりまとめ

【基本的な考え方】

- 本年7月の生活保護受給者数は、約205万人と現行制度下で最多を更新しているが、今後も、支援が必要な者に適切に保護を実施していくという生活保護制度の基本的な考え方には変わりはない。
他方、多くの者（特に勤労世代の者）が長期にわたり生活保護に頼って生活することは、本人のみならず社会のあり方として望ましいことではない。そうした者に対して就労による自立を促進するとともに、できる限り生活保護に至らないための仕組みや脱却につながる仕組みを拡充することが重要である。
- また、就労による経済的自立が容易でない高齢者等についても、個人の尊厳という観点からは、より主体的に社会との繋がりをもつことが一つのあり方と考えられ、そうした意味で社会的自立の促進につながる施策を講じる必要がある。
- あわせて、新たに導入した電子レセプトを活用したレセプト点検等の実施などの適正化の取組を行うとともに、上記の生活保護制度の目指すべき方向に沿った施策を一貫して講ずることにより、将来に渡り広く国民の信頼に足る持続可能な制度を確立していく必要がある。
- さらに、急増する生活保護受給者への対応に追われる福祉事務所の体制整備や負担軽減を図るための方策についても検討する必要がある。

【別表】「生活保護制度に関する国と地方の協議」の中間とりまとめにおける対策

検討項目	適用改善等で速やかに実行する事項	引き続き検討を進める事項
①生活保護受給者に対する自立・就労支援及び第2のセーフティネットとの関係整理について	➤ 国から地方自治体に対して、期間を設定して集中的な就労支援を行うこと等を含む就労支援の方針を明示（当該方針に基づく地方自治体の取組に対して、就労支援員の配置指標の見直し等の支援を検討） ➤ 「福祉から就労」支援事業の充実（平成24年度概算要求） ・ハローワークにおけるナビゲーターの増配置 ・生活保護申請段階からのハローワークによるアウトリーチ型支援（必要に応じ、ハローワークから福祉事務所への巡回相談を実施） ・就職後の職場定着に向けたフォローアップ支援 ➤ 中山間地域の雇用確保のための、ハローワーク（農林漁業就職支援コーナー）による農林業関係機関と連携した就職支援 ➤ 生活保護に至らない又は一旦保護に至ったとしても保護から脱却できるようにするためのトランポリン機能を強化する取組の実施（例えば、就労意欲が低い等の生活困窮者を念頭に、以下のような取組を実施する地方自治体に対して、国からの必要な財政支援等を検討） ・就労に直接結びつきやすい技能習得訓練の実施（例：清掃、警備等） ・就労支援員の役割の拡充を通じた、低所得者に特化した個別求人開拓 ・就労の際に求められる基本的な日常生活習慣支援 ➤ ハローワークから福祉事務所に対して、稼働能力の判定にあたり必要な情報（地域における職種別有効求人倍率や必要に応じ職業適性検査の結果等）を提供 ➤ 社会福祉法人等の協力を得て実施する高齢者等の自立生活支援 ➤ 子どもの貧困対策として、受給者世帯の子どもやその親への養育相談・学習支援等を充実（24年度概算要求） ➤ 被災者の自立・就労に向けて、被災者生活再建サポーターの配置に係る国庫補助（23年度3次補正） ➤ 求職者支援制度による職業訓練を受講することが適当と判断されたにもかかわらず合理的な理由なく受講しない者に対して、指導指示の対象とし、必要に応じ、保護の停廃止も検討（実務上の詳細な取扱については、別途地方自治体の意見も踏まえ検討）	➤ 地域における計画的な自立支援の取組（社会的居場所づくり、子どもの貧困対策を含む） ➤ 低所得者等生活基盤が脆弱な方に対する伴走型支援を行うための地域拠点の整備 ➤ 保護脱却に向けたインセンティブ強化（保護廃止時の一時扶助の創設や勤労控除の積立還付等） ➤ 就労活動や社会貢献プログラムへの参加者に対するインセンティブ ➤ 求職者支援制度以外の施策も活用した、第2のセーフティネット施策全体の機能強化

検討項目	運用改善等で速やかに実行する事項	引き続き検討を進める事項
②医療扶助や住宅扶助等の適正化	➤ 23年度に新たに導入した電子レセプトの効果的活用を通じて、医療扶助適正化に向けた地方自治体の取組を支援 ・ 向精神薬の重複処方や頻回受診等、不適切な受診行動が見られる生活保護受給者への適正受診指導を行うため、電子レセプトに係るシステムについて、具体的な対象となり得る者を抽出する機能を追加する機能強化 ・ 電子レセプトを活用した効果的な取組を進める観点から、指定医療機関における医療扶助の状況（生活保護受給者に関する請求が突出して多い等）を総合的に勘案した、適正化対象選定の基準策定 ・ 後発医薬品の使用促進について、本人や医療関係者等への更なる働きかけ ・ 医療扶助の適正化のための電子レセプトの活用方法に関するマニュアルを国が作成し地方自治体へ配布 ➤ 電子レセプトに係るシステムの大規模改修の際に、地方自治体からの照会等に対応するヘルプデスクの設置 ➤ 審査支払機関を通じた生活保護受給者に係るレセプトの重点審査の徹底や、健康保険との比較データの地方自治体に対する提供を実施	➤ 医療扶助の更なる適正化 ➤ 地域における計画的な医療扶助適正化の取組 ➤ 指定医療機関制度の指定の手続きの見直し（保険医療機関の指定とのみなし規定） ➤ 指定医療機関への指導における国（地方厚生局）と地方自治体との連携規定の創設 ➤ 医療扶助事務方式のあり方 ➤ 住宅扶助の現物給付の拡大（公営住宅、民間賃貸住宅等） ➤ 指定介護機関制度の指定の手続きの見直し（居宅系介護サービス事業等の指定とのみなし規定） ➤ 生活保護受給者から不当に生活保護費を搾取する、いわゆる「貧困ビジネス」について、法規制を導入（議員立法を検討中）
③生活保護費の適正支給の確保	➤ 金融機関に対する資産調査について、本店への一律照会が可能となるよう関係団体への要請 ➤ 年金受給権等の確認や遡及して給付された年金等の確認に係る福祉事務所の負担軽減を図る観点から、関係機関との連携強化（福祉事務所から日本年金機構への照会・回答の更なる迅速化を図る等） ➤ 国レベルでも、不正事案の告発の目安となる基準の策定等 ➤ 暴力団員排除に向けて、保護申請時に暴力団員でないことの申告を新たに求める ➤ 受給者が暴力団員であることが判明した場合の法第78条に基づく返還請求の対象範囲を整理 ➤ 本人確認や名義貸しによる就労収入の不申告等の抑制のため、届出書類等に顔写真を添付 ➤ 電気・ガス等のライフライン関係事業者との連携等を通じた漏給防止の徹底	➤ 実施機関の調査権限の拡大（現行「資産及び収入の状況」となっている調査対象に、新たに稼働能力の活用状況等を加え、被保護者であった者も整理） ➤ 申請者の暴力団員該当性について、警察当局への照会のあり方 ➤ 不正受給に係る罰則の引上げ等 ➤ 社会保険各法の例に倣い、第三者求償権の創設 ➤ 不正受給の返還金と保護費との調整規定の創設 ➤ 国民目線から見て不適切な保護費の消費に対する指導のあり方や、刑務所出所者等への関係省庁と連携した支援についての検討
④実施機関の事務負担軽減	➤ ケースワーカー業務の在り方の見直し（ケースワーカーが担うべき業務を踏まえたケースワーク業務の外部委託に向けた検討、一部の生活保護受給者に対する訪問調査回数の緩和等、ケースワーカーの負担軽減策を検討） ➤ 各種調査の重複の排除や生活保護業務データシステムの導入により、調査関係業務を基本的に不要とする等福祉事務所の負担軽減 ➤ 広域地方自治体等で就労支援員を雇用し、複数の福祉事務所への巡回が可能であることの明確化	
⑤その他		➤ 費用負担のあり方は中長期的な課題

⑦ 生活保護の見直し(生活保護医療の見直し等)

指摘事項

- ① 保護基準について、就労インセンティブを削がない水準にすべき
- ② 第二のセーフティネットの充実により、生活保護化の防止を図る
- ③ 医療費の適正化(指定医療機関への指導強化、後発品の利用義務づけの検討、一部自己負担の検討)
- ④ 住居・食事等を一体的に提供する事業者に対する届出制を導入すべき

検討状況等

①について

生活保護基準について、全国消費実態調査のデータ等に基づき検証。

②について

重層的なセーフティネットを構築し、貧困・格差対策の強化を図るため、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて、総合的に取り組むための生活支援戦略(名称は今後検討)を策定する。

③について

電子レセプトの機能強化や適正化対象を選定する際の参考となる基準を策定し、医療扶助の一層の適正化を図る。後発医薬品については、福祉事務所に「医療扶助相談・指導員(仮称)」を配置し、受給者に説明し理解を求め、一旦服用することを促し、更なる使用促進を図る。

④について

劣悪な施設からの転居を進めるために、転居に伴う引越代や敷金等の支給等の取組を引き続きを行っていく。住居と生活サービスをセットで提供する事業者については、議員立法による法規制が検討されていると承知している。

(行政刷新会議事務局HP公表資料より一部抜粋)

1 生活保護制度を取り巻く現状について

(1) 現行制度下で過去最高となる受給者数について

平成23年11月の生活保護受給者数は約208万人であり、平成23年7月に現行制度下で最大となり、以後も増加を続けている。

これは、厳しい社会経済情勢の変化や高齢化の急速な進展を反映したものであると考えられるが、基本的な考え方は、支援が必要な方に対しては適切に保護を実施していくというものである。

稼働能力を有すると考えられる「その他の世帯」は、10年前の約5.5万世帯から平成22年度の約22.7万世帯と4倍強の増加となっており、稼働能力を有する受給者に対する就労支援の一層の強化が課題となっている。「高齢者世帯」についても、10年前の約34.1万世帯から平成22年度の約60.4万世帯と大幅に増加し、全受給世帯の半数弱を占める状況にあり、そうした方々に対する社会的・日常生活的な自立を促進することも必要である。

また、近年不正受給も増加傾向にあり、平成22年度においては約2.5万件、金額にして約130億円となっており、告発等の厳正な対応を含め、不正受給対策を更に強化していくことも喫緊の課題となっている。

さらに、生活保護費負担金については、平成22年度実績で約3兆円（事業費ベース）を突破し、平成23年度補正後予算においては約3兆5千億円となっている。

(2) 生活保護制度に関する国と地方の協議等について

急増する生活保護受給者への対応に迫られる福祉事務所の現状を背景に、一昨年の10月には指定都市市長会から、11月には全国市長会から制度改革に向けた具体的な提案をいただいたこと等を踏まえ、昨年5月30日に、厚生労働省政務三役と地方団体推薦首長によるハイレベル会合を開催した。

その後、8回にわたる事務レベルの会合を開催して論点整理を行い、昨年12月12日に開催したハイレベル会合において中間とりまとめがなされた。

中間とりまとめにおいては、各検討項目ごとに、①運用改善等で速やかに実行す

る事項と②引き続き検討を進める事項とに分けて整理しており、①については速やかに実行に着手するとともに、②については引き続き地方自治体とも意見交換を行い、社会保障と税の一体改革に関する議論の動向も踏まえつつ検討していくこととされた。

※ 昨年11月には、民主党生活保護WT（座長：梅村聡議員）においても中間とりまとめがなされている。

- ◆ 生活保護制度に関する国と地方の協議の中間とりまとめの基本的な考え方の要点
- ・ 支援が必要な方に適切に保護を実施するという基本的な考え方は変わりはない。
 - ・ 多くの者（特に勤労世代の者）が長期にわたり生活保護に頼って生活することは本人のみならず社会のあり方として望ましいことではなく、できる限り生活保護に至らないための仕組みや脱却につながる仕組みを拡充することが重要。
 - ・ 就労による経済的自立が容易でない高齢者等についても、社会的自立の促進につながる施策を講じることが必要。
 - ・ あわせて、電子レセプトの活用等による適正化の取組を行うとともに、上記方針に沿った施策を行うことにより、国民の信頼に足る制度を確立する。

（３）提言型政策仕分けについて

昨年11月23日に開催された提言型政策仕分けにおいて、生活保護の見直しも評価対象となり下記のような評価結果が示された。

- ・ 保護基準について、就労インセンティブを削がない水準にすべき
- ・ 第二のセーフティネットの充実により、生活保護化の防止を図る
- ・ 能力開発、就業紹介と生活保護を一体的に進めるための体制の構築（省内、関係省庁）
- ・ 医療費の適正化（指定医療機関への指導強化、後発品の利用義務づけの検討、一部自己負担の検討）
- ・ 住居・食事等を一体的に提供する事業者に対する届出制を導入すべき

今後、生活保護制度がより適切に運用されるために、どのような方策が取り得るか検討していく。

(4) 今後の生活保護制度の見直しについて

社会保障・税一体改革大綱（平成24年2月17日閣議決定）においては、平成24年秋を目途に、生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて総合的に取り組むための生活支援戦略（仮称）を策定することになっている。

制度の見直しに当たっては、国民の最低生活を保障しつつ、自立の助長をより一層図る観点から、生活保護法の改正も含め、地方自治体とともに具体的に検討し、取り組んでいく。

2 自立・就労支援の充実・強化、そのための 対策について

① 就労支援の現状について

- 就労支援は全国でも積極的に取り組んで頂いており、就労・増収に繋がった者が相当数存在する等の成果が見られる。
- 就労支援の実施による財政効果も高い状況で推移しており、就労支援員による就労支援では費用対効果が2.12倍（平成22年度）となっている。

就労支援プログラムの実施状況（平成22年度）

	対象者数	就労・増収者数
①「福祉から就労」支援事業におけるチーム支援	17,230	9,921 (就労・増収率：57.6%)
②福祉事務所における就労支援員を活用した就労支援プログラム	54,493	17,451 (就労・増収率：32.0%)
③福祉事務所における②以外の就労支援プログラム	16,908	4,091 (就労・増収率：24.2%)

※1 ①は、職業安定局調べ。②③は社会・援護局調べ。

※2 ①は全ハローワーク管内で実施している。

※3 ①の事業は平成22年度まで生活保護受給者等就労支援事業として実施。同事業では、福祉事務所とハローワークとの間で協定を締結し、事業の目標、連携方法、役割分担等を明確化。

就労支援員による就労支援の財政効果

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
交付実績額(※)	約16.7億円	約19.6億円	約27.5億円
効果額	約45.9億円	約49.4億円	約58.2億円
費用対効果	2.75倍	2.52倍	2.12倍
(参考)有効求人倍率	0.77	0.45	0.56

※ 交付実績額には「就労支援員」のほか就労支援員数は就労支援に携わる専門職員（就労意欲喚起等支援事業、就労の準備の為の支援等）を含む。

② 就労支援体制の強化について

○就労支援体制の一層の強化のため、就労支援員の配置数、就労支援員の業務内容等について見直す方針を提示することとしている。

1 就労支援員の配置数

【拡充】

○平成22年9月付通知

配置指標:その他世帯120世帯に対して就労支援員1人以上

配置指標に基づく就労支援員数:1,700人(全国)

○改正案

→**その他世帯の増加に伴う配置数の見直し**

配置指標:その他世帯120世帯に対して就労支援員1人以上

配置指標に基づく就労支援員数:2,200人(全国)

→**期間を定めた集中的な就労支援に取り組む自治体への支援**

期間を定めた集中的な就労支援に取り組む際、さらに手厚い就労支援員の配置を可能とすることを明示

2 就労支援員による社会的自立・日常生活自立支援業務の実施

【拡充】

○就労支援員の業務(現状)

就労意欲の喚起、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行訪問等を行い、就労による経済的自立の支援を図る

○改正案

→**就労支援員による社会的自立・日常生活自立支援**

様々な課題を抱え、直ちには就職に結びにくい支援対象者に対して、基本的な日常生活習慣の改善支援等、段階的、総合的な支援が重要なことから、社会的自立・日常生活自立支援を含めて支援を行う就労支援員の配置が可能であることを明示

3 就労支援員の広域的配置

【新規】

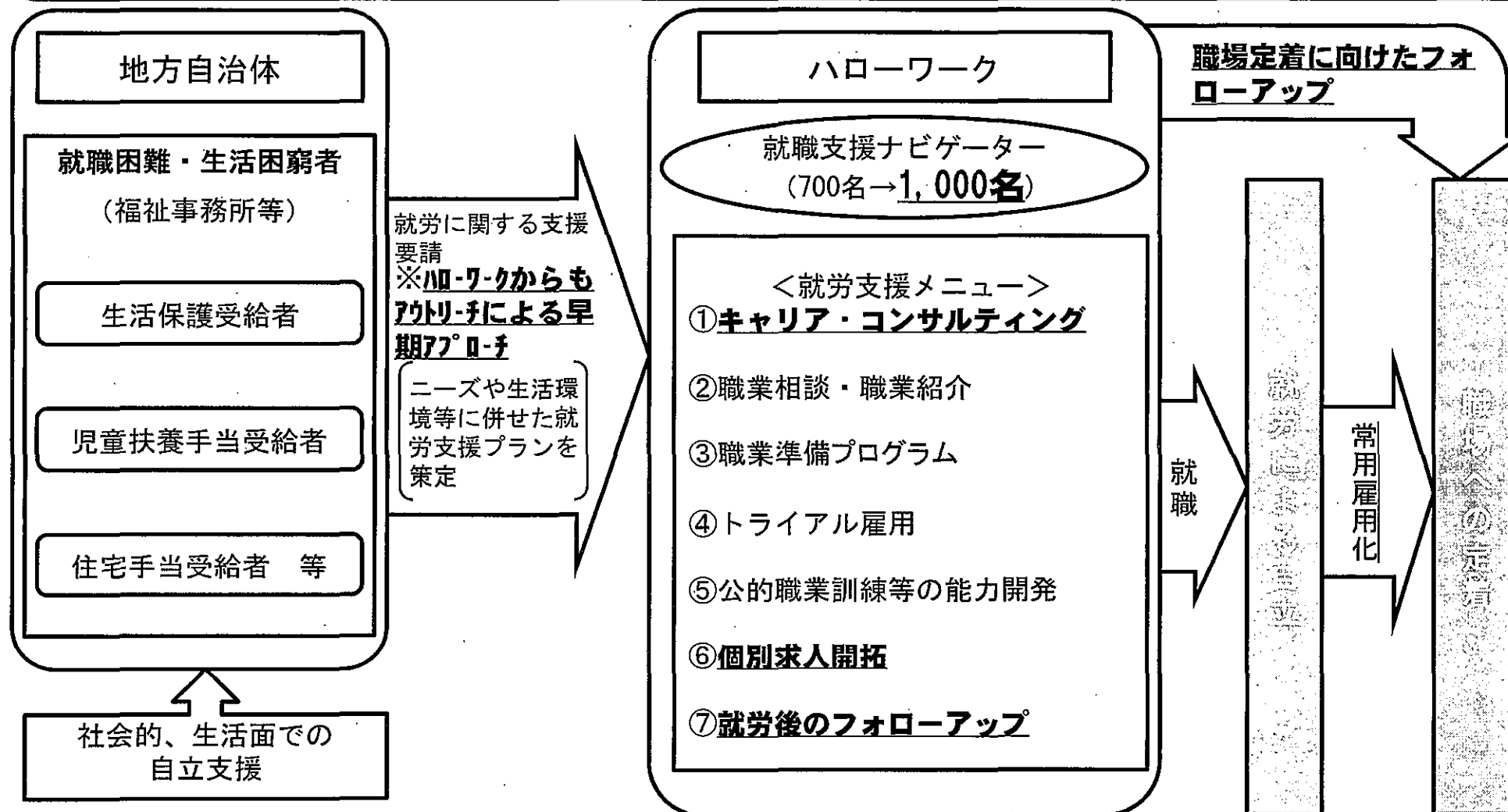
→**小規模自治体への支援**

都道府県等広域自治体において、就労支援員を配置し、複数の自治体への巡回が可能であることを明示

【拡充事項】

③ 「福祉から就労」支援事業の概要

- 地方自治体とハローワークの間で、当該事業に関する協定(支援の対象者、対象者数、目標、支援手法、両者の役割分担等)を締結。



【新規事項】

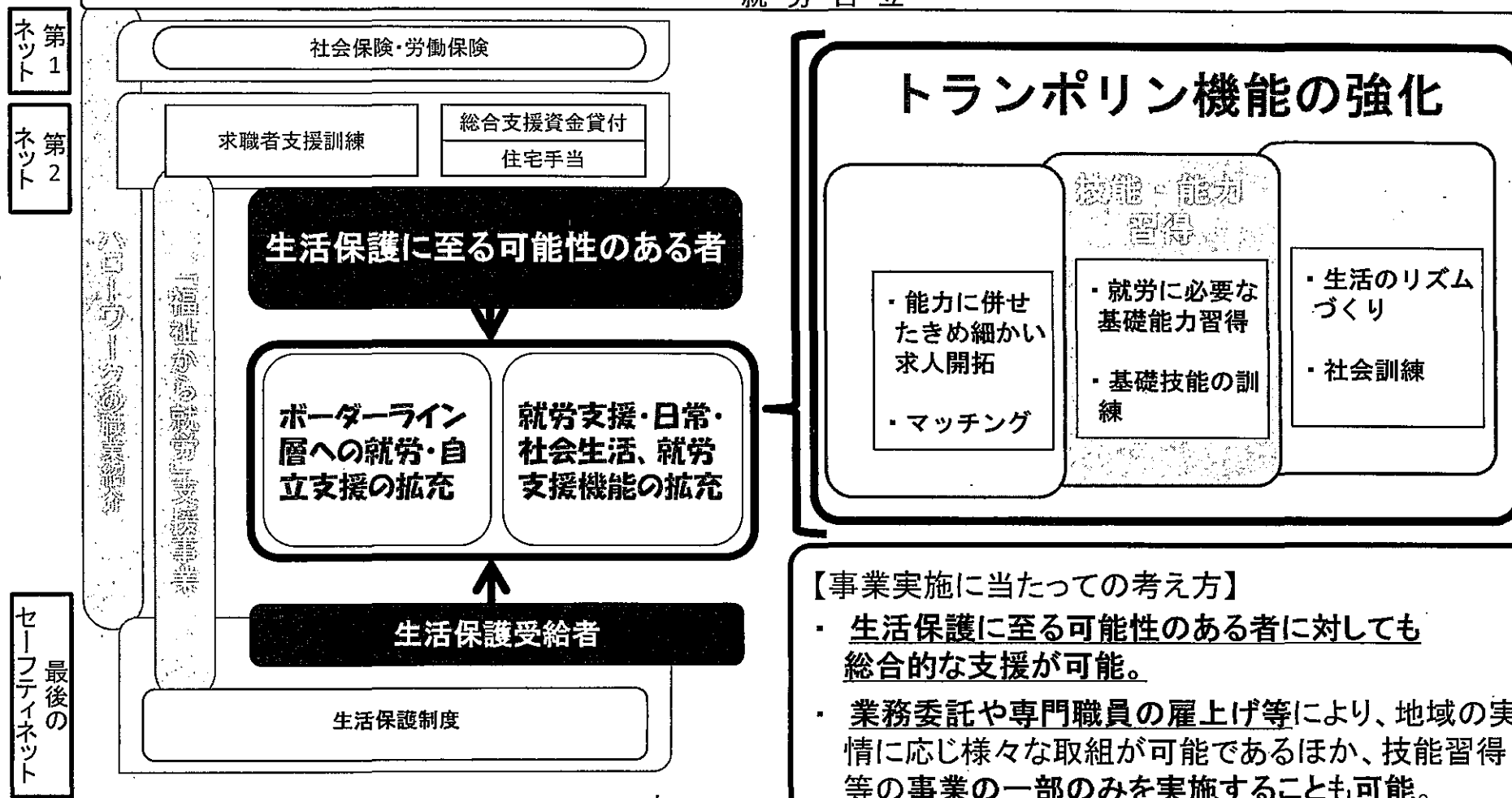
④ 日常・社会生活及び就労自立の総合支援
(トランポリン機能の強化) について

平成24年度予算(案)237億円の内数
補助率:3/4

- 生活保護に至る可能性のある者及び生活保護受給者であって、従来の就労支援のみでは就労が困難な者を対象に、日常生活から個別求人開拓までのきめ細かい支援を総合的かつ段階的に実施。

※平成24年度予算(案)「日常・社会生活及び就労自立総合支援事業」(補助率3/4)(セーフティネット支援対策等事業費補助金237億円の内数)

就 労 自 立

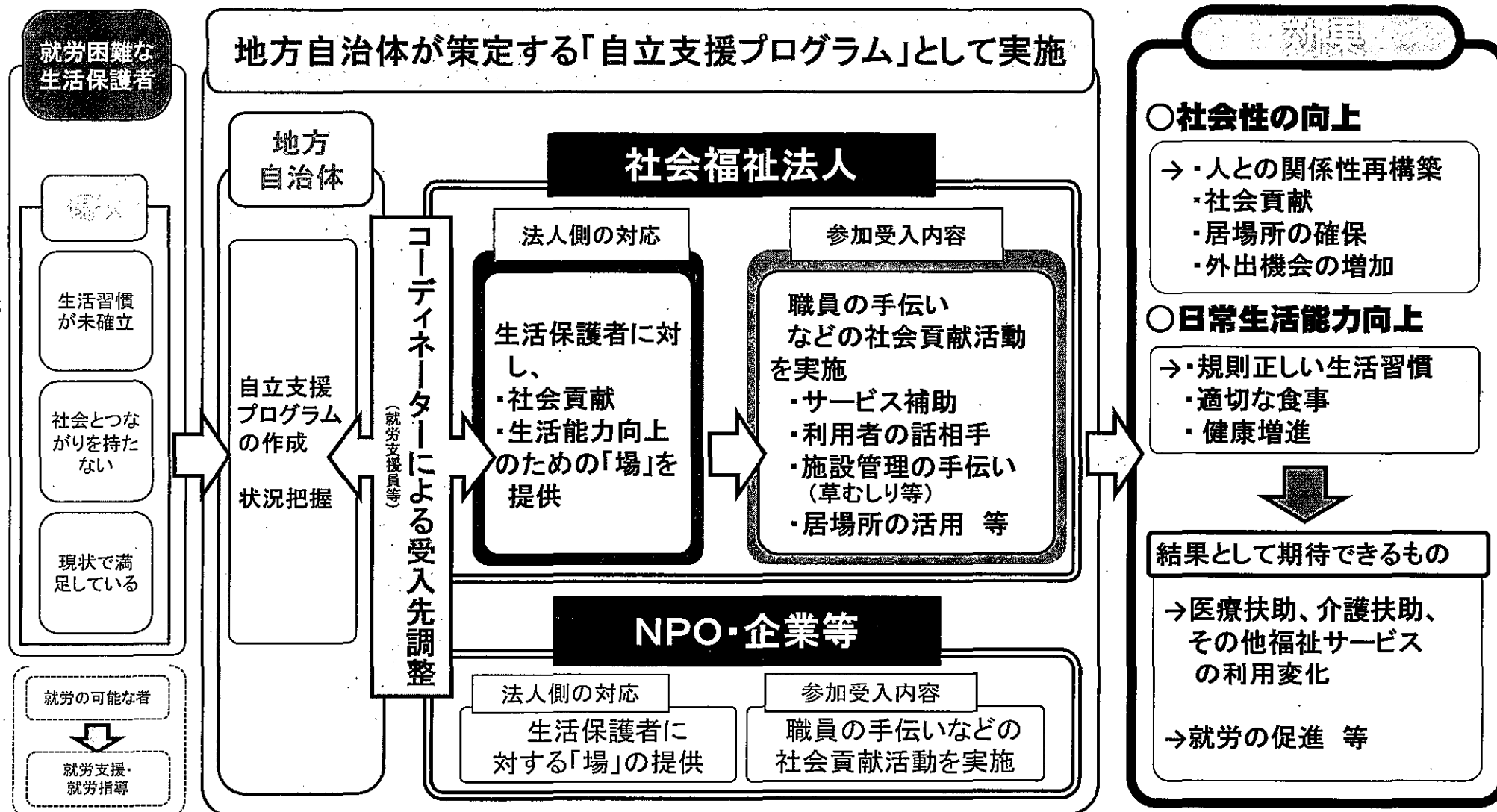


【新規事項】

⑤ 生活保護受給者の社会的自立の促進について

(社会福祉法人等と連携した社会的自立の強化について)

- 高齢者等で就労が困難な者を対象に、社会福祉法人等の協力を得て、職員の手伝い等を行う社会貢献活動や中間的就労の場を提供することを通じて、社会とのつながりを持つこと等を通じた社会的自立の促進を図る方針を提示することとしている。



【拡充事項】

⑥ 子どもの貧困の連鎖解消にむけた取組の充実・強化

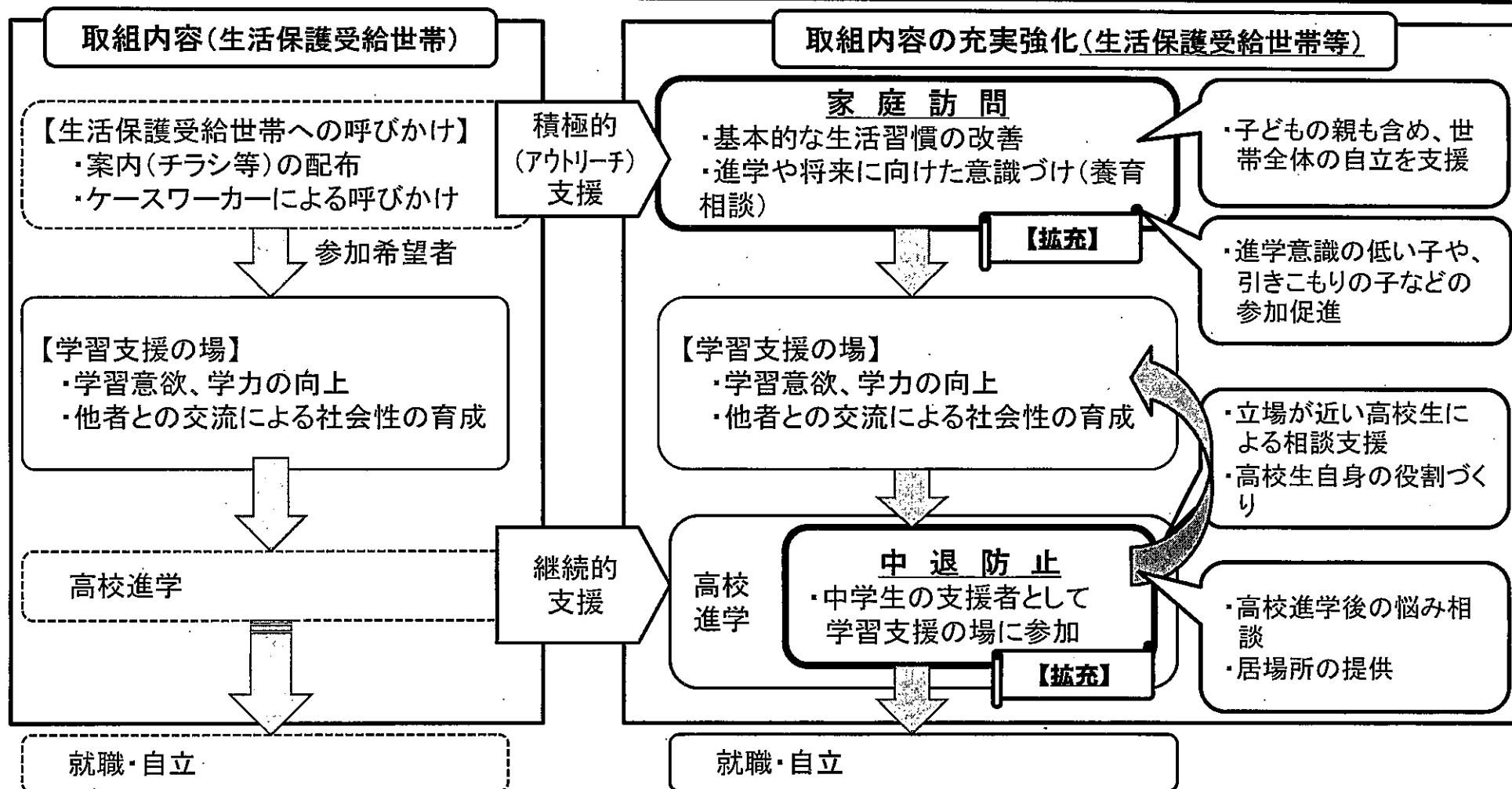
平成24年度予算(案)237億円の内数
補助率:定額(10/10相当)

平成24年度拡充事項

これまでの高校進学のための学習支援等の取組に加え、以下の取組を拡充する。

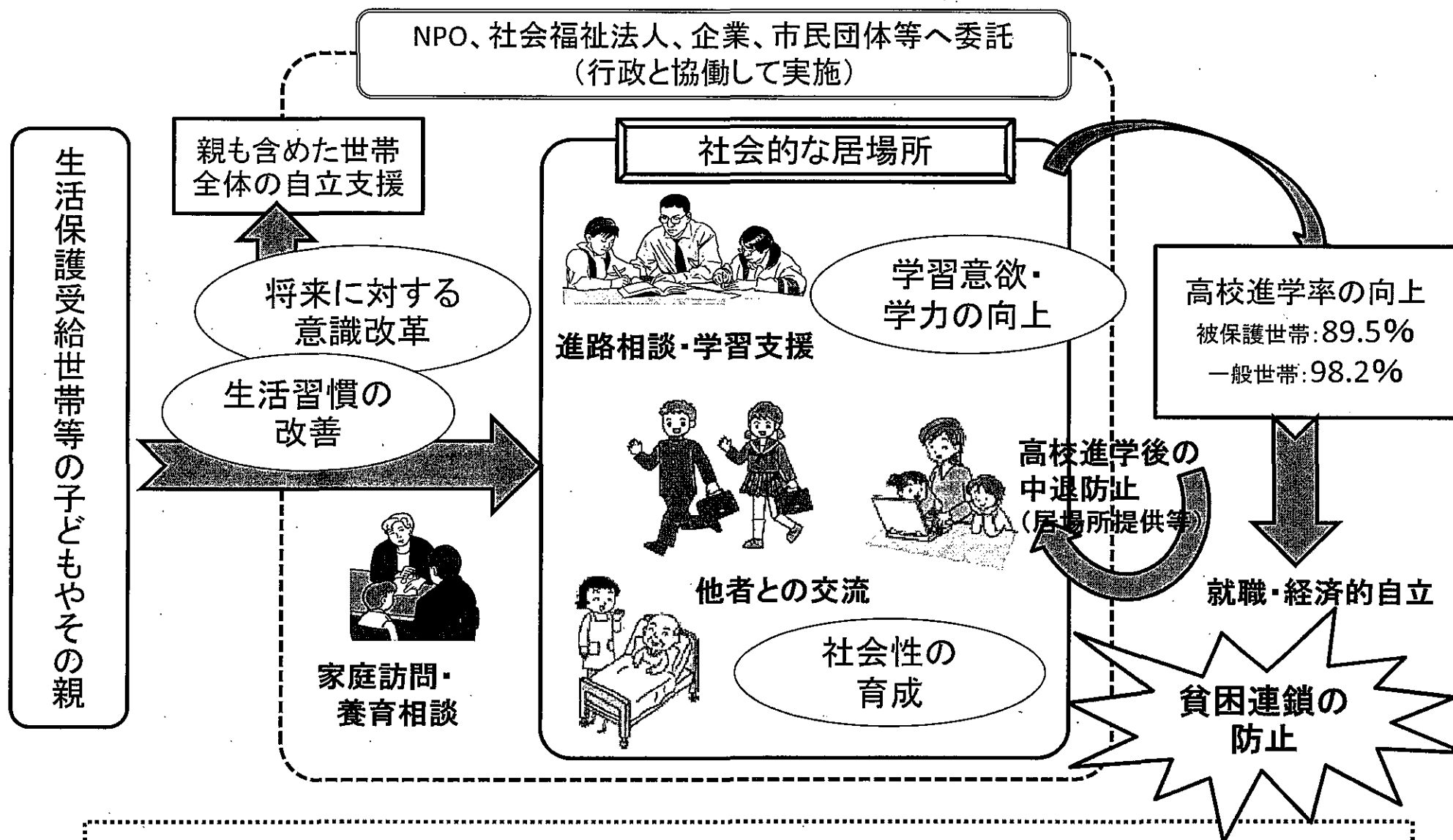
- ① 高校進学者の中退防止のための居場所の提供(学習支援に参加)
- ② 家庭訪問により、子どもの生活習慣の改善や養育相談

なお、対象者は、特段の事情がある場合を除き、原則として生活保護受給世帯の子どもとする。



【参考】子どもの健全育成支援事業（貧困連鎖の防止）の概要

平成24年度予算(案)237億円の内数
補助率:定額(10/10相当)



＜対象経費＞

- 相談員(コーディネーター)の人件費、活動費
- 学生ボランティアの交通費
- 学習の場など会場借料
- 等

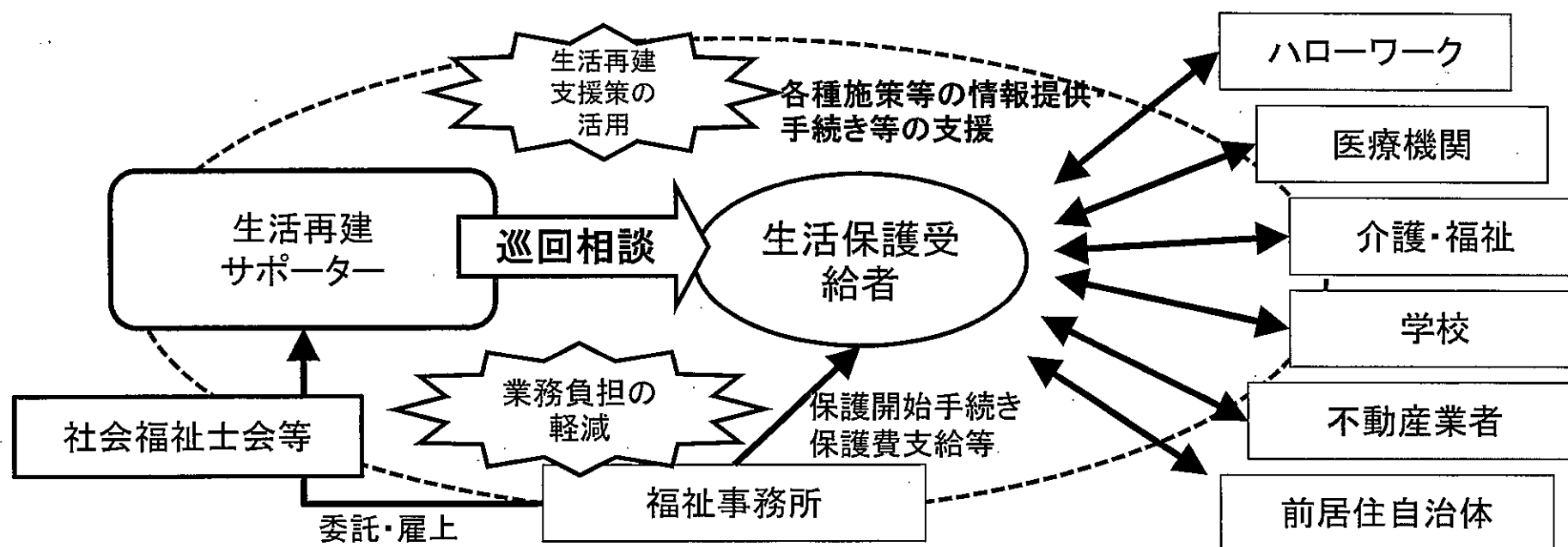
⑦ 被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業の概要

平成23年度第3次補正予算 30億円
補助率:定額(10/10相当)

- 生活保護受給者は、もともと社会的なつながりが希薄な者が多く、被災し、生活基盤の多くを失った中で、生活を再建していくためには、個別支援が必要不可欠。
- 特に、遠隔地に避難している場合は、地縁等もない中で日常生活全般にわたって様々な生活再建の支援が必要。
- 各自治体では、受給者が急増する中で業務負担が増大しており、ケースワーカーが十分な支援を行うことは困難。



- 社会福祉士会等の団体への委託や専門職員の雇上等により、東日本大震災による何らかの影響を受けた生活保護受給者（相談に来た者を含む）に対する巡回相談等を行い、各種の施策の活用を支援する「生活再建サポーター」を配置。
- 生活保護受給者の早期の生活再建と、被災地や被災者を多く受け入れている自治体の業務負担の軽減を図る。



2 自立・就労支援の充実・強化、そのための体制整備について

「生活保護制度に関する国と地方の協議中間とりまとめ」（平成23年12月12日。以下「中間とりまとめ」という。）では、生活保護受給者の自立・就労支援の充実・強化として、就労による自立の促進、生活保護に至らないための仕組みの拡充、社会的自立の促進についての施策を講じることとされた。

これまでも、各自治体には就労支援をはじめとして積極的に自立支援に取り組んで頂いているところであるが、中間とりまとめ等を踏まえて、今般、就労支援の一層の強化、就労が困難な者に対する社会的自立の支援の強化等を行うこととしているので、各自治体においてはこれらの取組を総合的に推進できるよう体制整備をお願いします。

（1）就労支援の強化について

ア 期間を定めた就労支援の実施について

中間とりまとめで、国から地方自治体に対して、期間を設定した集中的な就労支援を行うこと等を含む生活保護受給者の経験や適性等に応じた就労・自立支援の方針を提示する必要があるとされている。

今般、求職者支援制度や自立支援プログラムの活用などを含めた就労支援に係る援助方針の策定についても、追ってお示しすることとしているので予めご了解頂きたい。

イ 就労支援体制の強化について

ハローワークへの同行や面接支援等特別なサポートを必要とする生活保護受給者の就労支援を行う就労支援員（平成24年1月現在、1,742名（就労意欲喚起を行う者等を含む。）は、就労自立に向けたきめ細かな支援のため、必要不可欠な存在となっている。（費用対効果：約2.1倍（人件費/就労・増収による保護費の減額効果））

このため、平成23年度第3次補正予算において各都道府県の基金（緊急雇用創出事業臨時特例基金・補助率10/10）の事業実施期間を平成24年度末まで延長し、これまで以上に生活保護受給者の就労支援に取り組めるよう必要な経費を確保したところである。

併せて、①昨今の生活保護受給者数の増加状況を踏まえた就労支援員の配置数の強化（平成24年度目標：全国2,200名）、②早期就労に向け集中的な就労支援を行う自治体への就労支援員の増配置を可能とする考え方の提示③就労支援員が社会的自立、日常生活自立支援に関する業務できるよう、業務範囲を追加する考え方の提示、④小規模な自治体の支援として、都道府県等で就労支援員を雇用し、複数の福祉事務所へ巡回する等の就労支援員の広域的な配置を可能とする考え方の提示、等について今年度末を目処にお示しすることとしている。各自治体においては、予めご了知頂くとともに、就労支援体制の一層の強化に取り組まれるようお願いする。

なお、平成21年度より実施している就労支援員の全国研修会は、平成24年度も開催する見込みであるので積極的な参加をお願いする。

○就労支援員等（※）配置数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成24年1月
就労支援員等数（人）	557	666	1,308	1,742
実施自治体数（数）	305	374	523	607
支援対象者数（人）	34,052	42,550	54,493	—

（※）就労支援に携わるその他の専門職員（就労意欲喚起等）を含む（平成22年度以降）。

○就労支援員による就労支援の費用対効果

	平成20年度	平成21年度	平成22年度（※1）
交付実績額（※2）	16.7 億円	19.6 億円	27.5 億円
効果額	45.9 億円	49.4 億円	58.2 億円
費用対効果	2.75倍	2.52倍	2.12倍
（参考）有効求人倍率	0.77	0.45	0.56

（※1）東日本大震災の影響により、一部自治体の取組状況を反映していない。

（※2）就労支援員のほか就労意欲喚起等支援事業等の就労支援に要するものを含む。

ウ 「福祉から就労」支援事業の充実について

平成23年度より、生活保護受給者等の自立支援の充実・強化を目的に、地方自治体と都道府県労働局・公共職業安定所（以下「ハローワーク等」という。）

の間で、支援対象者数等の事業目標、相互間の役割分担等を明確にした協定等に基づき連携した就労支援を行う「福祉から就労」支援事業を実施しているところである。

今後、更に就労支援の強化を行うため、①就職支援ナビゲーターの増員（平成23年度700名→平成24年度1,000名）、②福祉事務所等への積極的な訪問等による生活保護申請前段階からの支援の実施、（アウトリーチによる早期アプローチ）、③キャリア・コンサルティングの重点実施、④就労後のフォローアップの実施等について平成24年度予算（案）に計上（職業安定局）している。

各自治体においては、ハローワーク等との連携をこれまで以上に強化頂くようお願いするとともに、ハローワーク等との協定を未だ締結していない自治体におかれては、早急に協定を締結頂くようお願いする。

（2）日常・社会生活及び就労自立の総合支援について【資料18P】

生活保護受給者に対する就労支援は積極的に実施されており、一定の効果を上げている。しかし、就労意欲の低い者や就職するための基本的な生活習慣に課題を有する者は、通常の就労支援のみでは就労に結びつきにくい状況にある。

そのため、平成24年度予算（案）において生活保護に至らない又は一旦保護に至ったとしても早期に脱却できるよう、従来の就労支援に加え、就労意欲が低いなど、直ちには就職には結びつきにくい者を対象に、①生活のリズムづくりなど、就労の際に求められる基本的な日常生活習慣の改善支援、②清掃、警備、介護など就労に結びつきやすい基礎技能習得や就労に必要な基礎能力の習得、③就労に結びつきやすい職種等に特化した個別求人開拓等の取組を専門職員の雇上や協力事業者等への委託等により行うことにより、日常・社会生活及び就労を総合的かつ段階的に支援する「日常・社会生活及び就労自立総合支援事業」（案）（セーフティネット支援対策等事業費補助金237億円の内数（補助率3／4））を新たに実施することとしている。

本事業は、生活保護に至る可能性のある者も対象としており、また、従来就労に結びつきにくかった者に対しても就職先を提供できる機会を提供できる事業である。各自治体においては、既存の就労支援の取組と併せて積極的に本事業を活用するようお願いする。

日常・社会生活及び就労自立総合支援事業（骨子案）
（自立支援におけるトランポリン機能の強化）

1 目的

生活保護受給者及び生活保護に至る可能性のある者（以下「生活保護受給者等」という。）が生活保護に至らないように、又は早期に就労や保護から脱却できるよう生活のリズムづくりなど就労の際に必要な基本的な日常生活習慣の改善支援、就労の際に役立つ基礎技能や基礎能力の習得支援、生活保護受給者等が就職に結びつきやすい業種に特化した個別求人開拓等を総合的に支援することにより、早期就労を支援する。

2 対象者

就労が見込まれる生活保護受給者等

3 実施主体

都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（委託可）

4 事業内容

（1）日常生活習慣の改善支援

定期的に通所させ、生活のリズムづくりや、通所先でのコミュニケーション、ビジネスマナーの習得等の支援を実施。

（2）基礎技能・基礎能力習得支援

基礎的な技能を有することにより就労に結びつきやすくなる職種に就労するために必要となる基礎能力習得支援を実施。

（3）個別求人開拓等

参加する生活保護受給者等の希望や、就労に結びつきやすい職種等に特化して行う個別求人開拓等

（4）支援メニューの調整

5 事業の実施方法

（1）事業の実施

ア 日常生活習慣の改善支援

イ 技能・能力習得支援

① 訓練先の選定

② 訓練の実施

（例）1週間に数回程度、1回数時間程度等、対象者の能力に応じて実施。

ウ 個別求人開拓

職業紹介（求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること）への該当性に留意

エ 参加状況の調整

5 その他

（3）社会福祉法人やNPO等と連携した社会的自立の強化について【資料19P】

生活保護受給者のうち、就労による自立が容易でない高齢者等については、個人

の尊厳という観点からは、より主体的に社会とのつながりを結び、社会的自立に向けて取り組んで行くことが重要である。そのため、これまで以上に社会福祉法人やNPO等の協力を得て、職員の手伝い等を行う社会貢献活動や、中間的就労の場を提供することにより、社会生活や日常生活能力の向上等を目指す取組を強化することとしている。

詳細は今年度末を目処にお示しすることとするが、下記に骨子案をお示しするので、各自治体においては、自立支援プログラムの策定、受け入れ可能な社会福祉法人やNPO等の確保、受入先との調整を行うコーディネーターの確保等により、生活保護受給者の社会的自立の支援に積極的に取り組まれるようお願いする。

生活保護受給者の社会的自立の強化の促進について（骨子案）

1 趣旨

就労による自立が容易ではない生活保護受給者に対して、社会福祉法人やNPO等（以下「協力法人」という。）の協力を得て、社会貢献活動や中間的就労の活動の場を提供することにより、社会生活や日常生活能力の向上等を目指す。

2 実施主体

都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（委託可）

3 対象者

保護の実施機関が、求職活動による早期の就労が困難であり、社会とのつながりを結び社会的自立を目指すことが必要と判断した生活保護受給者

4 事業の実施体制

（1）自立支援プログラムの策定

実施主体は、協力法人との連携方法、参加者の活動内容等を定めた自立支援プログラムを策定。

（2）受入先開拓者（コーディネーター）の設置

実施主体は、協力法人開拓や、連絡調整を行うコーディネーター設置（委託可）。コーディネーターの設置に社会的な居場所づくり支援事業の活用可。

5 事業の実施方法

（1）受入先の把握及び受入調整

協力法人の開拓、各種調整を実施

（2）受入先の決定

実施主体と協力法人で生活保護受給者に訓練の場提供の合意を書面にて確認

（3）実施主体による参加者の選定方法及び目標設定

実施主体は対象者を選定し、参加者と同意の上個人毎の目標を設定

（4）事業の実施

ア 社会貢献活動

各種訓練活動（無償のもの）

イ 中間的就労

一定程度の対価を伴った各種訓練活動

(事業内容の例)

i 職員の業務手伝活動

- ・ 社会福祉施設等の利用者との話相手
- ・ 社会福祉施設等の利用者の身の回りの世話
- ・ 通院、買い物、散歩等の付添い
- ・ クラブ活動等での参加指導
- ・ 食事の配膳、片付け
- ・ 洗濯、清掃、草むしり等の施設管理業務等

ii その他

- ・ 地域交流活動への参加等

(5) 活動内容の報告

協力事業所より実施主体に参加状況の報告。

(6) 活動内容の見直し

6 その他

(1) 中間的就労及び社会貢献活動参加者に関する留意点について

本事業は、参加者を労働者として雇用することを目的とするものではないため、参加者が各種労働法規等の適用を受けることは想定されない。

しかし、労働者に該当するか否かの最終的な判断については、実態を見て判断されることとなるため、参加者が労働者に該当することのないよう留意。

(2) 損害保険等について

有事の場合に備えた損害保険等への加入について記載。

なお、保険料に要する費用について「社会的な居場所づくり支援事業」の活用可。

(4) 子どもの貧困連鎖解消に向けた取組について【資料20P】

子どもの貧困の連鎖解消については、現在の貧困・格差問題の最重要課題のひとつであり、従前より「社会的な居場所づくり支援事業」の子どもの健全育成支援として、学習支援の場の提供等を実施頂いているところである。

なお、実施状況は、以下のとおりである。

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施自治体数	10	35	73

(※平成21, 22年度は子どもの健全育成支援事業として実施)

平成24年度予算(案)においては、高校進学のための学習支援等の取組に加えて、高校進学者の中退防止のための居場所の提供を行うほか、家庭訪問・養育相談等の積極的なアウトリーチ支援等の取組を強化することとしている。各自治体において

は関係機関と調整の上、これまで以上に積極的に取り組まれるようお願いする。

また、参加対象者の範囲については特段の事情がある場合を除き、原則として生活保護受給世帯の子どもとすることとしているのでご了解頂きたい。

なお、取組に当たっては、平成23年3月に作成し配布している「生活保護自立支援プログラム事例集～自立支援のためのヒント～」や「生活保護受給者の社会的な居場所づくりのための行政と協働し得る地域資源調査」により、先駆的な取組を行う自治体の事例を参考にされたい。

(5) 被災者の自立支援、就労支援策について

現在、平成23年度第三次補正予算により、被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業を実施しているところである。

本事業は、保護の実施機関に配置する生活再建サポーターが、何らか東日本大震災の影響を受けた生活保護受給者（保護の相談に来た者を含む）に対し、各種施策等の情報提供や手続き等地域の実状に応じた様々な役割を柔軟に行うことを想定しており、それにより生活保護受給者への必要な支援を行き届かせることが可能になるとともに、保護の実施機関の事務を総合的に補完できる事業である。本事業については、平成24年度においても活用可能とすることとしており、各自治体においては、引き続き雇用情勢等諸般の状況を勘案の上、積極的に取り組まれるようお願いする。

(6) 自立支援プログラムの推進等について

自立支援プログラムは、①管内の生活保護受給世帯全体の状況を把握し、②被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容や実施手順等を定め、③これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施することによって、被保護世帯が抱える様々な問題に対処し、これを解決するための「多様な対応」、保護の長期化を防ぐ「早期の対応」、効率的で一貫した組織的取組を推進する「システム的な対応」を可能とするものである。

各自治体においては、これまで以上に就労支援に取り組んで頂くとともに、子どもの健全育成に関する支援や、就労が困難な生活保護受給者に対する社会的自立の支援についてもより一層強化するようお願いする。

なお、新たに自立支援プログラムに取り組む際は、平成23年3月に作成し配布している「生活保護自立支援プログラム事例集～自立支援のためのヒント～」等により、先駆的な取組を行う自治体の事例を参考にされたい。

○自立支援プログラムの策定状況

	平成22年度(※)	平成21年度	増 加 数
経済的自立に関する自立支援プログラム (生活保護受給者等就労支援事業分を除く)	1,614	1,549	65
策定自治体数	856	846	10
日常生活自立に関する自立支援プログラム	2,048	2,008	40
策定自治体数	816	804	12
社会生活自立に関する自立支援プログラム	303	307	-4
策定自治体数	211	210	1
合 計	3,965	3,864	101

(単位：プログラム)

(※) 東日本大震災の影響により、一部自治体の取組状況を反映していない。 社会・援護局保護課調べ

○自立支援プログラムへの参加状況

	平成22年度(※)	平成21年度	増 加 数
経済的自立に関する自立支援プログラム (生活保護受給者等就労支援事業分を除く)	153,415	124,210	29,205
日常生活自立に関する自立支援プログラム	39,874	36,246	3,628
社会生活自立に関する自立支援プログラム	20,324	16,597	3,727
合 計	213,613	177,053	36,560

(単位：人)

(※) 東日本大震災の影響により、一部自治体の取組状況を反映していない。 社会・援護局保護課調べ

○就労支援に関する自立支援プログラムの状況 (生活保護受給者等就労支援事業分を含む)

		平成22年度(※)	平成21年度	平成20年度
就労支援に関する プログラム	策定プログラム数	2,174	2,087	2,093
	参加者数	88,631	74,519	65,206

(※) 東日本大震災の影響により、一部自治体の取組状況を反映していない。
社会・援護局保護課・職業安定局就労支援室調べ

(7) ケースワーク業務の外部委託等の推進について

福祉事務所におけるケースワーク業務については、生活保護受給者（特に稼働年齢層の者）の急増にケースワーカーの増員が追いつかず、個々のケースワーカーに

よる支援も限界に近づきつつある。生活保護受給者の自立に向けてはきめ細やかな「伴走型支援」が必要であり、こうした状況は見直す必要がある。

これまでも、自立支援策の強化として、自立支援プログラムとして整備の上、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用し、就労支援員の雇用や外部と契約を締結し就労支援業務を外部委託するほか、セーフティネット事業費補助金の自立支援プログラム策定実施推進事業等を活用し、専門職員の雇用や子どもの健全育成に関する業務を外部委託する等の取組が見られるところである。

一方、生活保護業務の適正な運営のためには、その他のケースワーク業務内容についても効率的に実施する必要がある。一部の自治体において実施されているが、同補助金の生活保護適正化実施推進等事業を活用等して、年金受給権等の収入資産状況の把握のための専門職員の雇用や、レセプトやケアプラン点検等の業務についての外部委託が可能であるので、自立支援の取組と併せて積極的に取り組まれるようお願いする。

3 医療扶助・介護扶助について

① 医療扶助の適正化に向けた取組みについて

（１）後発医薬品の利用促進

医療全体で後発医薬品の一層の使用促進を図る必要がある中、医療扶助についても、受給者の便益を損なわないよう配慮しつつ、後発医薬品の新たな使用促進策を実施。

具体的には、生活保護受給者に理解を求めた上で、後発医薬品を一旦服用することを促し、服用終了時に再度、本人の意向を確認し、更なる使用促進を図る。

（２）「医療扶助相談・指導員（仮称）」の配置

後発医薬品の使用促進など医療扶助適正化対策を推進するため、福祉事務所に「医療扶助相談・指導員（仮称）」配置し、後発医薬品の取扱いについて周知徹底・協力依頼、不適切な受診行動を行っている者に対する助言指導等を行う。

（３）電子レセプトを活用したレセプト点検の強化

これまでの紙レセプトに比べ、平成23年度から本格運用している電子レセプトを活用することで、抽出・点検作業の効率化を図られることから、各自治体においてレセプト点検の強化に取り組む。国においても、電子レセプトに係るシステムについて、具体的な対象となりうる者を抽出するための機能強化を行う。

（４）指定医療機関に対する効果的・効率的な指導

電子レセプト等を活用して、生活保護の指定医療機関からの請求状況を集計・分析し、生活保護受給者に関する1件当たりの請求金額が高い等、他に比べ突出しているケースについては、重点的にレセプトを個別に内容審査し、請求内容に問題の疑いがある医療機関に対しては重点指導を実施。また、指導等の対象となる医療機関を選定する基準を策定し、指定医療機関に対する効果的・効率的な指導を推進する。

（５）向精神薬における適正受診の徹底

同一月に複数の医療機関から向精神薬を処方されている生活保護受給者に対する指導について電子レセプトの情報を活用し、全診療科間の重複処方を抽出して適正受診指導を行う。

② 後発医薬品の使用促進の取組みについて

- 後発医薬品の普及は、患者の負担軽減及び医療保険財政の改善に資することから、平成24年度までに数量シェアを30%以上とすることを目標に、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」(平成19年10月)を策定し、総合的な取組を行っているが、平成23年9月時点での後発医薬品の数量シェアは22.8%となっており、政府目標の達成のためには一層の使用促進が必要である。

政府目標	後発医薬品の数量シェア(平成23年9月薬価調査速報値)
平成24年度までに後発医薬品の数量シェアを30%以上	22.8%

- このため、今後、以下の取組を行うことにより、更なる後発医薬品の使用促進を図ることとしている。

- ① 新しいロードマップを作成
- ② 医療保険による経済インセンティブを強化するために平成24年度の診療報酬改定において以下の取組を実施予定
 - ・保険薬局で患者へ後発医薬品の価格情報等の提供
 - ・処方せん様式の変更(個別の医薬品について、変更不可か記載を求める。)
 - ・保険薬局・医療機関における使用数量に応じた報酬の見直し

- また、生活保護における後発医薬品の使用は、患者の自己負担が生じないため、コスト意識によるインセンティブが働かない等の理由により、医療全体の後発医薬品の金額シェア7.9%に対し、生活保護分は7.0%にとどまっている。

	生活保護分(H22.6月審査分)	国保連・支払基金審査全体分(H22.5月診療分)
後発医薬品金額シェア	7.0%	7.9%

(調剤医療費(院外処方)に占める後発医薬品薬剤費の割合)

➡「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」等の考え方に基づき、医療全体で後発品の使用促進に取り組んでいる中、医療扶助についても、受給者の便益を損なわないよう配慮しつつ、後発医薬品の更なる使用促進に取り組むことが必要。

- ◆ 診療報酬において既に導入されている、分割して後発医薬品を使用する仕組み(後発医薬品の分割調剤)の例にならい、生活保護受給者の利便性に配慮しつつ、後発医薬品の新たな使用促進策を実施する。

具体的には、後発医薬品の効能・安全性及び医療全体で使用促進している状況等について理解を求めた上で、後発医薬品を一旦服用することを促し、服用終了時に再度、本人の意向を確認し、更なる使用促進を図る。

※ 医師が後発医薬品への変更を不可としている場合は対象外。

※ 後発医薬品を一旦、服用することを基本とする。ただし、本人の意向を尊重し強制的な措置は実施しない。

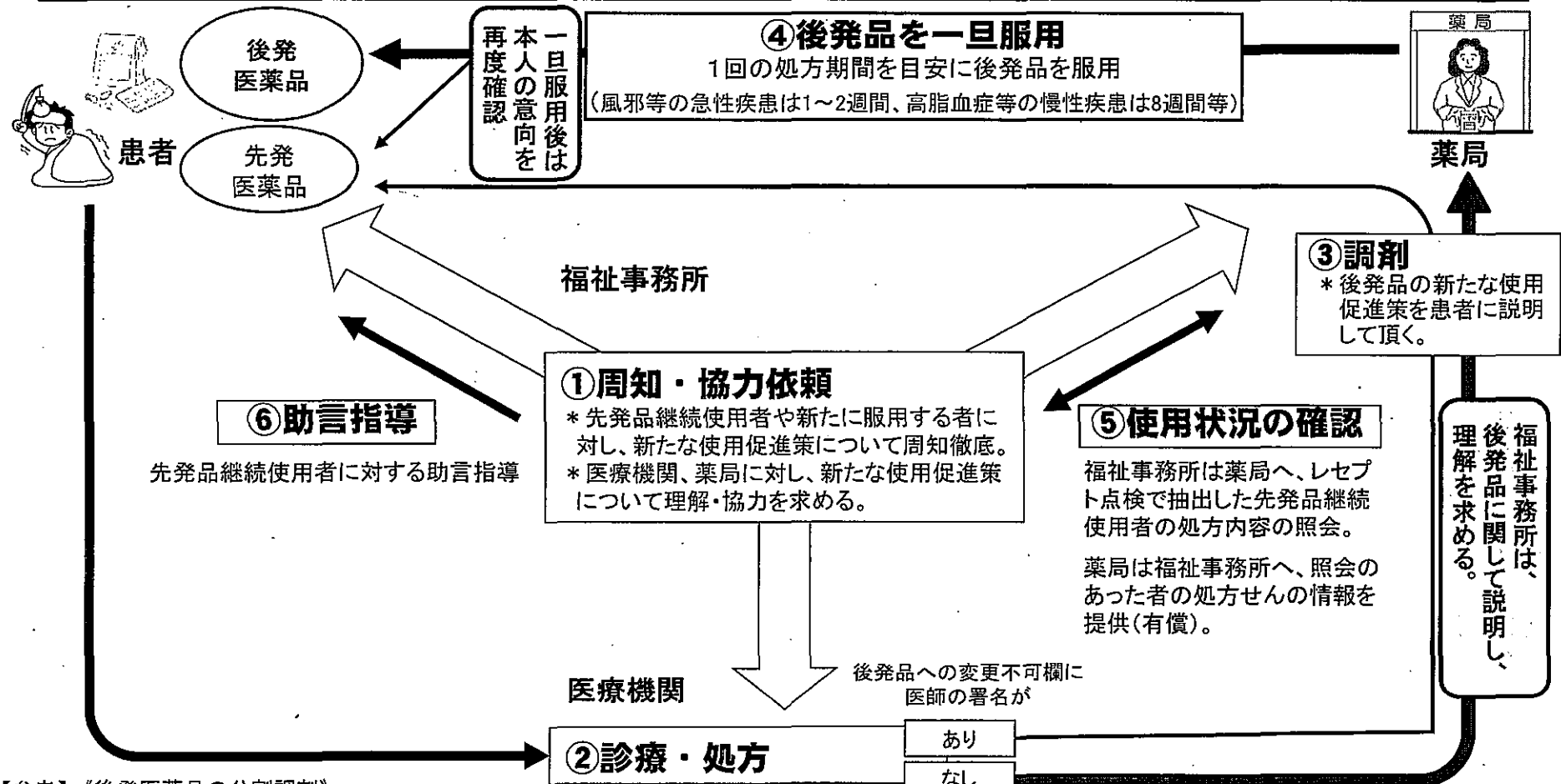
後発医薬品の使用促進策(案)

診療報酬において既に導入されている、分割して後発医薬品を使用する仕組み(後発医薬品の分割調剤)の例に
ない、生活保護受給者の利便性に配慮しつつ、後発医薬品の新たな使用促進策を実施する。

具体的には、後発医薬品の効能・安全性及び医療全体で使用促進している状況等について理解を求めた上で、
後発医薬品を一旦服用することを促し、服用終了時に再度、本人の意向を確認し、更なる使用促進を図る。

※ 医師が後発医薬品への変更を不可としている場合は対象外。

※ 後発医薬品を一旦、服用することを基本とする。ただし、本人の意向を尊重し強制的な措置は実施しない。



【参考】《後発医薬品の分割調剤》

診療報酬では、後発医薬品使用に心配等がある者に対して、処方された薬の服用日数を分割する方法(例えば、薬の処方期間が30日の場合に、まず10日分だけ後発医薬品を試しに服用し、問題なければ残りの20日間分をもらう)がある。

③ 医療扶助の適正化対策の推進 －医療扶助適正実施推進事業－

平成24年度予算額(案) :セーフティネット支援対策等事業費補助金237億円の内数

背景

- 後発医薬品の普及については、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」を策定し、医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいるところ。
- 一方、生活保護における後発医薬品の使用については、患者の自己負担が生じないため、コスト意識によるインセンティブが働かない等の理由により、医療全体の金額シェア7.9%に対し、生活保護分は7.0%(※)にとどまっている。

	生活保護分(H22.6月審査分)	国保連・支払基金審査全体分(H22.5月診療分)
後発医薬品金額シェア	7.0%	7.9%

- ・医療扶助についても、受給者の便益を損なわないよう配慮しつつ、後発医薬品の更なる使用促進に取り組む。
- ・具体的には、後発医薬品の効能・安全性及び医療全体で使用促進している状況について理解を求めた上で、後発医薬品を一旦服用することを促し、服用終了時に再度、本人の意向を確認し、更なる使用促進を図る。(新たな取組)

事業内容

- 後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正化対策を推進するため、福祉事務所に、患者(生活保護受給者)への助言指導や、医療機関・薬局への周知・協力依頼を行う「医療扶助相談・指導員(仮称)」を配置(※)する。

(※ 薬剤師、看護師、保健師、社会福祉士(MSW)等を想定。適切な機関に委託可)

【具体的な業務例】

- ＜生活保護受給者、医療機関、薬局に対する周知・協力依頼＞
 - ・生活保護における後発医薬品の取扱(使用促進、新たな取組)について、周知徹底・協力依頼
- ＜生活保護受給者の薬剤使用状況の確認＞
 - ・薬局の協力を得て先発薬を継続使用している生活保護受給者の処方せんを確認する等により、薬剤使用状況を確認
 - ・後発医薬品の処方実績が他の医療機関と比較し相当程度低調な場合には、当該指定医療機関へ意見聴取するとともに、医療扶助における後発医薬品の使用促進の実施に協力を依頼
- ＜患者(生活保護受給者)への助言指導＞
 - ・先発薬の継続使用者に対する助言指導助言指導
 - ・その他、重複受診者などに対する適正受診指導等

④ 医療扶助適正化に関する 電子レセプト活用マニュアル

(平成23年12月)

【参 考】 医療扶助適正化に関する取組みとの関係

内容点検の強化		
■ 頻回受診		
3 高額医療費・多受診等の分析		P12
10 往診料の算定回数が多いものの抽出		P26
13 頻回受診者(同一疾病で月15日以上通院が3ヵ月以上継続している者)を抽出するためのリストの作成		P35
■ 重複受診		
15 傷病名をキーワードにした、重複受診、重複投薬のチェック		P41
17 薬剤名をキーワードにした、重複投薬(複数医療機関から同一薬剤の投与が認められる請求)のチェック		P46
■ 他法他施策		
16 傷病名をキーワードにした、他法他施策(精神通院医療、結核患者の入院等)に該当する可能性があるものの抽出		P43
19 障害者手帳データと突合し、自立支援医療(更生医療)が活用されていない者を確認		P52
20 他の公費負担医療制度受給者データと突合し、公費負担医療が活用されていない者を確認		P56
■ 長期入院		
12 長期入院患者(入院期間が180日を超えた者)を抽出するためのリストの作成		P32
■ 指定医療機関への確認等		
5 複数の医療機関から「在宅時医学総合管理料」を同月に算定されているものの抽出		P16
6 治療に関する診療の可能性のあるもの(※レセプトの特記事項欄に「11・薬治」「12・器治」の記載がないもの)の抽出		P18
7 心臓ペースメーカー指導管理料の算定期限の把握		P20
■ その他		
9 人工腎臓の加算(夜間・休日等)が算定されているものの抽出		P24
11 傷病の原因が第三者加害行為で発生した可能性のあるもの(※レセプトの特記事項欄に「10・第三」の記載がないもの)の抽出		P29
21 生活保護システム(基幹システム)の被保護者情報と突合し、生活保護受給期間外の受診がないかを確認		P60
22 介護保険対象者データと突合し、医療扶助の請求内容に重複している給付がないかを確認		P63
向精神薬(処方されたレセプト)の抽出		
14 向精神薬が処方されたレセプトの抽出		P39
18 自立支援医療(精神通院医療)受給者データと突合し、向精神薬が重複処方されている可能性のある者の絞り込み		P48
後発医薬品の利用促進		
8 後発医薬品調剤量・処方実績(全体の処方・調剤量のうち先発医薬品・後発医薬品の割合)		P22
23 傷病に着目した後発医薬品等の使用状況		P67
24 後発医薬品差額通知の作成例		P69
その他(全病種)の分析		
1 医療費の分析		P8
2 傷病別医療費分析(医療費の定量的な統計から基準値を設ける意味合いで行う集計・分析)		P10
4 プロフィール分析(傷病)		P14
25 再審査提出件数、再審査結果件数の集計		P78

⑤ 平成24年度 生活保護等版レセプト管理システム改修の概要（案）

※今後変更の可能性があり得る

改修の概要

1 頻回受診者、向精神薬重複処方者など適正化対象者の抽出機能の強化

⇒ 具体的な適正化の対象となり得る者を的確かつ効率的に把握

- ・ 頻回受診者
- ・ 向精神薬重複処方者
- ・ 長期入院患者
- ・ 長期外来患者
- ・ 重複受診者

対象者の一覧を容易に抽出

2 特徴ある医療機関の抽出機能の拡充

⇒ 特定の診療行為が多い等、他に比べて特徴のある医療機関を把握

- ・ 特定の診療行為が多い医療機関を抽出
- ・ レセプト1件当たりの請求が高い医療機関の抽出機能を強化

3 診療報酬請求に係る内容点検機能の強化

⇒ 診療報酬請求に誤りがないか効率的に点検

- ・ 該当レセプトの抽出ルールを任意に設定できるよう審査・内容点検機能を強化

イメージ 《初診料》が算定されているレセプトの《診療月》が《診療開始月》と《異なる》ものを抽出 ⇒ 初診料の算定誤り

※ < >内に任意の条件(診療行為、医薬品名、医薬品使用量、診療期間、診療日等)を入力

コールセンターの設置について

システム改修時に、地方自治体が円滑に対応できるようコールセンターを設置（全国対応）

3 医療扶助・介護扶助について

(1) 医療扶助の適正化について【資料33P】

生活保護受給者が急増する中であって、医療扶助は生活保護費（約3.3兆円：平成22年度実績額）の約5割、1.6兆円を占めるまでになっているが、近年は、向精神薬の転売や、指定医療機関による架空請求など、医療扶助に係る不正事案が発生しており、「社会保障・税一体改革大綱」（平成24年2月閣議決定）においても、電子レセプトの効果的活用や後発医薬品の使用促進等を通じた医療扶助の適正化が掲げられる等、適正実施に向けた取組みが強く求められている。

また、「生活保護制度に関する国と地方の協議」の中間とりまとめにおいても、新たに導入した電子レセプトを活用したレセプト点検等の実施などの適正化の取組を行うこととされている。

こうした状況を踏まえ、今後、医療扶助の更なる適正化に向けた取組みとして、以下の点について重点的に実施していくこととしているので、ご丁知いただくとともに管内の福祉事務所等関係者へ周知願いたい。

「生活保護制度に関する国と地方の協議」の中間とりまとめ（抜粋）

医療扶助の適正化（運用改善等で速やかに実行する事項）

○ 平成23年度から全国に導入している電子レセプト等を活用し、医療扶助適正化に向けた地方自治体の取組を国は支援する必要がある。具体的には、国において、以下の取り組みを実施する必要がある。

- ① 向精神薬の重複処方や頻回受診等、不適切な受診行動が見られる生活保護受給者への適正受診指導を行うため、電子レセプトに係るシステムについて、具体的な対象となりうる者を抽出する機能を追加する機能強化
- ② 電子レセプトを活用した効果的な取組を進める観点から、指定医療機関における医療扶助の状況（生活保護受給者に関する請求が突出して多い等）を総合的に勘案した、適正化対象選定の基準策定
- ③ 先発薬が処方されている生活保護受給者に対する後発薬の使用促進を図るため、本人や医療関係者等への更なる働きかけ

- ④ 医療扶助の適正化のための電子レセプトの活用方法に関するマニュアルを国が作成し、地方自治体へ配付
- 今後、電子レセプトシステムの大規模改修を行う場合には、地方自治体が円滑に対応できるよう、地方自治体からの照会等に対応するヘルプデスクの設置を検討する必要がある。
- 審査支払機関を通じた生活保護受給者に係るレセプトの重点審査の徹底や、健康保険と比較したデータの地方自治体に対する提供を引き続き行う必要がある。

ア 後発医薬品の新たな使用促進策【資料 3 4 P】

平成 2 4 年度より、医療全体で後発医薬品の一層の使用促進を図る必要がある中、医療扶助についても、生活保護受給者の選択の権利等を損なわないよう配慮しつつ、後発医薬品の新たな使用促進策を実施する予定である。

具体的には、後発医薬品の効能・安全性及び医療全体で使用促進している状況等について理解を求めた上で、後発医薬品を一旦服用することを促し、服用終了時に再度、本人の意向を確認し、更なる使用促進を図ることとしている。（詳細については後述する。）

イ 「医療扶助相談・指導員（仮称）」の配置【資料 3 6 P】

平成 2 4 年度予算案において、後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正化対策を推進するため、全国の福祉事務所に、生活保護受給者への助言指導や、医療機関、薬局への制度の趣旨・取扱いに関する周知・協力依頼を行う「医療扶助相談・指導員（仮称）」を配置するために必要な予算を確保したところであり、積極的な取り組みをお願いしたい。

(ア) 具体的な業務（例）

- 生活保護受給者、医療機関、薬局に対する周知・協力の依頼
 - ・生活保護における後発医薬品の取扱（使用促進、新たな取組）について、周知徹底・協力の依頼

- 生活保護受給者の薬剤使用状況の確認
 - ・ 薬局の協力を得て先発医薬品を継続使用している生活保護受給者の処方せんを確認する等により、薬剤使用状況を確認
 - ・ 後発医薬品の処方実績が他の指定医療機関と比較し相当程度低調な場合には、当該指定医療機関へ意見聴取するとともに、医療扶助における後発医薬品の使用促進の実施に協力を依頼
- 患者（生活保護受給者）への助言指導
 - ・ 先発医薬品の継続使用者に対する助言指導
 - ・ その他、重複受診者などに対する適正受診指導等

(イ) 「医療扶助相談・指導員（仮称）」の職種について

「医療扶助相談・指導員（仮称）」は、医療扶助、とりわけ後発医薬品の使用促進に取り組むこととしていることから、薬剤師や看護師、保健師、社会福祉士等の資格を有している者が望ましいが、地域の事情に応じて、生活保護制度に精通しているケースワーカーOB等本取組みを円滑に実施する上で福祉事務所が適当と認めた者でも差し支えないものと考えている。

(ウ) 予算案の内容

(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金

- | | |
|---|---|
| { | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療扶助適正実施推進事業（新設） ・ 対象経費 人件費、委託費、活動経費（事務費、交通費等） ・ 補助率 国10／10 |
|---|---|

ウ 電子レセプトの活用について

平成23年度より本格運用している電子レセプトの活用により、生活保護受給者別や医療機関別、管内全体の受診・診療状況の把握や傷病別分析等の現状分析が効率的・効果的に行うことが可能であるため、電子レセプトを活用した適正化への取組みを積極的に実施されたい。

(ア) レセプト点検の更なる強化

電子レセプトを活用することにより、医療券の有効性や医療扶助受給資格の確認を行う資格点検及び当該受給者ごとのレセプト抽出（紐付け）による診療内容の横覧点検・縦覧点検が、これまでの紙レセプトに比べ格段に効率化されたところであり、各地方自治体におかれては、引き続き実効性のあるレセプト点検の実施をお願いします。

また、単にレセプト内容が診療報酬の請求ルールに合致しているかの点検を行うだけでなく、レセプトから読み取れる生活保護受給者の受診行動や医療機関の診療状況について、個別又は管内全体で分析することが必要である。これにより、不適切な受診事例または診療事例（エビデンス）を的確に把握し、エビデンスに基づいた必要な助言指導を行うことで適正化が図られることとなるので、（イ）のマニュアルも参考にしながら、電子レセプトの分析を通じた不適切事例の把握に努められるようお願いする。

(イ) 医療扶助適正化に関する電子レセプト活用マニュアル【資料３７Ｐ】

本年１月に各福祉事務所へ配布した「医療扶助適正化に関する電子レセプト活用マニュアル」は、電子レセプトのより有用となる活用方法などについて、事例収集など地方自治体の御意見も頂きながら作成したものであり、頻回受診や重複受診等の適正化対象者や後発医薬品の使用状況の確認を行う上で必要なデータの抽出などの基本的な利用方法を示しているばかりでなく、CSVデータを活用した自立支援医療などの他法他施策の対象者と電子レセプトの情報との突合といった応用的な利用方法も掲載しているので、積極的に活用されたい。

(ウ) 生活保護等版レセプト管理システムの改修【資料３８Ｐ】

平成２４年度には、生活保護等版レセプト管理システムについて、抽出機能の更なる強化等を図るため必要な改修を行う予定である。例えば、これまで、向精神薬の重複処方者の抽出をするには、向精神薬が処方されているレセプトを抽出し、別途、名寄せ（紐付け）を行うために対象レセプトをCSVデータに出力した上で集計を行う必要があったものを、複数の医療機関から向精神薬の重複処方を受けている者の一覧を自動的に作成できるようにする等、具体的

に適正化の対象となり得る者を効率的に抽出できるようにするといった改修を行う予定である。併せて、改修を行う際には、地方自治体が円滑に対応できるよう、地方自治体からの照会等に対応するヘルプデスクを設置する予定であるので、ご了解願いたい。

エ 指定医療機関に対する効果的・効率的な指導等

生活保護の指定医療機関において、生活保護受給者に対して架空・過剰な診療を繰り返す等、医療扶助を狙った不正請求が発生しているが、指定医療機関における不正事案に対しては、厳正な対応を行っていただくよう改めてお願いする。

一方、都道府県等本庁による指定医療機関に対する指導等については、指導体制が十分でないこと等により個別指導等の実施率が全体の1%弱で推移していることを踏まえ、効果的・効率的な実施をお願いしているところである。

具体的には、本年1月に生活保護法における審査・支払代行機関である社会保険診療報酬支払基金より各都道府県等本庁に対し提供された被保護者に係る診療報酬請求データ又は電子レセプトの分析結果等を活用して得られる医療機関の特徴（「請求全体に占める被保護者の生活保護受給者のレセプト件数が多い医療機関」「生活保護受給者のレセプト1件当たりの点数が高い医療機関」等）を総合的に勘案し、個別に内容審査をした上で、適正化対象の選定を行うよう通知しているところである。

なお、今後、指定医療機関における医療扶助の状況（生活保護受給者に関する請求が突出して多い等）を総合的に勘案した、適正化対象の選定基準を策定する予定であるので、ご了解願いたい。

オ 向精神薬における適正受診の徹底

平成22年度に生活保護受給者が向精神薬を営利目的で大量入手していた事案を受け、同一月に複数の医療機関（精神科）で向精神薬の重複処方を受けている者についてサンプル調査を実施した結果、約7割の者が複数の医療機関から不必要に同種の向精神薬を入手するなど、不適切な受診行動が認められた。このため、平成23年度においては、調査対象を全診療科に拡大し、同一月内に向精神薬が重複処方されている全ケースについて、電子レセプトを活用した調査を実施し、

不適切な事例については適正受診指導等を行うようお願いしているところである。

平成24年度においても、引き続き、向精神薬の重複処方の状況について重点的にレセプト点検を実施し、処方内容の調査を実施するようお願いする。また、自立支援医療（人工透析療法）の優先適用状況と併せて上記地方自治体の取組状況に係る地方厚生局による生活保護法施行事務監査について、平成24年度も引き続き行う予定であるのでご了解願いたい。

カ 柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について

医療扶助における施術の給付については、これまでも「生活保護法による医療扶助における施術の給付について」（平成13年12月13日付社援保発58号）等により、医師の同意が不要である場合の施術の取扱いについて、周知徹底してきたところであるが、今般、一部の福祉事務所において、施術を希望する者に対して、一律に、医療機関へ受診したうえでなければ施術を受けられない旨指導を行っている実態があったので、下記の取扱いについて、管内の福祉事務所及び地区担当員に対して、あらためて周知徹底を図るとともに、適切な取扱いがなされるよう指導をお願いする。

（医療扶助運営要領第3－7）

- ・柔道整復師が打撲又は捻挫の患部に手当をする場合は医師の同意は不要
- ・柔道整復師が脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は医師の同意は不要

（生活保護問答集第2編問56）

問 柔道整復については、打撲又は捻挫の患部に手当する場合や脱臼又は骨折の患部に応急手当をする場合は、医師の同意は不要とされているが、医師の同意が必要であるかどうかを確認する観点から、被保護者に事前に指定医療機関を受診するよう求めてもよいか。

答 指定施術機関での施術を希望する被保護者に対して、合理的な理由なく、事前に指定医療機関を受診するよう求めることは適当ではない。

福祉事務所は、被保護者から施術の給付申請があった場合には、医運第3－7に基づき、施術の給付可否意見書に必要事項を記載の上、指定施術機関において給付可否意見書の所要事項の記入を受けるように指導し、必要に応じて、医師の同意を求めるべきである。

また、平成22年度に会計検査院より、保険給付における柔道整復の療養費が十分な点検及び審査が行われていない事態があり、改善を図るべきとの指摘を受け、生活保護においても「柔道整復師の施術に係る医療扶助の適正な給付について」（平成23年3月31日付社援保発0331第7号）により、一層適正な処理を行うよう通知しているところであるので、上記の事項と併せて当通知についてもあらためて周知徹底を図るようお願いする。

キ 会計検査院からの指摘について

今般、会計検査院より、平成23年10月28日付けで通知された処置要求において、医療扶助における長期入院患者の実態把握が適切に実施されていない自治体が見受けられるとのことで、以下のとおり改善が求められたところである。

- (ア) 事業主体に対して、査察指導員、現業員、嘱託医、主治医との間で、退院の促進に向けて組織的に連携するよう、技術的助言等を行うこと
- (イ) 長期入院患者の実態把握の必要性及び実施要領に基づき適正に長期入院患者を把握することの重要性を事業主体に周知徹底するとともに、長期入院患者の実態把握等を確実に行うことができるよう、次のことを実施すること
 - ① 嘱託医の書面検討の検討が行われたことを確認できるよう書面検討の結果等を記載する様式等を示すこと
 - ② 現業員等が主治医の意見を聴取するに当たり、的確に主治医の意見を聴取できるよう、退院の可能性を確認するため聴取すべき事項を例示等すること
 - ③ 退院の可能性について主治医から聴取した意見等を記載する項目等を調査票等に設けるなどすること
- (ウ) 貴省、都道府県等が事業主体に対して行う生活保護法施行事務監査の際に、長期入院患者の実態把握等について確認し、長期入院患者の実態把握等が十分でない事業主体に対して改めて指導を徹底すること

会計検査院の指摘を踏まえ、長期入院患者の実態把握等を確実に行うことができるよう実態把握対象者名簿や調査票の様式等の見直しを行う予定であるので、査察指導員、現業員、嘱託医、主治医との間で、組織的に連携しながら退院の促進に向けて取組みを行うようお願いする。

(2) 後発医薬品の新たな使用促進策について（再掲）【資料 3 4 P】

平成 2 4 年度より、医療全体で後発医薬品の一層の使用促進を図る必要がある中、生活保護医療についても、受給者の選択の権利等を損なわないよう配慮しつつ、後発医薬品の新たな使用促進策を実施する予定である。詳細については、別途通知するが、概要は以下のとおりであるのでご了解願いたい。

ア 後発医薬品の使用促進の取組状況

後発医薬品の普及は、患者の負担軽減及び医療財政の改善に資することから、厚生労働省では、平成 2 4 年度までに数量シェアを 3 0 % 以上とすることを目標に、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」（平成 19 年 10 月）を策定し、総合的な取組を行っているが、平成 23 年 9 月時点での後発医薬品の数量シェアは 2 2 . 8 % となっており、政府目標の達成のためには一層の使用促進が必要である。

このため、今後、以下の取組を行うことにより、更なる後発医薬品の使用促進を図ることとしている。

- ① 新しいロードマップを作成
- ② 医療保険による経済インセンティブを強化するために平成 2 4 年度の診療報酬改定において以下の取組を実施予定
 - ・保険薬局で患者へ後発医薬品の価格情報等の提供
 - ・処方せん様式の変更（個別の医薬品について、変更不可か記載を求める）
 - ・保険薬局・医療機関における使用数量に応じた報酬の見直

また、生活保護における調剤医療費（院外処方）に占める後発医薬品薬剤費の割合は、医療全体の後発医薬品の金額シェア 7 . 9 %（国保連・支払基金審査全体（H22.5 月診療分））に対し、生活保護分は 7 . 0 %（H22.6 月審査分）にとどまっている。

このため、医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる中、医療扶助についても、受給者の便益を損なわないよう配慮しつつ、後発医薬品の更なる使用促進に取り組むことが求められている。

イ 後発医薬品の新たな使用促進策

後発医薬品の使用促進を図るため、診療報酬では、後発医薬品使用に心配等がある者に対して、処方された薬の服用日数を分割して調剤する方法（例えば、薬の処方期間が30日の場合に、まず10日分だけ後発医薬品を試しに服用し、本人の理解が得られれば残りの20日間分をもらう）を取り入れている。この仕組みの考え方を踏まえ、生活保護受給者に対して、後発医薬品は効能・安全性・供給体制等には万全を期しており、先発医薬品との差異はないことを説明した上で、先ずは一旦、1回の処方期間を目安に、後発医薬品を服用してもらうよう促すこととし、一旦服用後に、本人の意向を再度確認し、更なる使用促進を図る取組を、平成24年度より行うこととしている。

○後発医薬品使用促進の取組内容（案）

1 後発医薬品に関する生活保護受給者に対する周知

福祉事務所は、生活保護受給者に対して、厚生労働省が告示するひな形を参考にして作成したパンフレットを用いる等により、本取組や後発医薬品に関する以下の事項について周知徹底を図る。

ア 後発医薬品は、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であると認められた医薬品であること。

イ 医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいること。

ウ 処方医が後発医薬品の利用が可能であると判断した場合には、生活保護受給者に対し、指定薬局において、一旦、後発医薬品の使用を促すものであること。

エ 処方医が後発医薬品の利用が可能であると判断したにもかかわらず、先発医薬品の使用が継続している場合には、後日、先発医薬品を使用している事情等を福祉事務所が聴取することになるとともに、後発医薬品の品質・有効性・安全性等について不安がある場合等には、後発医薬品について理解を求めた上で、使用を促すことになること。

オ 一旦、後発医薬品を使用した者に対しては、その後、改めて意思を確認の上、継続した後発医薬品の使用を促すことになること。

カ 生活保護受給者の理解の上、後発医薬品を一旦使用することを促すものであり、強制するものでないこと。

2 指定医療機関等に対する周知及び協力依頼

① 生活保護法の指定を受けている病院、診療所に対して、厚生労働省が告示するひな形を参考にして作成したパンフレットを用いて説明を行うなど、本取組に理解を求めること。

② 生活保護法の指定を受けている薬局に対して、厚生労働省が告示するひな形を参考にして作成したパンフレットを用いて説明を行うなど、本取組の実施に理解、協力を求めるとともに、当該福祉事務所における生活保護受給者に対する本取組の周知の状況についても説明すること。

③ 薬局に対しては、処方医が後発医薬品の利用が可能であると判断していることを確認の上、順次、処方せんを持参した生活保護受給者に後発医薬品を一旦使用することを促して頂くよう協力を求めること。

また、後発医薬品を一旦使用した生活保護受給者に対して、本人の意思を確認の上、継続して後発医薬品を使用することを促して頂くよう協力を求めること。

④ 本取組を実施した後、後発医薬品の処方実績が他の医療機関と比較し相当低調な場合には、当該指定医療機関及び指定薬局に意見聴取をするなど事情をよく把握したうえで、必要に応じて本取組への協力を求めること。

3 後発医薬品の使用状況の確認

① 調剤報酬明細書の確認

先発医薬品を使用している者を抽出するため、調剤報酬明細書（以下「調剤レセプト」という。）の調剤内容を確認し、既に後発医薬品が薬価収載されている先発医薬品を使用している者を抽出すること。

② 処方せんの確認

①により抽出した者について、指定薬局から調剤の給付を受けている場合は、必要に応じ、厚生労働省が告示するひな形を参考に、指定薬局に対して処方せんの写しの提出協力を依頼し、当該処方せんに、処方医による「後発医薬品への変更不可欄」への署名又は先発医薬品の銘柄名の近傍に「変更不可」との記載がされているか、当該指定薬局において後発医薬品の変更が可能かどうかについて確認を行うこと。

なお、処方せんについては、対象者に係る全ての処方せんについて提出を求める必要はなく、先発医薬品が使用されている直近月の処方せんのうちの1枚について提出を依頼すればよいこと。

また、薬局に処方せんの提出を依頼する際には、複数の者にかかるものをまとめて依頼を行うなど、薬局の事務負担について十分な配慮を行うこと。

処方せんを確認した結果、「後発医薬品への変更不可欄」に医師の署名等がある場合については、下記④の確認を行う必要はないこと。

③ 生活保護受給者に対する確認

上記②により確認された者に対して、先発医薬品の使用に係る状況確認を行うこと。

4. 生活保護受給者に対する更なる説明

上記3による確認の結果、指定薬局において、後発医薬品の使用が可能である旨の説明を受けたにもかかわらず、特段の理由なく後発医薬品の使用をしていないと認められた場合には、可能な限り、直接本人と面会し、先発医薬品を使用している事情等を聴取するとともに、改めて、後発医薬品を一旦使用することについて理解を求めること。

その際も、本人の意思を尊重し強制的にならないよう配慮すること。

ウ 留意事項

新たな使用促進策は、後発医薬品を一旦服用することを基本とするものであるが、本人に説明し理解を求めた上で、一旦服用を促すものである。本人が後発医薬品の服用を望まない場合は本人の意向を尊重することとしており、後発医薬品を使用しない場合であっても、保護の停廃止等強制的な措置を実施するものではない。また、後発医薬品を一旦服用した場合であっても、その後、後発医薬品を継続するか否かについては、再度本人の意向を確認することとしている。

なお、新たな使用促進策は、後発医薬品の使用に関して医師が処方せんの「変更不可」欄に署名している場合は対象外としており、医師の処方に関する判断を尊重するというこれまでの考え方に変更はないので留意頂きたい。

エ 今後のスケジュール（予定）

平成24年3月	厚生労働省より自治体へ通知発出
3月～4月	自治体において、生活保護受給者、薬局・医療機関へ新たな使用促進策について事前周知・理解を求める
4月～5月	薬局において、新たな使用促進策について生活保護受給者に説明開始

（3）介護保険法改正に伴う介護扶助運営要領等の改正について

平成24年度介護保険法改正に伴う介護扶助運営要領等の改正については、追って厚生労働省社会・援護局保護課から通知する予定であるので、あらかじめ御了知願いたい。

4 保護の適正実施について

4 保護の適正実施について

(1) 国と地方の協議に係る中間取りまとめで指摘された運用改善事項への取組について

ア 金融機関本店に対する一括照会について

適正な保護の決定及び保護費の支給のために、生活保護法第29条に基づく要保護者等の資産及び収入の状況を把握することが不可欠であり、要保護者等の預貯金等に関する調査については、日頃より、各自治体においてご尽力いただいているところである。本調査をより円滑かつ効果的に実施できるよう、地方自治体から国に対し運用の改善を求める要望が出されており、「中間取りまとめ」においても、金融機関本店への一括照会について速やかに導入に向けた手続を進める必要があるとされたところである。

本店一括照会については、全国銀行協会と24年3月末を目途に協議を進めているところであり、協議を踏まえて方針をすみやかに取りまとめ、各自治体に対し周知する予定であるので、あらかじめ御了知願いたい。

イ その他の事項に係る取組について

国と地方の協議中間とりまとめにおいて、ア以外にも以下の事項について指摘がされ、検討しているところであるので、あらかじめ御了知願いたい。

(ア) ハローワークと福祉事務所との間の具体的な情報交換が円滑に進むよう、求職活動状況に関する照会の本人同意を取る方策

個人情報保護の観点から、従来協力が得られにくかった生活保護申請者の就労状況等に関する情報が得られるよう、関係機関に照会することについての本人の同意の項目を追加する方向で検討している。

(イ) 稼働能力の判断に資する情報提供等の支援のあり方

ハローワークで行う職業適性検査の結果等、稼働能力の判断に資する情報の提供が福祉事務所に円滑になされるよう調整を進めている。

(ウ) 求職者支援制度と生活保護制度との関係整理

関係部局において検討中。

(エ) ケースワーカーの負担軽減に資する訪問調査回数の緩和

ケースワーカーが直接訪問しなくとも、関係機関や他施策等との連携によって担当ケースの状況が把握できる仕組み作りを検討している。

(オ) 期間を定めた就労支援の実施について

保護開始直後から、期間を定めて集中的に就労支援を行う方針を年度内に策定できるよう検討している。

(2) 要保護者の適切な発見把握について

ア 生活困窮から電気・ガス・水道料金等の滞納により、ライフラインが止められ、死亡に至るといふ事態の発生を防ぐため、電気等の供給停止に際して、電気・ガス等の事業者等と福祉事務所が連携を強化し、要保護者の発見・把握に努めるよう平成22年10月1日付で厚生労働省社会・援護局保護課長通知によりお願いし、今年度も平成23年7月8日付で同旨の通知を発出している。

しかしながら、今般、生活困窮者が公共料金等を滞納し電気・ガス等の供給が止められた状態で発見されるという大変痛ましい事案が発生しており、一部の自治体においては、関係部局・機関（民生委員を含む）等との連絡・連携体制が十分に図られていない実態を踏まえ、生活困窮者に関する情報を自治体の民生主管部（局）が適切に収集する観点から、改めて管内における電気・ガス等の事業者等との連絡・連携体制の実態を把握した上で、「福祉部局との連携等に係る協力について」（平成14年4月23日資源エネルギー庁関係課長通知）に留意し事業者等と連携を強化されたい。

なお、その際は事業者や民生委員等から得られる生活困窮者の情報が着実に必要な支援につながるよう、自治体の民生主管部（局）にこうした情報を一元的に受け止める体制を構築されたい。こうした情報を得た民生主管部（局）は、民生委員等と連携の上、必要に応じて、生活困窮者に対する訪問、電話かけ等を行い、安否、健康状態の確認を行うなど適切な支援を実施されたい。

こうした取組については、「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」（厚生労働省社会・援護局長通知）により平成24年2月23日付で各自治体をお願いしているところであり、特に御留意の上、生活困窮者の支援に当たられたい。

イ 安否確認等にあたっては、ケースワーカーによる訪問活動等のほか、民生委員や地域包括支援センター、NPO法人等、地域の社会資源の活用についても検討すること。

ウ 生活の相談に福祉事務所に来所した方に対しては、生活困窮の状況を的確に把握

の上、面接相談票等に記録し、福祉事務所内で情報を共有するよう努められたい。
保護申請の意思のある方に対しては、生活保護制度の仕組みを十分に説明の上、申請手続きへの援助指導を行うこと。法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為自体も現に慎むべきであることに留意願いたい。

なお、保護の申請に至らなかった方に対しても、関係機関と連携し、可能な限り必要なフォローアップをするよう努められたい。

(3) 東日本大震災による被災者の生活保護上の取扱い等について

東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについては、これまで「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活保護の取扱いについて」（平成23年3月17日社援保発0317第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）などにより周知しているところであり、各自治体においても、これらの通知を踏まえ対応に万全を期していただくとともに、ケースワーカー等を被災自治体に派遣するなど被災地における生活保護行政の適正な実施に御尽力いただいているところであるが、引き続き以下の取扱いに留意願いたい。

ア 義援金等の取扱いについて

東日本大震災に係る義援金等の生活保護制度上の取扱いについては、「東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについて（その3）」（平成23年5月2日社援保発0502第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「保護課長通知」という。）において、「当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」を収入として認定しない取扱いとするともに、自治体の判断により、費目・金額を積み上げずに包括的に一定額を自立更生のために充てられるものとして自立更生計画に計上できる取扱いをお示ししたところである。あわせて、被災者の被災状況や意向を十分に配慮し、一律・機械的な取扱いとならないよう留意することや、あらかじめ自立更生に充てられる経費の内容等について提示・説明するなど被災者の事務負担軽減に努めること等について通知しているところである。

今後においても、複数次に渡って義援金等が配分されることが考えられるが、自立更生計画を段階的に策定するなど、当該義援金等が、被災した被保護世帯の生活再建に有効に活用されるよう、配慮されたい。

また、福祉事務所においては、保護課長通知に基づき適切に事務処理を行っていただいているものと認識しているが、自立更生に充てられる経費の内容等について生活保護受給者に十分な説明を行わないまま収入認定を行った上で保護の停廃止を行ったり、義援金等の受領を理由に保護の辞退届の提出を生活保護受給世帯に求め、保護を廃止するなど、一部の自治体において不適切な取扱いが見受けられたところであるので、東日本大震災に係る対応に際しては、被災者の事情に配慮し、適切な保護の実施に当たるよう、保護課長通知の趣旨及び内容について、改めて管内の福祉事務所に周知徹底をお願いする。

イ 雇用保険の失業給付の給付期間の延長措置切れによる生活困窮者への対応について

東日本大震災発生以降、被災等により職や住まいを失った方々の住居の確保や生計維持など生活再建のための支援について政府全体で取り組んでいるところであり、昨年10月には、雇用保険の失業給付の給付期間の延長措置（広域延長給付）を実施したところである。本年に入り、延長措置の期限到来による支給終了者が出始めることにより、各種施策を講じてもお生活に困窮する方が生活保護の開始の申請に至ることが考えられる。そのため、「東日本大震災により生活に困窮された方への支援の徹底について」（平成24年1月6日社援保発0106第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、

・雇用保険の失業給付の終了を契機に生活に困窮し、保護の申請した方について、単に稼働能力があることのみをもって保護の要件を欠くものではなく、「就労の能力」や「就労の意思」を有し、現に就労していなくても積極的に求職活動を行っている場合は保護の適用となり得ること。生活保護の相談や申請があった場合、生活歴・職歴等を聴取した上で、本人の稼働能力に見合った就労の場が得られるかどうかについて十分見極め、必要な支援を行うこと

・雇用保険の失業給付の終了を契機に生活保護の受給に至った方に対し、就労支援員等による就労支援をきめ細かく実施するとともに、自立支援プログラムを活用すること

・平成23年度第3次補正予算に計上された「被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業」により、各種施策等の情報提供や手続きなど地域の実情に応

じた役割を柔軟に行っていただく「生活再建サポーター」の配置が可能となったため、同サポーターの活用により生活保護受給者への必要な支援を行き届かせることが可能になるとともに、福祉事務所の事務を総合的に補完できるものであるため、積極的な活用を検討の上、被災した生活保護受給者に対し必要な支援を行うこと

など、支援に当たって留意いただきたい事項について通知しているところである。各自治体においても、都道府県労働局、ハローワークや産業政策担当部局とも連携の上、引き続き被災者への適切な支援に努めるようお願いする。

(4) 無料低額宿泊施設等について

無料低額宿泊施設等をめぐる問題、いわゆる「貧困ビジネス」は依然として後を絶たず、適正な運営が強く求められることから、生活保護受給者に対して住居と食事等の生活サービスをセットで提供する事業者に対して刑罰も含めた新たな法規制について、議員立法（被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する法律案）が検討されている。現在、同法案の国会提出に向けた準備が進められていると承知しており、厚生労働省としても必要な協力をしているところである。

また、無料低額宿泊施設及び社会福祉各法に法的位置付けのない施設（以下「無料低額宿泊施設等」という。）については、平成22年7月に各自治体の御協力の下、実態を把握し、23年6月に実態調査結果を公表した。本調査結果から、一部の施設において不適切な事案が見受けられたことを踏まえ、早急に講じる対策として、平成21年10月20日発出した通知と同旨の事務連絡を発出したところであり、以下に掲げる事項について管内実施機関に周知するとともに、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援の確保が図られるようお願いする。

- ① 訪問調査の徹底や劣悪な住環境にある場合などの転居支援
- ② 消防署が行う防火安全対策への協力
- ③ 未届施設に関する関係部局との連携
- ④ 生活保護費の本人への直接交付の徹底
- ⑤ 無料低額宿泊施設の収支状況の公開の徹底

また、平成24年度も今年度に引き続き「居宅生活移行支援事業」を実施し、自治体がNPO法人や事業者等に委託して事業を実施するという従前からの「委託方式」

に加え、同事業の実施に積極的な事業者等に対して補助を行うこととする「補助方式」でも可能とする予定である。本事業は、地方自治体が適切と考える無料低額宿泊施設に対して入居者の居宅生活に向けた支援を委託し、生活保護行政の適正な運用及び生活保護受給者に対する適切な支援を図るためのものであることから、無料低額宿泊施設の適正な運営にも資するものである。本事業の積極的な活用について御検討いただきたい。

(6) 「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」の活用について

生活保護の適用は、収入だけでなく、所有する不動産等の資産についても、預貯金などの資産や年金等の社会保障施策と同様に活用することが前提となっている。

要保護世帯向け不動産担保型生活資金（以下「リバースモゲージ」という。）については、平成22年に会計検査院から指摘を受け、「年金制度及び不動産等の資産の活用の徹底等について」（平成23年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）、「生活保護受給者等に対する生活福祉資金貸付制度の活用について」（平成23年6月24日厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、生活保護受給者が所有する不動産等の資産の状況等の適時適切な把握と組織的管理を求めるとともに、必要に応じリバースモゲージ制度の活用等を具体的に指導助言するよう周知しているところである。各自治体におかれては引き続きリバースモゲージの活用を促進されたい。

(7) 会計検査院からの指摘について

今般、会計検査院より、平成23年10月28日付けで通知された処置要求において、法第78条の適用及び法第63条に基づく費用返還決定額の算定について、不適切な取扱いを行う自治体が見受けられたところであり、以下の改善が求められたところである。

- ア 厚生労働省は、事業主体に対して、法第63条又は法第78条を適用する場合の考え方を明確に示し、収入申告がなされていない事態について検討を十分行った上で、法第78条を厳格に適用するよう徹底を図ること
- イ 厚生労働省は、事業主体に対して、返還決定等及び自立更生費等の取扱いについて体系的に明示するとともに、返還決定等の判断の適切性並びに返還金の額から控除する額の適切性及び必要性を検討するための様式を示すなどすること。また、返還決

定に当たり、特に遡及して年金を受給した場合を含め、原則として返還対象額全額を返還させる取扱いを徹底すること

ウ 厚生労働省は、事業主体に対して次のような技術的助言を行うこと

(ア) 申告義務について被保護世帯の状況に応じた的確に説明を行い、収入の有無にかかわらず定期的かつ確実に収入申告書の提出を求めること

(イ) 返還決定等に当たり、返還及び徴収の対象となる機関及び返還対象額等の算定を適正に行うこと。また、返還決定に当たり、自立更生費等を控除する場合は、必要性を十分検討した上で、控除の認定を適切に行うこと

エ 厚生労働省及び都道府県等が、事業主体に対して行う生活保護法施行事務監査の際に、返還決定等の状況の確認を徹底し、保護費の返還及び徴収が適正に行われていない事業主体に対して改めて指導を徹底すること

会計検査院の指摘を踏まえ、法第78条の厳格な適用に係る取組み等について、追って厚生労働省社会・援護局保護課から通知等により具体的な事務手続等をお示しする予定であるので、あらかじめ御了知願いたい。

5 平成 24 年度生活保護基準について

5 平成24年度生活保護基準について

(1) 平成24年度生活扶助基準について

生活扶助基準の改定は、一般国民の消費水準との均衡を図るという観点(水準均衡方式)から実施しており、具体的には、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸び率を基礎として、社会経済情勢等を総合的に勘案した上で改定している。

平成24年度の生活扶助基準の改定については、こうした考え方にに基づき、現在の経済、雇用情勢等を総合的に勘案した上で、据え置くこととした。(別紙1参照)

なお、生活保護基準については、社会保障審議会生活保護基準部会において、5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、基準額が一般の低所得世帯の消費実態と適切に均衡がとれているかなど、専門的かつ客観的に評価・検証を実施することとしており、本年末を目途に報告書のとりまとめを考えている。

(2) 平成24年度児童養育加算について

現在の子ども手当は、昨年10月分より「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づき支給されており、その効果が生活保護受給世帯の子どもにも等しく及ぶよう、生活保護受給世帯には子ども手当と同額の児童養育加算を設けている。

平成24年度の取扱いについては、現在国会に「児童手当法の一部を改正する法律案」が提出されているところであり、同法案の審議状況を踏まえ対応することとなるのでご留意願いたい。

(3) その他

生活扶助(重度障害者加算等)、出産扶助(施設分べん)及び生業扶助の技能修得費(高等学校等就学費を除く。)については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

(別紙1) 平成24年度予算(案)における基準額(月額)の具体的事例

1. 標準3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	172,170	164,870	157,580	150,270	142,980	135,680
住宅扶助 (注1)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合 計	241,970	223,870	210,580	196,270	183,080	169,780
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注2)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の22年度における上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

2. 高齢者単身世帯【68歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
住宅扶助 (注)	53,700	45,000	41,000	35,400	31,000	26,200
合 計	134,520	122,190	114,540	105,310	97,260	88,840
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の21年度における上限額の例である。

3. 母子2人世帯【30歳、4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	149,620	144,380	137,530	132,280	125,440	120,190
住宅扶助 (注1)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合 計	219,420	203,380	190,530	178,280	165,540	154,290
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注2)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の21年度における上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

社会保障審議会生活保護基準部会

設置趣旨及び審議事項

生活保護基準について、5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施する必要がある。このため、社会保障審議会に、生活保護基準についてご審議いただく専門の部会を設置した。

当面のスケジュール

評価・検証の方法等について平成23年4月から議論を開始。

平成23年末に入手した最新の全国消費実態調査のデータ等を集計し、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否か等の検証作業を行い、平成24年末を目途に報告書を取りまとめる予定。

(参 考) ○生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書(平成16年12月15日)

第2 生活保護基準の在り方について

1 生活保護基準の評価・検証等について

(1) 評価・検証(抜粋)

今後、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか否かを定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に一度の頻度で検証を行う必要がある。

委員名簿 (五十音順・敬称略) ◎:部会長 ○:部会長代理

阿部 彩 国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析
研究部長

○岩田正美 日本女子大学人間社会学部教授

◎駒村康平 慶應義塾大学経済学部教授

庄司洋子 立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授

栃本一三郎 上智大学総合人間科学部教授

林 徹 長崎大学経済学部教授

道中 隆 関西国際大学教育学部教授

山田 篤裕 慶應義塾大学経済学部准教授

開催状況	第1回	平成23年4月19日	部会長の選出、生活保護制度の概要等について
	第2回	平成23年5月24日	生活保護基準の体系等について
	第3回	平成23年6月28日	生活保護制度における地域差等について
	第4回	平成23年7月12日	生活保護制度における勤労控除等について
	第5回	平成23年9月27日	委員からの報告
	第6回	平成23年10月4日	委員からの報告
	第7回	平成23年10月25日	委員からの報告
	第8回	平成23年12月13日	生活保護基準の検証について

6 生活保護関係予算について

6 生活保護関係予算について

(1) 生活保護関係予算について

ア 生活保護費等負担金について

(ア) 平成24年度予算案について

生活保護費負担金については、各扶助ごとの給付実績を基礎とした上で、直近の被保護人員の伸び等や、医療費の適正化対策の実施による影響などを踏まえ、対前年度2,248億円増(8.8%増)の2兆7,924億円を計上している。

	平成24年度 予算案	平成23年度予算	
		当初予算額	補正後予算額
保護費負担金	2兆7,924億円	2兆5,676億円	2兆6,361億円

(イ) 平成24年度の執行について

各自治体への生活保護費等負担金の交付は、予算の効率的な執行の観点から、直近実績に基づき算出された各自治体からの所要見込額に基づき実施しているところである。

平成24年度においても、四半期ごとに所要見込額を把握することとしているが、生活保護受給者は平成23年7月に現行制度下で最大となり、以後も増加していることから、各自治体においては、常に管内の保護動向等を注視し、適切に所要額を算出するとともに、これに必要な財源措置を講じられたい。

また、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止について」(平成21年3月9日厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の内容について改めて徹底するなど、不正等の防止に対しても適切な対応を図られたい。

(ウ) 生活保護費等国庫負担金に係る適正な精算について

生活保護費等国庫負担金に係る適正な精算については、「生活保護費等負担金の精算に係る適正な返還金等の債権管理について」(平成22年10月6日社会・援護局保護課長通知)にて、返還金等の調定額の計上、調定後の債権管理について適正に実施するよう徹底を図っているところである。

返還金等について、収納済額のみを調定額として計上することは国庫負担金を過大に交付することとなることから、各自治体においては、本通知の趣旨を踏まえ、適正な国庫負担金の精算について、改めて徹底されたい。

なお、今年度は、各自治体からの実績報告書の提出後、計画的に交付額の確定を行ったところであるが、平成24年度においても、同様に早期の精算交付又は返還の手続きを行うこととしているので、実績報告書の提出期限（6月末）について厳守するとともに、必要な予算措置等の対応をお願いしたい。

イ 緊急雇用創出臨時特例交付金（基金）について

緊急雇用創出臨時特例交付金（住まい対策拡充実施分）については、平成21年度第2次補正予算により、各都道府県に基金を造成し、事業実施しているところであるが、今年度の第3次補正予算において、「被災生活保護受給者に対する生活再建サポート事業」など東日本大震災に係る復旧・復興事業を新設するとともに、事業実施期間を1年間延長し、平成24年度末までとしたところである。

各都道府県においては、事業の実施状況や実施効果を踏まえ、必要に応じて事業計画を見直すなど基金の適切かつ有効な活用を図られたい。

ウ セーフティネット支援対策等事業費補助金について

平成24年度予算案においては、生活保護受給者等の就労・自立支援対策の強化のための「日常・社会生活及び就労自立総合支援事業（補助率3／4）」及び後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正化対策を推進するための「医療扶助適正化推進事業（補助率10／10）」を創設したことなどにより、対前年度37億円増の、237億円を計上しているところである。

セーフティネット支援対策等事業費補助金の実施要綱、交付要綱及び交付方針は別途通知するが、平成24年度については、適正実施を図る観点から、従前から継続実施している事業についても費用対効果等実績を評価した上で選択する方針であるので、各自治体においても事業内容等を精査の上、協議願いたい。

エ 生活保護ケースワーカーに係る地方交付税措置について

生活保護ケースワーカーの person 費については、従前より地方交付税により措置しているところであるが、近年の被保護世帯の急増に対応するため、平成21年度以降、毎年増員されているところである。

平成24年度においても、地方交付税の算定基礎となる職員数全体は減員となる中で、ケースワーカーにおいては増員が図られる見込みである。

については、各自治体の福祉担当部局においても、これを踏まえ、必要な増配置がなされるよう関係部局との調整を図られたい。

【標準団体規模（道府県：人口20万人、市町村：人口10万人）における生活保護ケースワーカー算定数】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (案)
道府県	15人	16人	17人	18人	19人
増員数		(+1人)	(+1人)	(+1人)	(+1人)
市町村	8人	10人	11人	12人	13人
増員数		(+2人)	(+1人)	(+1人)	(+1人)

(2) 保護施設の運営及び整備について

ア 保護施設の運営について

(ア) 保護施設における精神障害者等の地域移行支援及び地域定着支援について

保護施設においては、これまでも保護施設通所事業や居宅生活訓練事業の実施などにより、入所者等の地域移行に向けた支援や地域生活の定着に向けた支援を行ってきたところである。

平成23年度からは、救護施設において、精神保健福祉士を加配した場合の加算措置を講じるほか、精神状態の悪化など一時的に不安定になった際における一時保護入所を実施したところであるので、アウトリーチ機能の強化など、地域における保護施設の役割の強化に向けてより一層努められたい。

(イ) 保護施設内での虐待防止対策について

昨年、保護施設内において、職員による入所者への虐待事案が発生したところである。

高齢者及び障害者に対する虐待防止については、それぞれ高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法により、虐待の防止に向けた取組や、虐待を発見した場合の取り扱いが定められているところであるので、保護施設においても、職員に対する研修の実施や苦情処理体制の整備など、虐待防止に向けた取組を図るよう管内の保護施設を指導されたい。

また、万一、保護施設内での虐待事案が発生した場合には、速やかに当該施設から所管自治体に報告を行うよう徹底されたい。

(ウ) 保護施設に係る最低基準の条例委任について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、保護施設の設備及び運営等については、平成24年4月1日から各都道府県等の条例により最低基準を定めることとされ、昨年12月には、厚生労働省令を改正し、各自治体において条例を定めるにあたって、職員の配置基準や居室面積については「従うべき基準」、定員規模については「標準」、その他の基準については「参酌すべき基準」との区分を行ったところである。

各自治体における条例については、経過措置により平成25年3月31日までに定めることとされているので、遺漏のなきよう取り扱われたい。

なお、各自治体において独自の基準を設ける場合等においては、管内の施設等との協議を行うなど、円滑な実施に十分配慮されたい。

(エ) 施設に入所する子どもにかかる子ども手当の支給について

平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により、平成23年10月から、児童福祉施設等に入所している0歳～中学校卒業まで子どもの「子ども手当」については、施設の設置者に対して支給されることとなっており、保護施設においても、支給対象（※）になる子どもが入所している場合、施設の設置者より市町村へ申請を行うことが必要となる。

※ 2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、子どものみで構成する世帯に属している者に限る。

特別措置法による子ども手当の支給については、申請期限が本年3月31日（土曜日が閉庁日となっている市町村においては3月30日）となっているので、管内施設に対し、念のため、支給対象となる子どもがいないか注意喚起が行われたい。

イ 保護施設の整備について

これまで社会福祉施設等施設整備費補助金の整備対象としてきた保護施設の施設整備のうち、都道府県及び指定都市実施分については、平成24年度から地域自主戦略交付金（内閣府計上）により対応することとなったところである。

平成24年度予算成立後、交付限度額の通知、交付要綱等の送付等が行われる予定なのでご留意されたい。

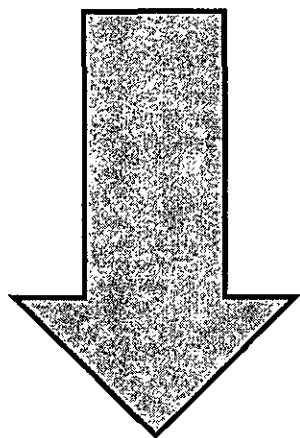
また、中核市実施分については、引き続き社会福祉施設等施設整備費補助金の整備対象となるので了知されたい。

7 不正事案の告発等について

① 不正事案の告発の目安となる考え方について

近年、不正受給件数は増加傾向にある一方、告発件数は低調。

年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
不正受給件数(件)	12,535	14,669	15,979	18,623	19,726	25,355
不正受給金額(千円)	7,192,788	8,978,492	9,182,994	10,617,982	10,214,704	12,874,256
告発件数(件)	9	13	12	26	24	52



◆ 生活保護制度に関する国と地方の協議における中間とりまとめ
(平成23年12月12日)(抜粋)
「悪質な不正事案に対しては、刑事告訴・告発をする等福祉事務所に
おいて厳正な対応が必要である。それを円滑に行うため、国は、不正
事案の告発の目安となる基準の策定について検討する必要がある。」

国において、過去に告訴等を行った事案をもとに、事案の傾向の整理し、関係機関と協議を行っ
た上で、不正事案の告訴等の目安となる考え方を示し、不正事案に対する告訴等を含めた厳正な
対応を徹底していく。

② 暴力団対策の強化について

これまで、暴力団員による保護申請については、保護の要件を満たさないため、原則却下する取扱いとしている。

今後、暴力団員による生活保護受給への対策として以下の取組を行っていく。

① 保護申請時に暴力団員でないことの申告を求める

平成24年度から、新たに保護申請を行う者に対して、申請時に暴力団員は保護の要件を満たさない旨を説明し、説明を受けたことについて確認を取ることとする。

② 暴力団員に対する生活保護法第78条に基づく返還の対象範囲の整理

保護受給者が暴力団員であることが判明した場合の生活保護法第78条に基づく保護費の費用徴収の対象範囲を整理。



暴力団員による生活保護の受給を排除するとともに、生活保護受給者が暴力団員であることが判明した場合、暴力団員であることが明らかな時期に遡って費用徴収を行うことを徹底。

7 不正事案の告発等について

(1) 不正事案の告発の目安となる考え方について

近年、不正受給件数等は増加傾向にある一方、不正事案に係る告発件数については年数十件程度と低調な状況にある。

このため、生活保護制度に関する国と地方の協議中間とりまとめ（平成23年12月12日。以下「中間とりまとめ」という。）においても、「国は、不正事案の告発の目安となる基準の策定について検討する必要がある」とされているところである。

このため、過去の告発事案の概要をもとに、関係省庁とも協議し、事例の傾向の整理及び生活保護法第85条の構成要件の明確化等を図るための通知を発出することになっているので、予めご了解願いたい。

(2) 暴力団員対策の強化について

生活保護における暴力団員への対応については、「暴力団員に対する生活保護の適用について」（平成18年3月30日付け社援保発第0330002号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）において示しているとおりであるが、今般、中間とりまとめにおいて、暴力団排除に向けた取組として、「保護申請時に暴力団員でないことの申告を求めることとし、併せて、受給者が暴力団員であることが判明した場合の法第78条に基づく返還請求の対象範囲を整理」とされているところである。

これを受け、以下の取組を行うこととするので、予めご了解願いたい。

ア 保護申請時に暴力団員でないことの申告を求めることについて

平成24年度からは、新たに保護申請を行う者に対して、申請時に暴力団員は保護の要件を満たさない旨を保護のてびき等により説明し、説明を受けたことについて確認書を取ることにする。

また、既に保護を受給している者についても、保護申請時の説明と同様の内容を記載したパンフレット等を配布するものとする。

今後、これらの様式の標準等をお示しする予定である。

イ 暴力団員に対する法78条に基づく返還の対象範囲について

上記アの取組にあわせ、保護受給者が暴力団員であることが判明した場合の法第78条に基づく保護費の費用徴収の対象範囲及び消滅時効の期間について、今後、関係省庁とも調整した上で整理し、通知を発出する予定である。

(3) 不正受給対策に関する予算事業の活用

セーフティネット支援対策等事業費補助金の体制整備強化事業を活用し、退職した警察官OB等、警察当局と福祉部局との連携を図るための人材を雇用している自治体もある。退職した警察官OB等を福祉事務所に配置することにより、不正受給に対する告訴等の手続の円滑化、申請者等のうち暴力団員と疑われる者の早期発見などの効果が期待される。そのため当該事業の導入を積極的に検討し、告訴等も含めた不正受給対策の徹底を図っていただきたい。

8 保護の処分等に関する訴訟等の取扱いについて

8 保護の処分等に関する訴訟等の取扱いについて

(1) 保護の処分等に関する訴訟の取扱いについて

地方自治法に定める第一号法定受託事務について、地方公共団体の行政庁を当事者とする訴訟が提起された場合は、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）に基づき、直ちに、その旨を法務大臣（法務局・地方法務局）に報告することとされている。

生活保護も同様であり、生活保護の処分等に関する訴訟が提起された場合は、平成7年3月29日付け厚生省社会・援護局保護課長通知「生活保護法に基づく保護の決定、実施に係る事務に関する訴訟の取扱いについて」等に基づき、法務局（地方法務局）への報告と同時に、当課に連絡するようお願いしているところであるが、連絡がないまま、判決に至るようなケースが稀に見受けられるところである。当課としても、生活保護関係の訴訟については、関心を有しているところであるため、各自治体におかれては、生活保護の処分等に関する訴訟が提起された場合は、直ちに法務局（地方法務局）に報告すると同時に、当課に連絡するよう、改めて管内福祉事務所に対して周知徹底願いたい。

（参考条文）

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律

第6条の2 地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。

(2) 審査請求の裁決に係る教示について

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）は、審査請求の裁決に係る教示について、「審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査庁及び再審査請求期間を記載して、これを教示しなければならない。」（同法第41条第2項）と規定しているところであるが、再審査請求の前提となる審査請求の裁決について、本来、再審査請求を提起することが適当でない事案についてまで、一律に再審査請求を提起することができる旨の教示をしている事例が散見されるところである。

審査請求の裁決について、再審査請求を提起することができる旨の教示を要さない事案は下記のとおりであるので、その取扱いについて十分御留意願いたい。

とりわけ、厚生労働大臣に対して、再審査請求を提起できる法的根拠が無い、市町村長が処分庁として行った生活保護法第78条の規定に基づく費用徴収処分に係る再審査請求について、厚生労働大臣に対して再審査請求を提起することができる旨の教示をしている事例が多く散見されるため、特に御留意願いたい。

なお、審査請求・再審査請求の根拠規定について、参考資料として添付しているので、御参照願いたい。

① 審査請求を不適法とした却下裁決

行政不服審査法では、再審査請求を適法に提起するためには、その前提となる審査請求が適法に提起されていることが条件であると解されているところである。

行政不服審査法第40条第1項は、「審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。」と規定しているところ、審査請求が不適法である場合については、次の6つのパターンが考えられる。

- ① 請求をすることができない事項である場合
- ② 請求資格のない者がした場合
- ③ 審査庁を誤った場合
- ④ 請求期間経過後になされた場合
- ⑤ 補正命令に応じなかった場合
- ⑥ 請求の目的が消滅した場合

したがって、上記6つの理由により、審査請求を却下とした裁決について、裁決書中に再審査請求を提起することができる旨の教示をする必要はない。

② 認容裁決

審査請求に係る請求人の主張を全部認容する旨の裁決を行う場合、当然その裁決の効力によって、請求人の不服とするところの利益が回復されることとなるから、裁決書中に再審査請求を提起することができる旨の教示をする必要はない。

なお、請求人の主張を一部認容する旨の裁決を行う場合については、請求人はその余の部分になお不服がある可能性が考えられるので、裁決書中に再審査請求を提起することができる旨の教示をする必要があるといえる。（ただし、その余の部分が不適法として却下する裁決である場合は、①と同様の理由により再審査請求を提起することができる旨の教示をする必要はない。

③ 再審査請求を提起できる法的根拠がそもそも無い場合

生活保護法第78条の規定に基づく費用徴収処分に係る再審査請求については、行政不服審査法第8条第1項第2号の規定に該当する場合にのみすることができるものである。

したがって、都道府県知事又は市町村長が処分庁として、生活保護法第78条の規定に基づく費用徴収処分を行った場合については、行政不服審査法第8条第1項第2号に該当せず、また、同法及び他法に再審査請求を提起することができる旨の規定が存在しないことから、再審査請求を提起することができる旨の教示をする必要はない。

同様に、処分庁の「不作為」についても、再審査請求を提起することができる旨の規定が存在しないことから、再審査請求を提起することができる旨の教示をする必要はない。

審査請求・再審査請求の根拠規定について

○保護の決定及び実施に関する事務に基づく処分の場合

→ 生活保護法第64条、第66条、地方自治法第255条の2の適用あり

処 分 庁	審 査 庁	再 審 査 庁
都道府県知事	厚生労働大臣 (行政不服審査法第5条第1項第2号、同条第2項、地方自治法第255条の2第1号)	なし
都道府県設置福祉事務所長	都道府県知事 (行政不服審査法第5条第1項第1号、同条第2項)	厚生労働大臣 (行政不服審査法第8条第1項第2号、同条第2項、地方自治法第255条の2第1号)
市町村長（町村長は、福祉事務所設置町村長に限る。）	都道府県知事 (行政不服審査法第5条第1項第2号、同条第2項、地方自治法第255条の2第2号)	厚生労働大臣 (行政不服審査法第8条第1項第1号、同条第2項、生活保護法第66条第1項)
市町村設置福祉事務所長	都道府県知事 (行政不服審査法第5条第1項第1号、同条第2項、生活保護法第64条)	厚生労働大臣 (行政不服審査法第8条第1項第1号、同条第2項、生活保護法第66条第1項)

○法定受託事務であって、保護の決定及び実施に関する事務以外の事務に基づく処分の場合（78条処分など）

→ 地方自治法第255条の2の適用あり

処 分 庁	審 査 庁	再 審 査 庁
都道府県知事	厚生労働大臣 (行政不服審査法第5条第1項第2号、同条第2項、地方自治法第255条の2第1号)	なし
都道府県設置福祉事務所長	都道府県知事 (行政不服審査法第5条第1項第1号、同条第2項)	厚生労働大臣 (行政不服審査法第8条第1項第2号、同条第2項、地方自治法第255条の2第1号)
市町村長	都道府県知事 (行政不服審査法第5条第1項第2号、同条第2項、地方自治法第255条の2第2号)	なし
市町村設置福祉事務所長	市町村長 (行政不服審査法第5条第1項第1号、同条第2項)	都道府県知事 (行政不服審査法第8条第1項第2号、同条第2項、地方自治法第255条の2第2号)

9 生活保護関係調査等について

9 生活保護関係調査等について

(1) 福祉行政報告例の調査移管について

現在、統計情報部社会統計課で実施している福祉行政報告例のうち生活保護関係については、平成24年4月調査分（平成24年5月登録分）より、調査の所管が社会・援護局保護課に移管される。これにあたり、次のように調査体系等が変更されるので留意願いたい。

ア 調査体系

下記のとおり変更となる。

現 行	平成24年度以降
福祉行政報告例（生活保護） 【月 報】第 1 表～第 6 表 【9 月報】第 7 表～第10 表 【年度報】第11 表～第13 表 ※ 提出期限は、 月報は翌月末日 9月報は当該年度の10月末 年度報は翌年度の4月末	被保護者調査 【月次調査】第 1 表～第13 表 ※ 提出期限は、 全表とも翌月20日
被保護者全国一斉調査 【基礎調査】 【個別調査】 ※ 提出期限は、毎年8月	被保護者調査 【年次調査】 現行の基礎調査と個別調査から成る。 ※ 提出期限は、毎年8月

イ 調査票の提出方法

紙媒体又はExcelファイルによる調査票の提出から、原則、生活保護業務データシステムを利用したデータ登録（CSVファイル一括登録または画面入力）に変更となるので留意されたい。

現在、生活保護システムの改修が未終了である等のやむを得ない理由により、CSVファイル一括登録等を行っていない福祉事務所等においては、調査票情報を画面か

ら入力することとなるので、平成23年11月30日事務連絡「福祉行政報告例の調査移管に伴う生活保護業務データシステムの運用について」の「【参考】「月別概要」におけるサンプルCSVを利用した画面入力」を参照して入力をお願いする。

ウ 試行運用について

平成23年11月30日事務連絡でお知らせしたとおり、上記4月調査分からの本格運用に先立ち、混乱が生じないように平成23年11月調査分（平成23年12月登録分）から実際の運用に準じた試行運用をお願いしている。

都道府県・指定都市・中核市におかれては、上記事務連絡を参照の上、毎月20日までに当課あて管内福祉事務所の登録状況の連絡を、また、現在、CSVファイル一括登録を行っていない福祉事務所等におかれては、本試行運用期間中に、順次、生活保護データシステムの画面入力を利用した提出方法に切り替えをお願いする（平成24年4月調査分開始までの早い時点に、必ず、試行運用の実施をお願いしたい）。

(2) 平成24年度生活保護関係調査の実施について

ア 平成24年度生活保護関係調査の実施について

平成24年度の生活保護関係調査については、次の一覧表のとおりである。

被保護者調査の年次調査は、平成23年度被保護者全国一斉調査（基礎調査・個別調査）と同様に、生活保護業務データシステムに7月末日現在のデータを登録することで提出とさせていただきます。

福祉行政報告例の生活保護部分については、(1)のとおり、平成24年4月分より、被保護者調査の月次調査となり、生活保護業務データシステムへのデータ登録により提出いただくこととなるので、遅滞なくお願いしたい。

医療扶助実態調査に関しては、平成23年度より調査方法が電子データでの提出と変更となったところであり、平成24年度に関しても同様とさせていただきます。

また、社会保障生計調査について、平成23年度から引き続き調査をお願いしている自治体、平成24年度から新たに対象となる自治体に関しては、御協力をお願いする。

イ 調査票の提出締切の厳守について

各調査は、各都道府県・指定都市・中核市の関係者の御理解・御尽力により実施

されているが、一部において、提出期限が大幅に遅れる自治体もあり、結果として全体の集計に支障を来している状況となっている。

集計作業の迅速化を図るためにも、提出締切の厳守をお願いしたい。

平成24年度生活保護関係調査一覧

調査の名称	調査の対象		対象選定の 方法	調査の 周期及び 時期	調査票等の 提出期限
	地域的範囲	属性的範囲			
被保護者調査 【年次調査】 基礎調査・個別調査 【月次調査】	全 国	被保護世帯 約151万世帯	全 数	年次調査 毎年 7月31日現在 月次調査 毎月	年次調査 毎年8月 月次調査 翌月20日
医療扶助実態調査	全 国	医療扶助受給者	6月基金審査分 診療報酬明細 書及び調剤報 酬明細書	毎 年 7 月	24年10月中旬
社会保障生計調査	9ブロック 14都道府県 4指定都市 9中核市 (注)	被保護世帯 約1,110世帯	抽 出	年 度 4月から翌年 3月まで	翌月末日

(注) 調査対象自治体は、北海道及び東京都を除き、原則として2年毎に調査地域を交代することとしている。

※ これ以外に、生活保護費経理状況報告、生活保護費国庫負担金にかかる事業実績報告等経理関係データ及び各種特別調査が生活保護行政に広く活用されている。

(3) 生活保護業務データシステムの機能改修について

生活保護業務データシステムについて、平成23年11月30日事務連絡でお伝えしたとおり、操作性の向上を図るため、今年度末までを目途に以下のような機能改修を行うことを予定している。リリース時期などの詳細については別途連絡するが、これに先立ちいくつかの自治体に事前テストをお願いする予定であるのでご協力をお願いしたい。

(主な改修内容)

- ・選択したデータを表形式でCSVファイルにダウンロードする機能
- ・対象月を指定して、過去分のデータを一括登録する機能
- ・月別概要データを審査要領に従ってチェックする機能
- ・自治体が福祉事務所に代わり、福祉事務所データを一括登録する機能
- ・自治体が確定データを定型帳票として出力する機能
- ・個別項目データを分割するツールの搭載

(参考) 生活保護の動向

ア 近年の保護動向

被保護人員・保護率については、平成7年度を底に上昇している。被保護人員の対前年同月比をみると、減少傾向にあり、直近の平成23年11月には、対前年同月比105.3%となっている。

○平成7年度		→	○平成23年11月現在（速報値）	
被保護人員	約88万2千人		被保護人員	約209万8千人
被保護世帯数	約60万2千世帯		被保護世帯数	約150万8千世帯
保護率	7.0%		保護率	16.3%

雇用関係指標及び被保護人員の推移

	完全失業者数	完全失業率	有効求人倍率	被保護人員	被保護人員対前年同月比
	千人	%	倍	人	%
平成22年度平均	*3,340	*5.1	*0.56	*1,952,063	110.7
平成23年 1月	3,220	4.9	0.61	1,997,363	109.3
2月	3,050	4.6	0.62	2,005,862	108.8
3月	3,040	4.6	0.63	2,022,258	108.4
4月	3,090	4.7	0.61	2,021,412	107.9
5月	2,930	4.5	0.61	2,031,587	107.7
6月	2,930	4.6	0.63	2,041,592	107.1
7月	2,920	4.7	0.64	2,050,495	106.7
8月	2,760	4.3	0.66	2,059,871	106.4
9月	2,750	4.1	0.67	2,065,896	106.0
10月	2,920	4.5	0.67	2,071,924	105.6
11月	2,960	4.5	0.69	2,079,761	105.3

資料：労働力調査（総務省）、職業安定業務統計、福祉行政報告例（平成23年4月以降は速報値）

※完全失業者数、完全失業率及び有効求人倍率の月別推移は季節調整値である。

※*は平成22年平均

イ 近年の保護動向の特徴

(ア) 世帯類型別世帯数の状況

構成割合でみると、半数近く(42.3%)が高齢者世帯であるが、稼働能力がある者を含むその他の世帯の伸び率が顕著になっている。

世帯類型別被保護世帯数

	平成7年度		平成23年11月（速報値）		伸び率（23.11/7）
	世帯数	構成割合(%)	世帯数	構成割合(%)	(%)
総数	600,980	100.0	1,501,564	100.0	149.9
高齢者世帯	254,292	42.3	637,584	42.5	150.7
母子世帯	52,373	8.7	114,909	7.7	119.4
傷病者・障害者世帯	252,688	42.0	492,853	32.8	95.0
その他の世帯	41,627	6.9	256,218	17.1	515.5

資料：福祉行政報告例

※世帯数は保護停止中のものを含まない。※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

(イ) 世帯人員別世帯数の状況

被保護世帯に占める単身世帯の割合が増加しており、現在被保護単身世帯の割合は75.7%となっている。特に高齢者世帯においては約9割となっている。

また、その他の世帯に占める単身世帯の割合は、平成7年度には約3割であったが、平成23年11月には約7割となっている。

		世帯類型別被保護世帯数				
世帯数		総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者・障害者世帯	その他の世帯
世帯数	平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688	41,627
	うち単身世帯	431,629 (71.8%)	224,104 (88.1%)	-	193,235 (76.5%)	14,290 (34.3%)
	平成23年11月	1,501,564	637,584	114,909	492,853	256,218
	うち単身世帯	1,137,260 (75.7%)	571,415 (89.6%)	-	393,948 (79.9%)	171,897 (67.1%)

資料：福祉行政報告例（平成23年11月分は速報値）

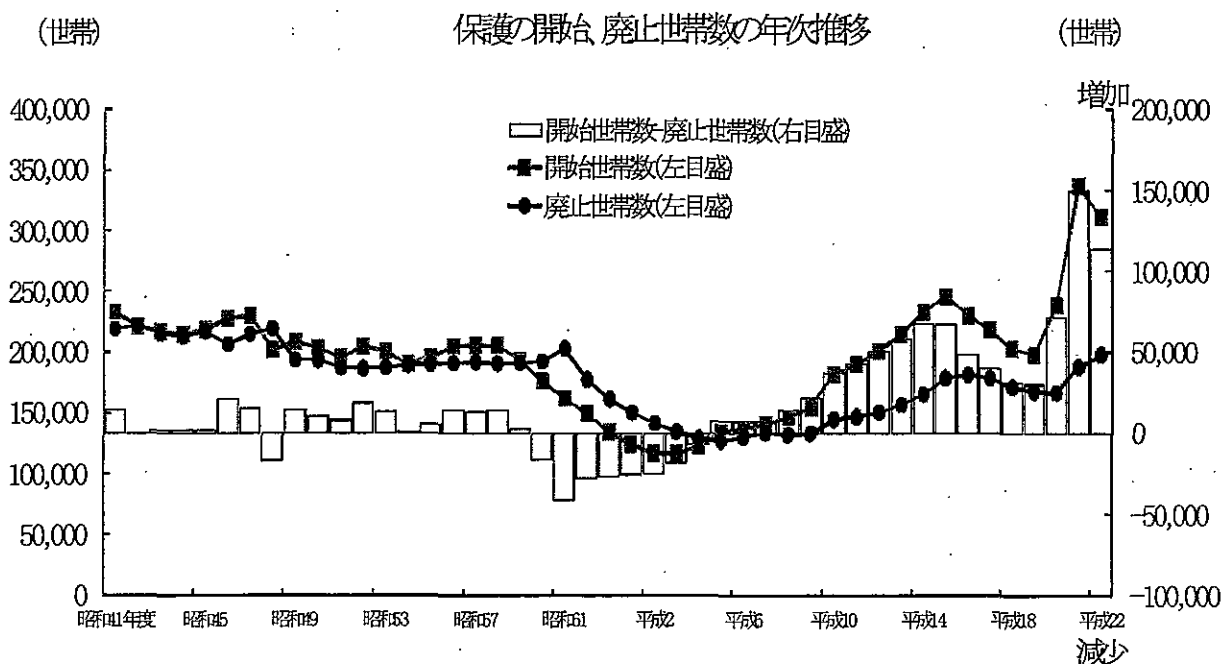
※平成17年度より、世帯類型の定義を一部変更。

※世帯数は保護停止中のものを含まない。

※括弧内は単身者世帯割合。

(ウ) 生活保護の開始及び廃止状況

保護の開始世帯数については、平成20年度、平成21年度と大幅に増加していたが、平成22年度は減少に転じた。廃止世帯数については、平成20年度以降、増加傾向となっている。（開始世帯数－廃止世帯数）については、平成20年度より大幅に増加していたが、平成22年度は減少に転じた。



資料：福祉行政報告例

10 住宅手当緊急特別措置事業について

住宅手当緊急特別措置事業について

平成23年度の改正点等

➤ 就職者支援

平成23年度は、安定局において以下の就労支援策が創設された。住宅手当受給者においても、支援の対象となるため、要領等の改正を行った。

- ・「福祉から就労」支援事業の実施（平成23年4月）
- ・求職者支援制度の創設（平成23年10月）

➤ 事業実施期間

平成23年度第3次補正予算において、平成24年度まで延長が決定。

事業実績

○支給決定件数:102,752件(平成21年10月～平成23年12月。延長決定分を含む)

○住宅手当受給者の常用就職(※)率:累計 36% 年度別 H22年度 42% → H23年度(12月現在) 54%

(※) 期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められた雇用契約による就職者

○住宅手当受給終了後に生活保護へ移行した者の割合:21.4%



今後の課題等

現行制度において、就労支援策が強化されたことなどにより、毎年度就職率が向上し、一定の効果はあると考えているが、平成24年度では、就労支援策を有効に活用し、更に向上するよう一層の利用促進に取り組んでいただきたい。

また、「生活支援戦略」(仮称)のなかで、「安定した居住の場の確保」を論点としており、住宅支援のあり方について検討していく予定。

住宅手当緊急特別措置事業 実績

実績月	新規決定分		延長決定分		支給決定(合計)		常用就職率※	
	支給決定 件数	常用就職 者数※	支給決定 件数	常用就職 者数※	支給決定 件数	常用就職 者数※	(累計)	(年度別)
平成21年10月分	1,722	40	-	-	1,722	40	2.3%	7.8%
11月分	2,729	110	-	-	2,729	110	3.4%	
12月分	3,499	163	-	-	3,499	163	3.9%	
平成22年1月分	3,733	279	-	-	3,733	279	5.1%	
2月分	3,847	416	-	-	3,847	416	6.5%	
3月分	4,211	538	-	-	4,211	538	7.8%	
4月分	4,267	759	989	64	5,256	823	9.9%	41.8%
5月分	3,869	918	1,412	158	5,281	1,076	12.4%	
6月分	4,277	1,049	1,628	230	5,905	1,279	14.7%	
7月分	3,808	1,131	1,801	265	5,609	1,396	17.0%	
8月分	3,196	1,172	1,722	318	4,918	1,490	19.4%	
9月分	2,869	1,186	1,858	332	4,727	1,518	21.7%	
10月分	2,646	1,148	1,790	417	4,436	1,565	23.9%	
11月分	2,546	1,043	1,632	421	4,178	1,464	25.7%	
12月分	2,483	894	1,689	417	4,172	1,311	27.1%	
平成23年1月分	2,461	843	1,452	388	3,913	1,231	28.2%	
2月分	2,363	823	1,275	358	3,638	1,181	29.1%	
3月分(注1)	2,366	914	1,018	277	3,384	1,191	30.0%	54.0%
4月分(注2)	2,556	841	1,184	269	3,740	1,110	30.6%	
5月分(注3)	2,633	848	997	259	3,630	1,107	31.1%	
6月分	2,532	927	1,036	296	3,568	1,223	31.7%	
7月分	2,069	822	962	274	3,031	1,096	32.4%	
8月分	2,007	955	973	242	2,980	1,197	33.2%	
9月分	1,813	895	894	264	2,707	1,159	34.0%	
10月分	1,738	964	910	243	2,648	1,207	34.8%	
11月分	1,900	941	891	266	2,791	1,207	35.6%	
12月分	1,680	703	819	215	2,499	918	36.0%	
計	75,820	21,322	26,932	5,973	102,752	27,295		

※注1 H23.3月分には、岩手県(大船渡市、陸前高田市、釜石市)、福島県(伊達市)、宮城県(石巻市、気仙沼市他6市)の12市は、東日本大震災の被災等により、含まれていない。

※注2 H23.4月分には、宮城県(石巻市、気仙沼市)の2市は、東日本大震災の被災により、含まれていない。

※注3 H23.5月分には、宮城県(石巻市、気仙沼市)の2市は、東日本大震災の被災により、含まれていない。

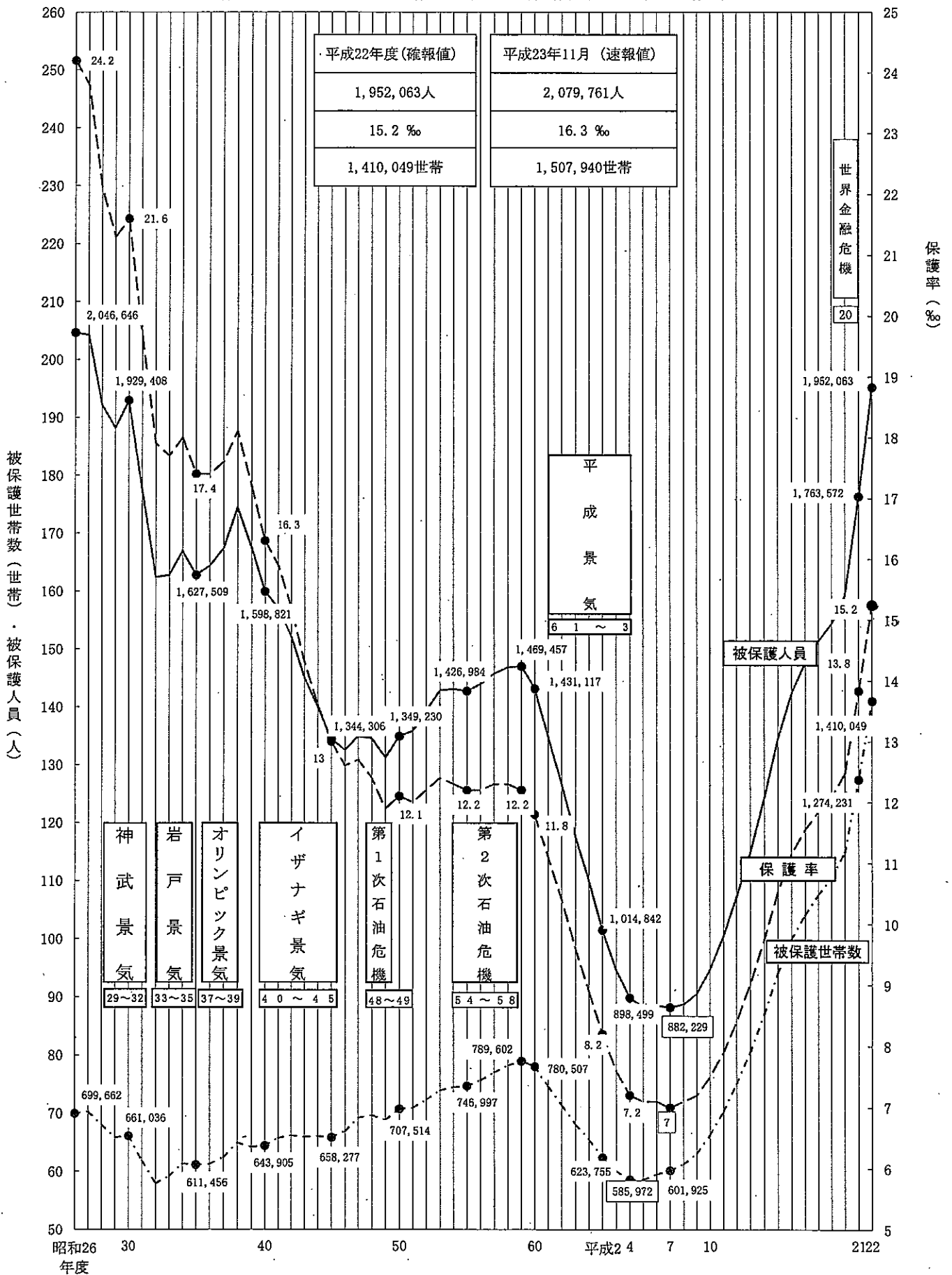
※ 常用就職者数:雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの。

※ 常用就職率: <累計>各月の末日時点における就職率 <年度別>各年度末時点における就職率
(常用就職者数の累計/新規支給決定件数の累計)

参 考 資 料

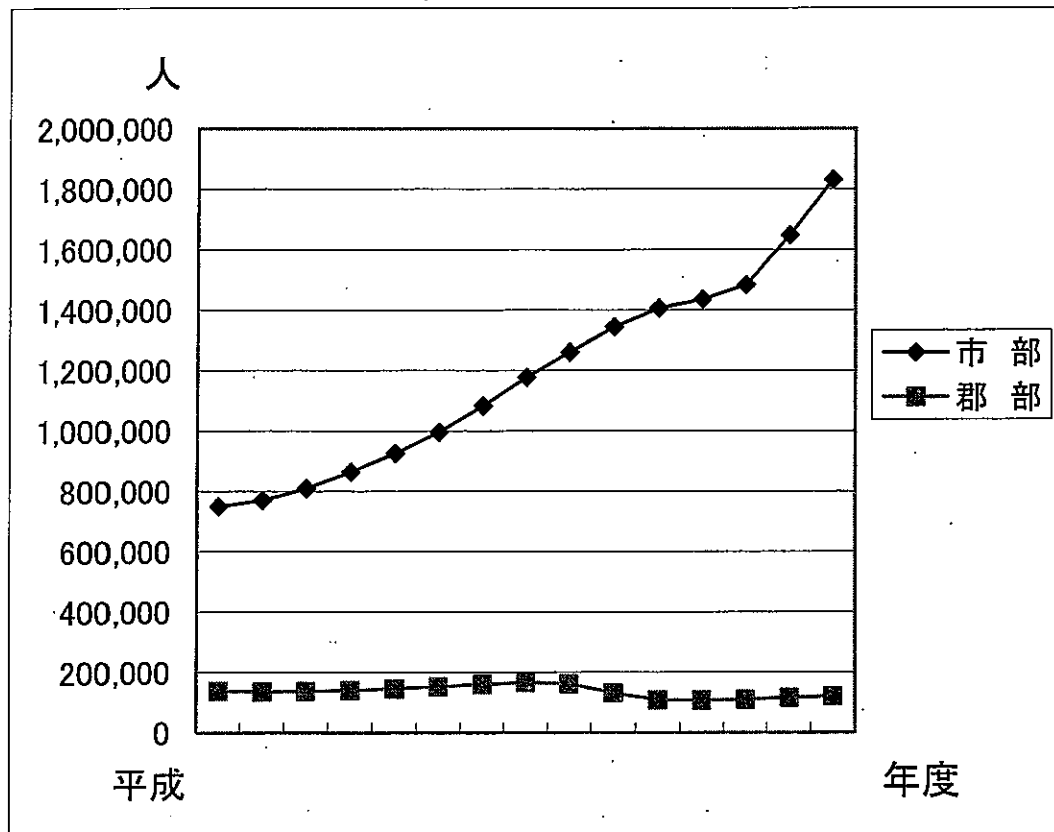
(万)

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：福祉行政報告例より保護課にて作成

市部・郡部別被保護人員の年次推移



	被保護人員		
	総 数	市 部	郡 部
	人	人	人
平成8年度	887,450	749,724	137,726
9	905,589	770,050	135,539
10	946,994	809,882	137,111
11	1,004,472	864,079	140,394
12	1,072,241	926,434	145,806
13	1,148,088	996,085	152,003
14	1,242,723	1,083,142	159,581
15	1,344,327	1,178,016	166,311
16	1,423,388	1,261,038	162,351
17	1,475,838	1,344,391	131,447
18	1,513,892	1,405,999	107,893
19	1,543,321	1,435,824	107,497
20	1,592,620	1,483,332	109,288
21	1,763,572	1,647,827	115,745
22	1,952,063	1,831,371	120,692

資料：福祉行政報告例

都道府県・指定都市・中核市別保護率

平成22年度			
	%		
全 国	15.2	いわき市	9.3
大阪市	54.9	秋田県	9.2
札幌市	33.8	船橋市	9.0
函館市	30.9	宮崎県	8.6
京都市	30.2	浜松市	8.5
神戸市	29.5	横須賀市	8.2
堺市	28.1	川越市	8.1
福岡市	25.9	大津市	7.9
旭川市	25.8	奈良県	7.9
東大阪市	25.8	山口県	7.8
尼崎市	25.7	鳥取県	7.8
高知市	25.3	京都府	7.8
北九州市	22.4	前橋市	7.6
広島市	21.2	神奈川県	7.5
川崎市	20.8	愛媛県	7.4
青森市	19.9	和歌山県	7.2
長崎市	18.9	埼玉県	7.2
名古屋市	18.7	広島県	7.2
横浜市	17.2	千葉県	6.8
鹿児島市	16.7	岩手県	6.6
千葉市	16.7	郡山市	6.6
岡山市	16.7	三重県	6.5
松山市	16.5	金沢市	6.4
福岡県	16.3	柏崎市	6.1
和歌山市	16.2	福島県	6.1
北海道	16.2	宮城県	6.0
東京都	15.2	兵庫県	5.7
仙台市	15.1	島根県	5.7
宮崎県	14.5	茨城県	5.7
青森県	14.5	香川県	5.6
熊本市	14.4	栃木県	5.5
相模原市	14.4	熊本県	5.4
高知県	14.3	岡山県	5.3
さいたま市	13.2	長野市	5.0
大阪府	13.2	豊橋市	4.8
奈良市	13.1	山梨県	4.5
徳島市	13.0	山形県	4.3
大分市	12.4	滋賀県	4.1
久留米市	12.4	群馬県	4.1
新潟市	12.4	岡崎県	3.8
大分県	12.0	新潟県	3.8
秋田市	11.8	静岡県	3.8
下関市	11.8	豊田県	3.7
長崎県	11.6	愛知県	3.7
盛岡市	11.3	石川県	3.4
高松市	11.0	長野市	3.4
福山市	10.9	富山県	3.3
鹿児島県	10.8	福井県	3.2
岐阜市	10.7	岐阜県	2.2
宇都宮市	10.7	佐賀県	2.1
静岡市	10.0	富山県	2.1
西宮市	10.0		
姫路市	9.7		
倉敷市	9.5		
高槻市	9.5		

資料:福祉行政報告例

注)都道府県データは、指定都市及び中核市分を除く。

※保護率の大きい順。

平成7年度から平成22年度にかけての都道府県・指定都市別保護率の伸び

※伸び(22'-7')の大きい順。

	平成7年度	平成22年度	伸び(22'-7')
	%	%	%
全 国	7.0	15.2	8.2
大 阪 市	18.0	54.9	36.9
札 幌 市	17.0	33.8	16.8
神 戸 市	14.9	29.5	14.6
広 島 市	6.6	21.2	14.6
大 阪 府	8.7	21.3	12.6
千 葉 市	4.6	16.7	12.2
名古屋市	6.6	18.7	12.1
川 崎 市	9.0	20.8	11.9
北 海 道	14.7	26.4	11.7
東 京 都	8.1	19.5	11.4
高 知 県	15.3	26.1	10.8
福 岡 市	15.1	25.9	10.7
横 浜 市	6.9	17.2	10.3
仙 台 市	5.2	15.1	9.9
青 森 県	11.0	20.8	9.7
長 崎 県	10.8	20.0	9.2
京 都 市	21.0	30.2	9.1
沖 縄 県	12.9	20.8	8.0
鹿 児 島 県	10.5	18.0	7.5
兵 庫 県	5.3	12.7	7.4
神 奈 川 県	3.5	10.8	7.3
埼 玉 県	3.1	10.4	7.3
北 九 州 市	15.2	22.4	7.2
徳 島 県	11.3	18.1	6.8
大 分 県	9.4	16.2	6.8
秋 田 県	7.0	13.7	6.7
千 葉 県	3.0	9.7	6.7
和 歌 山 県	7.3	13.8	6.5
福 岡 県	17.5	23.7	6.2
栃 木 県	3.1	9.2	6.2
京 都 府	5.9	12.0	6.2
愛 媛 県	7.8	13.9	6.1
奈 良 県	7.8	13.7	5.8
岩 手 県	5.2	10.9	5.7
広 島 県	6.1	11.8	5.7
宮 崎 県	8.5	14.1	5.6
宮 城 県	3.3	8.5	5.2
福 島 県	4.0	9.2	5.1
鳥 取 県	6.1	11.2	5.1
熊 本 県	7.5	12.0	4.6
茨 城 県	3.1	7.6	4.5
三 重 県	4.7	9.1	4.4
山 口 県	7.8	11.6	3.8
香 川 県	7.4	11.1	3.7
群 馬 県	2.6	6.1	3.5
山 梨 県	2.2	5.7	3.4
愛 知 県	2.0	5.3	3.3
滋 賀 県	4.2	7.4	3.2
島 根 県	4.5	7.6	3.1
岐 阜 県	2.0	5.1	3.1
佐 賀 県	5.8	8.7	3.0
石 川 県	2.7	5.6	2.9
静 岡 県	2.2	5.0	2.9
岡 山 県	6.9	9.8	2.8
長 野 県	2.3	4.9	2.5
山 形 県	3.4	5.5	2.2
福 井 県	2.1	4.1	1.9
新 潟 県	3.2	5.0	1.8
富 山 県	2.0	3.0	1.0

資料：福祉行政報告例

注1)都道府県データは、指定都市分を除く。

2)さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

平成7年度から平成22年度にかけての都道府県・指定都市別保護率の伸び率

※伸び率(22' / 7')の大きい順。

	平成7年度	平成22年度	伸び率(22' / 7')
	‰	‰	%
全 国	7.0	15.2	117.1
千葉県	4.6	16.7	264.8
埼玉県	3.1	10.4	238.3
千葉県	3.0	9.7	221.3
広島市	6.6	21.2	220.9
神奈川県	3.5	10.8	209.3
大阪市	18.0	54.9	204.8
栃木県	3.1	9.2	201.2
仙台市	5.2	15.1	188.4
名古屋市	6.6	18.7	184.8
愛知県	2.0	5.3	162.8
岐阜県	2.0	5.1	157.0
宮城県	3.3	8.5	154.8
山梨県	2.2	5.7	154.0
横浜市	6.9	17.2	149.8
茨城県	3.1	7.6	147.2
大阪府	8.7	21.3	144.9
東京都	8.1	19.5	140.0
兵庫県	5.3	12.7	138.9
群馬県	2.6	6.1	134.5
川崎市	9.0	20.8	132.7
静岡県	2.2	5.0	131.4
福島県	4.0	9.2	127.4
岩手県	5.2	10.9	109.3
石川県	2.7	5.6	109.1
長野県	2.3	4.9	108.1
京都府	5.9	12.0	105.0
札幌市	17.0	33.8	98.6
神戸市	14.9	29.5	97.7
秋田県	7.0	13.7	94.7
三重県	4.7	9.1	93.3
広島県	6.1	11.8	93.0
福井県	2.1	4.1	89.4
和歌山県	7.3	13.8	88.8
青森県	11.0	20.8	88.5
長崎県	10.8	20.0	84.8
鳥取県	6.1	11.2	84.1
北海道	14.7	26.4	80.1
愛媛県	7.8	13.9	78.5
滋賀県	4.2	7.4	77.1
奈良県	7.8	13.7	74.1
大分県	9.4	16.2	71.8
鹿児島県	10.5	18.0	71.3
福岡市	15.1	25.9	70.9
高知県	15.3	26.1	70.7
島根県	4.5	7.6	68.6
宮崎県	8.5	14.1	66.0
山形県	3.4	5.5	63.8
沖縄県	12.9	20.8	61.9
熊本県	7.5	12.0	61.3
徳島県	11.3	18.1	60.7
新潟県	3.2	5.0	56.0
富山県	2.0	3.0	51.8
佐賀県	5.8	8.7	51.3
香川県	7.4	11.1	50.4
山口県	7.8	11.6	48.6
北九州市	15.2	22.4	47.5
京都市	21.0	30.2	43.5
岡山県	6.9	9.8	40.7
福岡県	17.5	23.7	35.7

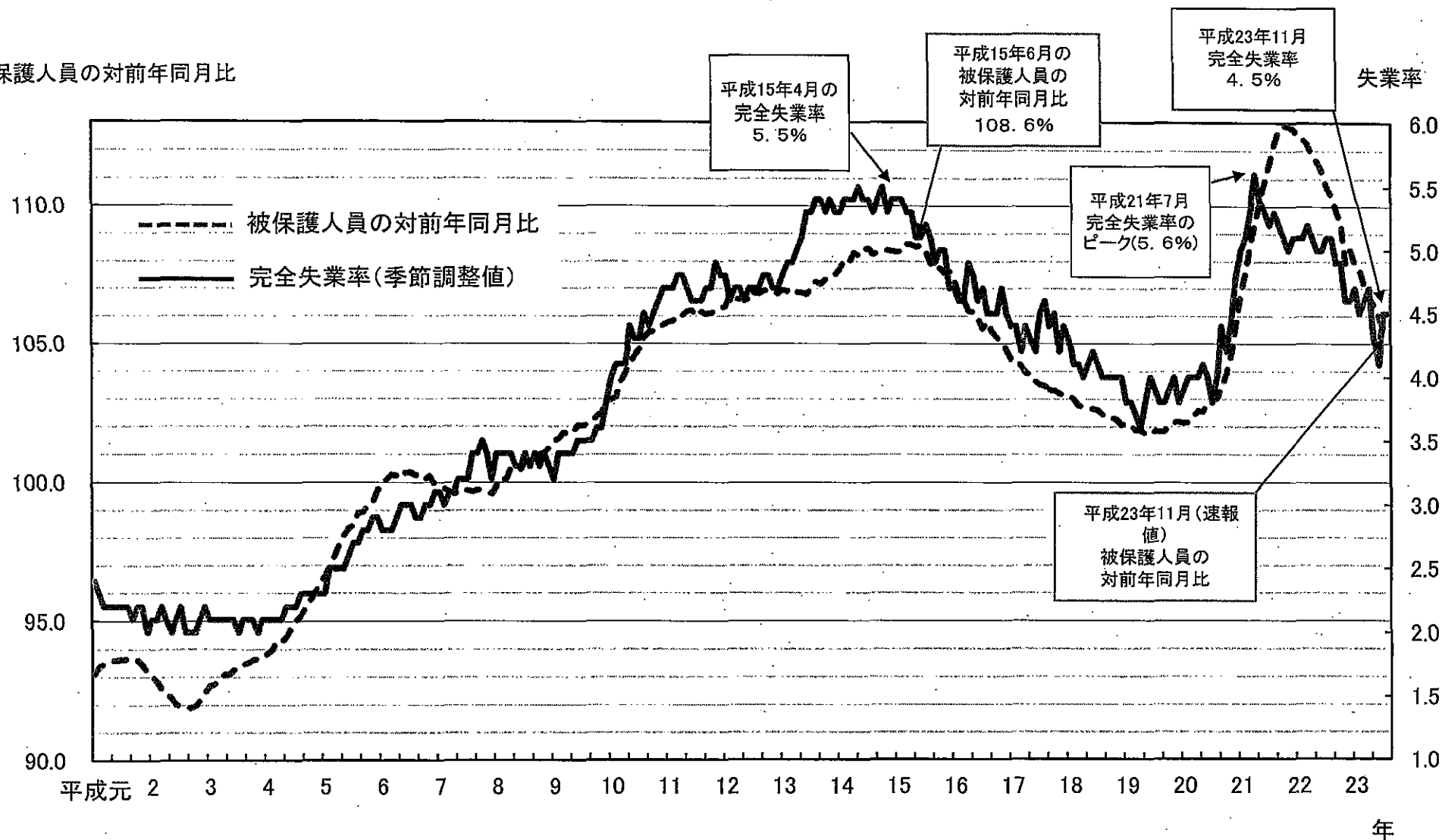
資料:福祉行政報告例

注1)都道府県データは、指定都市分を除く。

2)さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、堺市、岡山市については、平成7年度は指定都市ではないため除外している。

被保護人員の対前年同月比と完全失業率の月次推移

被保護人員の対前年同月比



資料:福祉行政報告例、労働力調査(総務省)

世帯類型別被保護世帯数の年次推移

年度	世帯類型別被保護世帯数						世帯類型別指数(平成7年度=100)						世帯類型別構成割合					
	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯	総数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688		41,627	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	42.3	8.7	42.0		6.9
8	612,180	264,626	51,671	254,449		41,434	101.9	104.1	98.7	100.7		99.5	100.0	43.2	8.4	41.6		6.8
9	630,577	277,409	52,206	258,558		42,404	104.9	109.1	99.7	102.3		101.9	100.0	44.0	8.3	41.0		6.7
10	662,094	294,680	54,503	267,582		45,329	110.2	115.9	104.1	105.9		108.9	100.0	44.5	8.2	40.4		6.8
11	703,072	315,933	58,435	270,778	207,742	50,184	117.0	124.2	111.6	28.0	82.2	120.6	100.0	44.9	8.3	10.1	29.5	7.1
12	750,181	341,196	63,126	276,484	214,136	55,240	124.8	134.2	120.5	30.3	84.7	132.7	100.0	45.5	8.4	10.2	28.5	7.4
13	803,993	370,049	68,460	281,519	222,035	61,930	133.8	145.5	130.7	32.3	87.9	148.8	100.0	46.0	8.5	10.1	27.6	7.7
14	869,637	402,835	75,097	287,339	231,963	72,403	144.7	158.4	143.4	34.6	91.8	173.9	100.0	46.3	8.6	10.0	26.7	8.3
15	939,733	435,804	82,216	295,283	241,489	84,941	156.4	171.4	157.0	37.7	95.6	204.1	100.0	46.4	8.7	10.1	25.7	9.0
16	997,149	465,680	87,478	302,418	247,426	94,148	165.9	183.1	167.0	40.5	97.9	226.2	100.0	46.7	8.8	10.3	24.8	9.4
17	1,039,570	451,962	90,531	317,271	272,547	107,259	173.0	177.7	172.9	46.4	107.9	257.7	100.0	43.5	8.7	11.3	26.2	10.3
18	1,073,650	473,838	92,609	325,187	272,170	109,847	178.6	186.3	176.8	49.5	107.7	263.9	100.0	44.1	8.6	11.7	25.3	10.2
19	1,102,945	497,665	92,910	332,007	269,080	111,282	183.5	195.7	177.4	52.2	106.5	267.3	100.0	45.1	8.4	12.0	24.4	10.1
20	1,145,913	523,840	93,408	337,733	269,362	121,570	190.7	206.0	178.4	54.5	106.6	292.0	100.0	45.7	8.2	12.0	23.5	10.6
21	1,270,588	563,061	99,592	346,790	289,166	171,978	211.4	221.4	190.2	58.1	114.4	413.1	100.0	44.3	7.8	11.6	22.8	13.5
22	1,405,281	603,540	108,794	357,390	308,150	227,407	233.8	237.3	207.7	62.3	121.9	546.3	100.0	42.9	7.7	11.2	21.9	16.2
平成23年11月 (速報値)	1,501,564	637,584	114,909	370,948	321,905	256,218	245.3	240.9	222.4	67.2	126.5	618.4	100.0	42.5	7.7	11.4	21.4	17.1

注1) 保護停止中の世帯を除く。

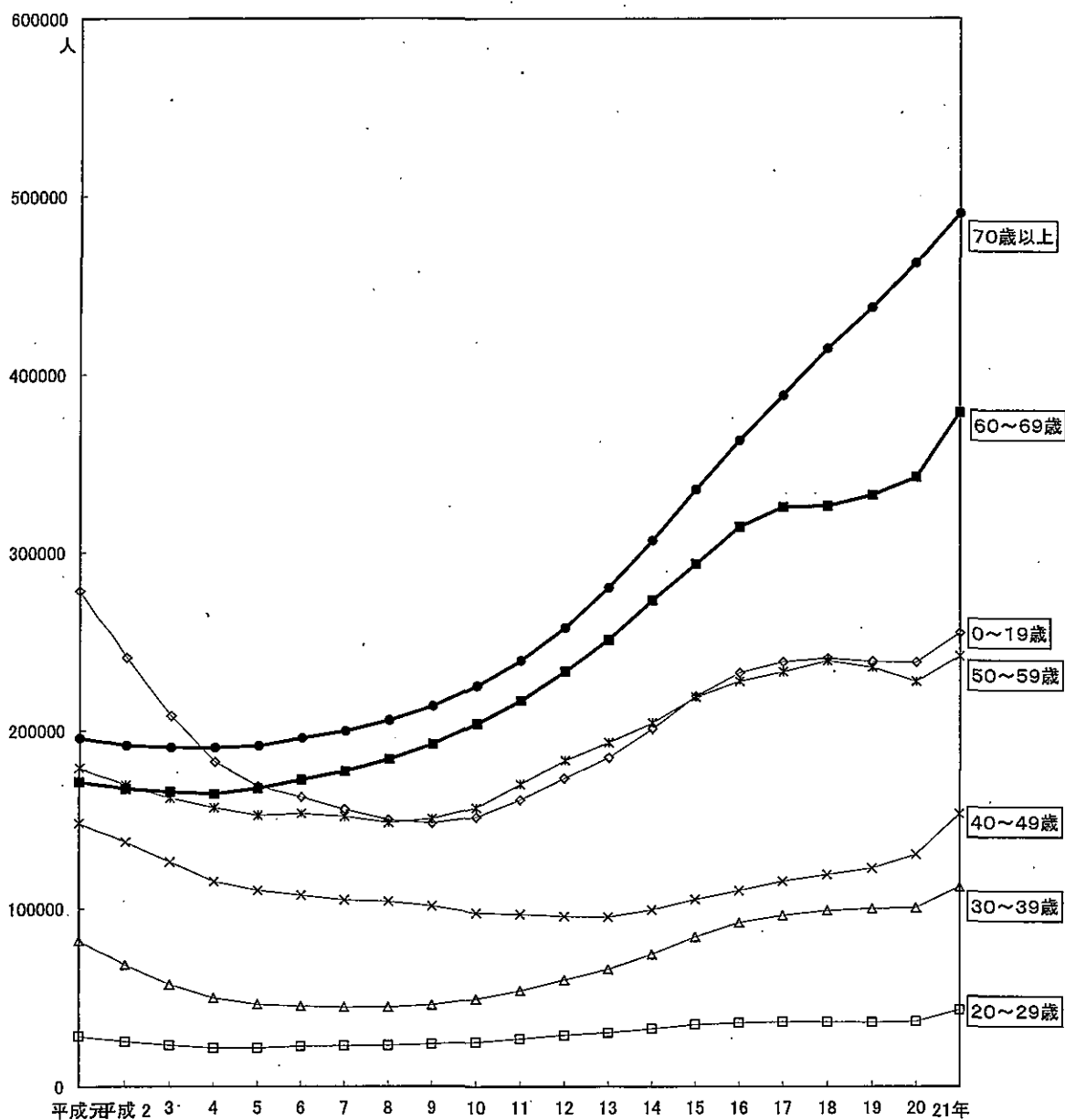
2) 平成17年4月より世帯類型の定義を一部変更

「高齢者世帯」: 男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯が、これらに18歳未満の者が加わった世帯

「母子世帯」: 死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

資料: 福祉行政報告例

年齢階級別被保護人員の年次推移



単位:人

	0～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計
平成 2	240,981	25,327	68,332	137,277	169,360	167,286	191,527	1,000,090
3	208,204	23,369	57,268	126,140	161,980	165,536	190,474	932,971
4	182,269	21,644	49,743	115,215	156,591	164,362	190,319	880,143
5	168,649	21,700	46,129	110,187	152,299	167,515	191,301	857,780
6	162,606	22,771	45,189	107,485	153,336	172,391	195,785	859,563
7	155,699	22,916	44,549	104,769	151,706	177,100	199,654	856,393
8	149,768	23,202	44,653	103,955	148,244	183,908	205,801	859,531
9	147,954	24,001	45,846	101,374	150,386	192,356	213,735	875,652
10	151,323	24,936	49,107	97,449	156,507	203,833	225,063	908,218
11	161,083	26,861	53,834	96,756	169,792	216,920	239,333	964,580
12	173,170	28,992	59,908	95,657	183,166	233,208	257,839	1,032,010
13	184,847	30,336	65,997	95,274	193,259	251,062	280,398	1,101,173
14	200,960	32,505	74,321	99,207	204,256	273,213	306,689	1,191,151
15	219,265	34,888	84,072	105,139	218,846	293,555	335,447	1,291,212
16	232,470	35,848	92,139	110,077	227,726	314,502	363,164	1,375,926
17	238,573	36,396	96,122	115,378	232,937	325,563	388,258	1,433,227
18	240,573	36,289	98,843	119,054	239,172	326,175	414,631	1,474,737
19	238,728	36,125	99,962	122,605	235,409	332,255	437,576	1,502,660
20	238,308	36,646	100,431	130,228	227,426	342,318	462,536	1,537,893
21年	254,767	43,064	112,174	153,005	241,623	378,662	490,356	1,673,651
構成割合(%)	15.2%	2.6%	6.7%	9.1%	14.4%	22.6%	29.3%	100.0%

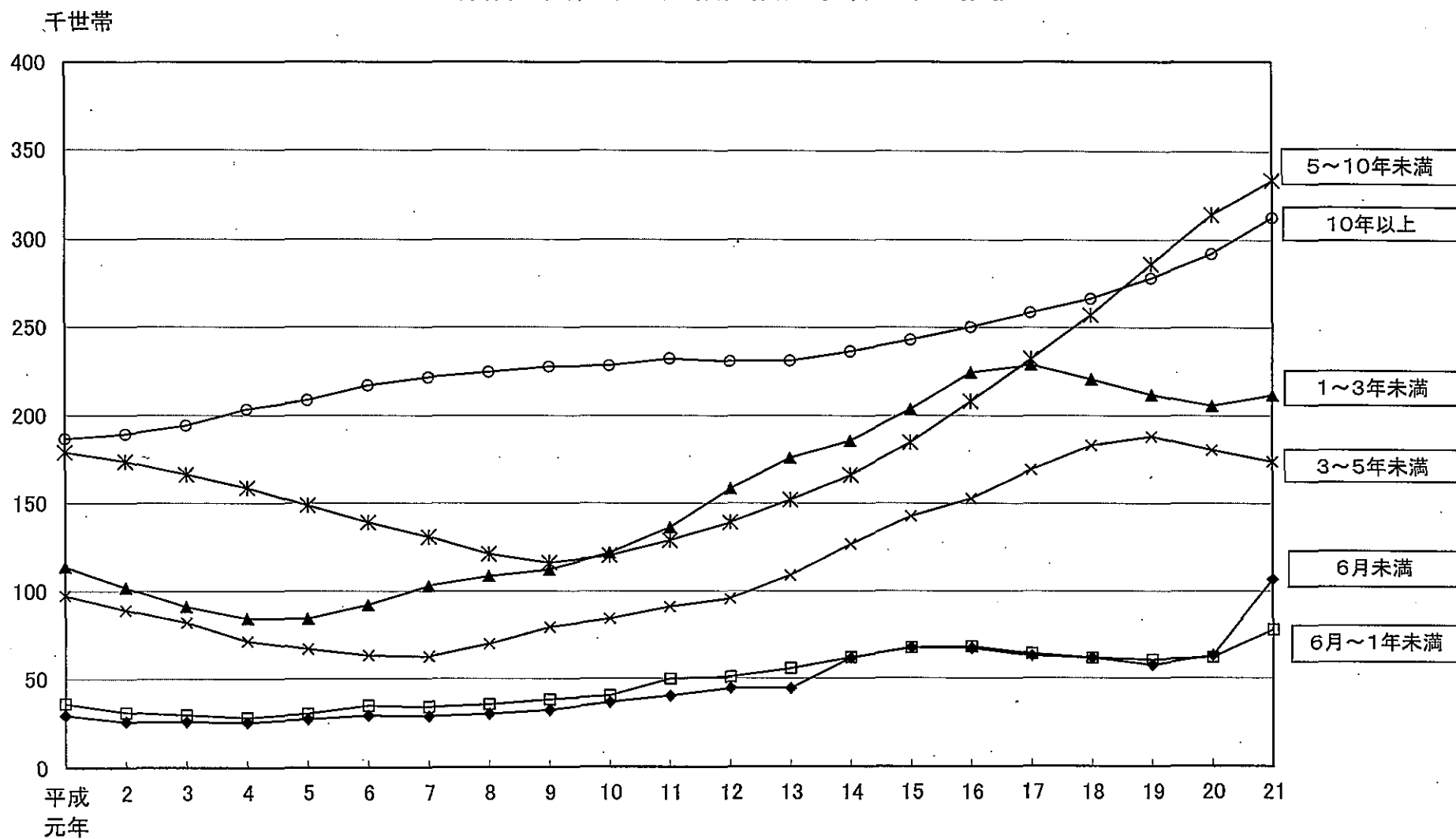
資料:被保護者全国一斉調査(基礎)

被保護世帯と一般世帯の世帯人員別世帯数の年次推移

		世帯人員別世帯数							平均世帯人員
		総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	
被保護世帯	年	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	人
	35	575,063	202,089	84,149	74,986	74,183	61,332	78,324	3.00
	40	608,630	237,078	115,896	84,957	73,123	50,038	47,538	2.60
	45	629,155	314,561	131,010	74,624	54,588	30,854	23,518	2.11
	50	680,647	379,936	141,176	69,715	47,475	24,298	18,047	1.91
	55	721,673	401,701	146,670	80,501	52,078	23,764	16,959	1.91
	60	764,628	438,500	154,425	87,695	50,438	20,490	13,080	1.83
	61	744,129	435,486	149,636	82,683	46,263	18,578	11,493	1.80
	62	702,982	416,276	141,901	76,236	41,866	16,540	10,163	1.77
	63	670,826	409,029	133,572	68,595	36,671	14,273	8,686	1.73
	元	645,585	405,336	126,889	61,526	32,169	12,221	7,444	1.68
	2	614,626	397,793	118,693	54,487	27,171	10,288	6,194	1.63
	3	591,698	394,928	112,103	47,530	23,206	8,691	5,240	1.58
	4	574,379	394,178	106,090	42,097	20,076	7,461	4,477	1.53
	5	570,580	399,105	102,829	39,057	18,803	6,764	4,022	1.50
	6	579,619	410,757	102,617	37,989	18,010	6,434	3,812	1.48
	7	585,682	420,779	101,471	36,633	17,083	6,189	3,527	1.46
	8	595,631	433,378	101,207	35,340	16,368	5,950	3,257	1.44
	9	612,765	449,670	102,732	35,282	16,076	5,745	3,021	1.43
	10	639,664	470,691	106,476	35,947	16,402	5,908	3,240	1.42
	11	678,326	499,876	113,160	38,125	17,502	6,247	3,416	1.42
	12	724,861	532,875	121,754	40,828	18,741	6,709	3,654	1.42
	13	774,550	570,232	130,203	43,561	19,824	7,464	3,865	1.42
	14	837,099	615,217	141,355	47,332	21,604	8,045	4,127	1.42
	15	906,184	664,683	153,870	51,806	23,302	8,478	4,478	1.42
	16	967,437	710,145	164,525	55,231	24,398	8,475	4,663	1.42
	17	1,012,855	746,593	171,228	57,015	24,681	8,550	4,682	1.42
	18	1,049,733	778,539	175,549	57,974	24,623	8,517	4,531	1.40
	19	1,078,668	805,869	178,372	57,706	23,976	8,317	4,428	1.39
	20	1,113,283	838,647	180,668	57,708	23,651	8,246	4,363	1.39
	21	1,215,214	919,191	194,665	62,072	25,413	8,989	4,884	1.38
一般世帯	年	%	%	%	%	%	%	%	人
	35	100.0	35.1	14.6	13.0	12.9	10.7	13.6	・
	40	100.0	39.0	19.0	14.0	12.0	8.2	7.8	・
	45	100.0	50.0	20.8	11.9	8.7	4.9	3.7	・
	50	100.0	55.8	20.7	10.2	7.0	3.6	2.7	・
	55	100.0	55.7	20.3	11.2	7.2	3.3	2.3	・
	60	100.0	57.3	20.2	11.5	6.6	2.7	1.7	・
	元	100.0	62.8	19.7	9.5	6.0	1.9	1.2	・
	2	100.0	64.7	19.3	8.9	4.4	1.7	1.0	・
	3	100.0	66.7	18.9	8.0	3.9	1.5	0.9	・
	4	100.0	68.6	18.5	7.3	3.5	1.3	0.8	・
	5	100.0	69.9	18.0	6.8	3.3	1.2	0.7	・
	6	100.0	70.9	17.7	6.6	3.1	1.1	0.7	・
	7	100.0	71.8	17.3	6.3	2.9	1.1	0.6	・
	8	100.0	72.8	17.0	5.9	2.7	1.0	0.5	・
	9	100.0	73.4	16.8	5.8	2.6	0.9	0.3	・
	10	100.0	73.7	16.7	5.6	2.6	0.9	0.5	・
	11	100.0	73.5	16.8	5.6	2.6	0.9	0.5	・
	12	100.0	73.6	16.8	5.6	2.6	0.9	0.5	・
	13	100.0	73.3	16.9	5.7	2.6	0.9	0.5	・
	14	100.0	73.3	17.0	5.7	2.6	0.9	0.5	・
	15	100.0	73.4	16.9	5.6	2.5	0.9	0.5	・
	16	100.0	73.7	16.9	5.6	2.4	0.9	0.5	・
	17	100.0	74.2	16.7	5.5	2.3	0.8	0.4	・
	18	100.0	74.7	16.5	5.3	2.2	0.8	0.4	・
	19	100.0	75.3	16.2	5.2	2.1	0.7	0.4	・
	20	100.0	75.6	16.0	5.1	2.1	0.7	0.4	・
世帯構成割合	年	千世帯	千世帯	千世帯	千世帯	千世帯	千世帯	千世帯	人
	35	22,476	3,894	2,309	2,991	3,667	3,492	6,122	4.13
	40	25,940	4,627	3,208	4,076	5,159	3,941	4,929	3.75
	45	29,887	5,542	4,318	5,180	7,004	3,947	3,897	3.45
	50	32,877	5,991	5,078	5,982	8,175	4,205	3,446	3.35
	55	35,338	6,402	5,983	6,274	9,132	4,280	3,268	3.28
	60	37,226	6,850	6,895	6,569	9,373	4,522	3,017	3.22
	元	39,417	7,866	8,117	7,139	9,018	4,288	2,989	3.10
	2	40,273	8,446	8,542	7,334	8,834	4,228	2,889	3.05
	3	40,506	8,597	8,610	7,414	8,797	4,172	2,916	3.04
	4	41,210	8,974	9,072	7,595	8,646	4,047	2,875	2.99
	5	41,826	9,320	9,424	7,556	8,765	4,037	2,724	2.96
	6	42,069	9,201	9,809	7,833	8,465	4,055	2,705	2.95
	7	40,770	9,213	9,600	7,576	7,994	3,777	2,611	2.91
	8	43,807	10,287	10,613	8,242	8,622	3,391	2,652	2.85
	9	44,669	11,156	10,964	8,183	8,438	3,322	2,605	2.79
	10	44,496	10,627	11,188	8,375	8,234	3,482	2,589	2.81
	11	44,923	10,585	11,542	8,640	8,469	3,254	2,432	2.79
	12	45,545	10,988	11,968	8,767	8,211	3,266	2,345	2.76
	13	45,664	11,017	12,106	8,782	8,068	3,327	2,363	2.75
	14	46,005	10,800	12,651	9,099	8,027	3,165	2,261	2.74
	15	45,800	10,673	12,428	8,953	8,345	3,074	2,327	2.76
	16	46,323	10,817	12,966	9,034	8,261	3,139	2,107	2.72
	17	47,043	11,580	13,260	9,265	7,499	3,250	2,189	2.68
	18	47,531	12,043	13,311	9,288	7,740	3,124	2,024	2.65
	19	48,023	11,983	13,764	9,903	7,549	3,038	1,787	2.63
	20	47,957	11,928	13,920	9,673	7,582	3,015	1,838	2.63
	21	48,013	11,955	13,986	9,653	7,598	3,104	1,716	2.62

(注) 1 被保護者全国一斉調査(基礎) 各年7月1日現在、国民生活基礎調査(50年以前は厚生行政基礎調査)
 2 平成7年の一般世帯の実数は兵庫県を除いたものである。

保護の受給期間別被保護世帯数の年次推移



世帯の労働力類型別被保護世帯数の年次推移

	実 数									構成割合		
	総数	稼 働 世 帯							非稼働世帯	総数	稼働世帯	非稼働世帯
		総数	世帯主が働いている世帯					世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	働いていない者のいない世帯			
			総数	常用	日雇	内職	その他					
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	%	%	%
平成元年度	653,414	129,258	98,711	55,456	14,595	11,077	17,583	30,547	524,156	100.0	19.8	80.2
2	622,235	116,970	90,200	51,065	13,144	10,226	15,765	26,769	505,266	100.0	18.8	81.2
3	599,482	105,667	81,959	46,383	11,921	9,453	14,202	23,708	493,816	100.0	17.6	82.4
4	584,821	95,971	74,926	42,540	10,879	8,559	12,948	21,045	488,851	100.0	16.4	83.6
5	585,086	89,381	69,655	39,876	10,087	7,914	11,778	19,726	495,706	100.0	15.3	84.7
6	594,439	85,307	66,456	38,868	9,216	7,525	10,848	18,851	509,132	100.0	14.4	85.6
7	600,980	81,604	63,705	37,546	8,788	7,076	10,294	17,899	519,376	100.0	13.6	86.4
8	612,180	79,466	62,515	37,215	8,547	6,714	10,039	16,951	532,714	100.0	13.0	87.0
9	630,577	79,711	62,987	38,058	8,529	6,599	9,802	16,724	550,865	100.0	12.6	87.4
10	662,094	80,745	63,838	39,027	8,596	6,403	9,812	16,907	581,348	100.0	12.2	87.8
11	703,072	84,076	66,508	41,592	8,713	6,341	9,863	17,568	618,996	100.0	12.0	88.0
12	750,181	89,660	71,151	45,552	9,318	6,360	9,921	18,509	660,522	100.0	12.0	88.0
13	803,993	95,295	75,726	49,397	9,910	6,339	10,079	19,569	708,698	100.0	11.9	88.1
14	869,637	103,711	82,746	54,504	11,057	6,364	10,820	20,965	765,926	100.0	11.9	88.1
15	939,733	113,967	91,082	60,651	12,443	6,456	11,532	22,885	825,766	100.0	12.1	87.9
16	997,149	123,531	99,141	66,559	14,028	6,480	12,074	24,390	873,618	100.0	12.4	87.6
17	1,039,570	130,544	105,505	71,493	15,302	6,526	12,184	25,039	909,026	100.0	12.6	87.4
18	1,073,650	136,000	110,687	76,315	15,725	6,617	12,029	25,313	937,650	100.0	12.7	87.3
19	1,102,945	141,682	115,738	80,644	16,233	6,781	12,080	25,944	961,262	100.0	12.8	87.2
20	1,145,913	148,463	121,294	85,029	16,932	6,913	12,420	27,169	997,450	100.0	13.0	87.0
21	1,270,588	164,283	133,906	93,578	19,538	7,116	13,674	30,377	1,106,305	100.0	12.9	87.1
22	1,405,281	186,747	152,427	106,684	22,996	7,553	15,194	34,321	1,218,533	100.0	13.3	86.7
平成23年11月 (速報値)	1,501,564	207,328	170,196	120,707	24,675	7,796	17,018	37,132	1,294,236	100.0	13.8	86.2

資料：福祉行政報告例（平成23年11月は速報値）

（注）保護停止中の世帯を除く。

世帯類型・稼働状況別被保護世帯数の年次推移

		総数			高齢者世帯			母子世帯			傷病者・障害者世帯			その他の世帯		
		総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働	総数	稼働	非稼働
実数	平成7年度	600,980	81,603	519,376	254,292	11,372	242,921	52,373	28,776	23,597	252,688	22,039	230,648	41,627	19,417	22,210
	8	612,180	79,466	532,714	264,626	11,362	253,264	51,671	28,015	23,656	254,449	21,456	232,993	41,434	18,633	22,801
	9	630,577	79,712	550,865	277,409	11,727	265,682	52,206	28,016	24,189	258,558	21,439	237,119	42,404	18,529	23,875
	10	662,094	80,745	581,348	294,680	12,130	282,550	54,503	28,114	26,390	267,582	21,854	245,728	45,329	18,648	26,680
	11	703,072	84,076	618,996	315,933	12,803	303,130	58,435	29,311	29,125	278,520	22,270	256,250	50,184	19,693	30,492
	12	750,181	89,660	660,522	341,196	13,432	327,763	63,126	31,243	31,883	290,620	23,577	267,043	55,240	21,407	33,832
	13	803,993	95,295	708,698	370,049	14,185	355,864	68,460	33,332	35,129	303,554	24,696	278,858	61,930	23,082	38,847
	14	869,637	103,711	765,926	402,835	15,429	387,406	75,097	36,226	38,872	319,302	26,231	293,070	72,403	25,825	46,578
	15	939,733	113,967	825,766	435,804	16,943	418,861	82,216	39,602	42,613	336,772	27,443	309,329	84,941	29,979	54,962
	16	997,149	123,530	873,618	465,680	18,115	447,565	87,478	42,342	45,136	349,844	29,058	320,785	94,148	34,015	60,132
	17	1,039,570	130,544	909,026	451,962	15,042	436,921	90,531	43,997	46,534	389,818	31,470	358,348	107,259	40,035	67,223
	18	1,073,650	136,000	937,650	473,838	15,458	458,380	92,609	44,772	47,836	397,357	32,649	364,708	109,847	43,121	66,726
	19	1,102,945	141,682	961,262	497,665	16,712	480,953	92,910	44,833	48,078	401,087	34,177	366,910	111,282	45,961	65,321
	20	1,145,913	148,463	997,450	523,840	18,178	505,662	93,408	44,457	48,952	407,095	36,112	370,983	121,570	49,716	71,853
	21	1,270,588	164,283	1,106,305	563,061	20,046	543,016	99,592	44,667	54,926	435,956	39,003	396,953	171,978	60,567	111,411
	22	1,405,281	186,747	1,218,533	603,540	21,749	581,791	108,794	46,837	61,958	465,540	42,381	423,158	227,407	75,781	151,626
	平成23年11月	1,501,564	207,328	1,294,236	637,584	22,373	615,211	114,909	49,564	65,345	492,853	45,609	447,244	256,218	89,782	166,436
構成割合	平成7年度	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	8	100.0	13.6	86.4	100.0	4.5	95.5	100.0	54.9	45.1	100.0	8.7	91.3	100.0	46.6	53.4
	9	100.0	13.0	87.0	100.0	4.3	95.7	100.0	54.2	45.8	100.0	8.4	91.6	100.0	45.0	55.0
	10	100.0	12.6	87.4	100.0	4.2	95.8	100.0	53.7	46.3	100.0	8.3	91.7	100.0	43.7	56.3
	11	100.0	12.2	87.8	100.0	4.1	95.9	100.0	51.6	48.4	100.0	8.2	91.8	100.0	41.1	58.9
	12	100.0	12.0	88.0	100.0	4.1	95.9	100.0	50.2	49.8	100.0	8.0	92.0	100.0	39.2	60.8
	13	100.0	12.0	88.0	100.0	3.9	96.1	100.0	49.5	50.5	100.0	8.1	91.9	100.0	38.8	61.2
	14	100.0	11.9	88.1	100.0	3.8	96.2	100.0	48.7	51.3	100.0	8.1	91.9	100.0	37.3	62.7
	15	100.0	11.9	88.1	100.0	3.8	96.2	100.0	48.2	51.8	100.0	8.2	91.8	100.0	35.7	64.3
	16	100.0	12.1	87.9	100.0	3.9	96.1	100.0	48.2	51.8	100.0	8.1	91.9	100.0	35.3	64.7
	17	100.0	12.4	87.6	100.0	3.9	96.1	100.0	48.4	51.6	100.0	8.3	91.7	100.0	36.1	63.9
	18	100.0	12.6	87.4	100.0	3.3	96.7	100.0	48.6	51.4	100.0	8.1	91.9	100.0	37.3	62.7
	19	100.0	12.7	87.3	100.0	3.3	96.7	100.0	48.3	51.7	100.0	8.2	91.8	100.0	39.3	60.7
	20	100.0	12.8	87.2	100.0	3.4	96.6	100.0	48.3	51.7	100.0	8.5	91.5	100.0	41.3	58.7
	21	100.0	13.0	87.0	100.0	3.5	96.5	100.0	47.6	52.4	100.0	8.9	91.1	100.0	40.9	59.1
	22	100.0	12.9	87.1	100.0	3.6	96.4	100.0	44.8	55.2	100.0	8.9	91.1	100.0	35.2	64.8
	平成23年11月	100.0	13.3	86.7	100.0	3.6	96.4	101.0	43.1	56.9	101.0	9.1	90.9	101.0	33.3	66.7
	平成23年11月	100.0	13.8	86.2	100.0	3.5	96.5	100.0	43.1	56.9	100.0	9.3	90.7	100.0	35.0	65.0

資料：福祉行政報告例（平成22年11月は速報値）

注）保護停止中の世帯を除く。また、数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が総数と合わない場合がある。

都道府県・指定都市・中核市、稼働状況、世帯類型別被保護世帯の構成割合

平成22年度

	稼働状況別構成割合		世帯類型別構成割合				
	稼働	非稼働	高齢	母子	傷病・障害	その他	
全 国	13.3	86.7	42.9	7.7	33.1	16.2	
北海道	12.8	87.2	44.8	10.3	36.0	9.0	
青森県	8.3	91.7	50.6	4.4	36.6	8.3	
岩手県	16.9	83.1	45.8	4.4	33.6	16.1	
宮城県	11.8	88.2	45.0	6.1	31.4	17.5	
秋田県	13.3	86.7	48.1	4.6	33.3	13.9	
山形県	13.3	86.7	46.0	3.8	38.7	11.6	
福島県	14.0	86.0	43.9	4.6	36.2	15.3	
茨城県	8.4	91.6	44.9	4.9	37.3	12.9	
栃木県	10.0	90.0	43.1	4.8	40.5	11.6	
群馬県	8.2	91.8	45.7	4.4	37.2	12.7	
埼玉県	13.8	86.2	39.8	8.2	34.7	17.3	
千葉県	12.7	87.3	43.9	7.0	38.0	11.2	
東京都	14.5	85.5	43.4	6.2	34.6	15.7	
神奈川県	14.7	85.3	41.7	8.4	31.1	18.9	
新潟県	11.7	88.3	38.9	4.1	36.4	20.6	
富山県	6.7	93.3	49.6	2.1	33.3	14.9	
石川県	8.4	91.6	55.4	2.6	33.6	8.4	
福井県	10.3	89.7	46.1	3.3	33.9	16.6	
山梨県	8.7	91.3	47.7	3.8	35.1	13.4	
長野県	12.5	87.5	40.8	4.8	40.3	14.1	
岐阜県	10.6	89.4	46.1	4.0	35.9	14.0	
静岡県	10.6	89.4	48.1	4.7	34.3	12.9	
愛知県	11.6	88.4	40.5	6.2	34.0	19.3	
三重県	11.3	88.7	43.7	6.5	36.0	13.7	
滋賀県	13.5	86.5	38.5	10.9	38.0	12.6	
京都市	17.1	82.9	40.3	12.9	35.5	11.4	
大阪市	15.9	84.1	42.6	12.5	33.1	11.8	
兵庫県	11.9	88.1	43.1	8.2	38.4	10.3	
奈良県	10.9	89.1	49.7	9.0	33.3	8.1	
和歌山県	8.5	91.5	54.3	4.4	34.5	6.8	
鳥取県	16.5	83.5	39.1	6.2	40.3	14.4	
島根県	19.1	80.9	37.0	6.0	35.8	21.2	
岡山県	14.4	85.6	41.5	4.6	40.1	13.8	
広島県	14.6	85.4	42.3	6.6	34.4	16.7	
山口県	13.2	86.8	45.4	5.9	36.4	12.3	
徳島県	12.7	87.3	43.3	6.1	38.4	12.3	
香川県	12.6	87.4	39.6	6.0	43.5	10.9	
愛媛県	7.4	92.6	44.9	3.5	39.6	11.9	
高知県	10.5	89.5	51.2	4.1	31.7	13.1	
福岡県	11.2	88.8	43.4	8.2	29.3	19.1	
佐賀県	10.0	90.0	46.1	4.2	38.8	11.0	
長崎県	13.5	86.5	43.8	6.1	35.9	14.2	
熊本県	9.5	90.5	48.8	3.7	30.3	17.1	
大分県	12.0	88.0	51.5	3.7	28.7	16.1	
宮崎県	9.5	90.5	49.1	4.7	28.9	17.4	
鹿児島県	11.4	88.6	48.8	5.4	33.5	12.3	
沖縄県	9.9	90.1	45.1	6.8	35.8	12.3	
札幌市	17.4	82.6	37.1	12.0	30.5	20.5	
仙台市	15.0	85.0	35.3	9.4	31.1	24.2	
さいたま市	14.4	85.6	36.8	8.0	27.7	27.5	
千葉市	10.5	89.5	42.5	5.8	20.8	30.9	
横濱市	17.5	82.5	43.8	8.1	29.9	18.2	
川崎市	16.5	83.5	42.7	9.2	28.7	19.4	
横浜市長	16.4	83.6	35.9	12.2	36.2	15.7	
新潟市長	13.4	86.6	37.3	7.8	40.6	14.4	
静岡市長	11.5	88.5	46.4	6.3	31.2	16.1	
浜松市長	12.4	87.6	30.4	7.2	29.8	32.6	
名古屋市長	11.8	88.2	41.2	5.7	29.5	23.6	
京都市	18.0	82.0	42.2	12.4	28.3	17.2	
大阪市	11.0	89.0	45.5	7.0	27.3	20.2	
大塚市	14.0	86.0	44.0	11.0	36.6	8.4	
神戸市	16.7	83.3	43.2	10.1	28.8	17.9	
岡山市	16.2	83.8	37.4	9.0	32.9	20.7	
広島市長	16.3	83.7	34.6	10.3	34.0	21.1	
北九州市	8.7	91.3	51.2	4.4	26.6	17.7	
福岡市長	11.8	88.2	39.7	7.1	32.4	20.8	
旭川市	16.5	83.5	42.5	13.8	32.3	11.4	
函館市	13.9	86.1	42.5	12.2	34.6	10.8	
青森市長	12.4	87.6	45.2	5.4	30.8	18.6	
盛岡市長	16.7	83.3	32.4	8.2	31.9	27.4	
秋田市長	13.3	86.7	45.4	5.7	36.7	12.3	
山形市長	13.2	86.8	36.6	6.2	35.2	22.0	
いわき市長	8.8	91.2	41.6	7.4	43.2	7.8	
宇都宮市長	9.8	90.2	34.6	7.2	36.3	21.9	
前橋市長	14.4	85.6	42.0	5.8	34.5	17.7	
川越市長	14.5	85.5	36.6	9.0	29.8	24.5	
船橋市長	14.6	85.4	40.6	7.3	37.9	14.2	
柏市長	12.7	87.3	41.8	8.1	41.0	9.1	
須賀市長	8.9	91.1	48.8	7.6	34.7	8.9	
富山市	7.0	93.0	53.3	1.7	34.0	11.0	
金沢市長	7.7	92.3	47.8	3.9	40.3	8.1	
長野市長	14.9	85.1	39.6	4.7	33.5	22.1	
岐阜市長	8.5	91.5	51.1	4.2	31.6	13.1	
豊橋市長	12.1	87.9	39.0	5.4	28.7	26.9	
豊田市長	13.3	86.7	25.5	12.0	35.6	27.0	
岡崎市長	11.6	88.4	33.3	6.6	33.4	26.8	
大津市長	15.9	84.1	37.8	10.0	39.9	12.4	
高槻市長	12.2	87.8	39.9	11.7	42.5	5.8	
東大阪市長	16.4	83.6	38.7	14.2	35.7	11.4	
姫路市長	11.5	88.5	45.4	6.4	29.2	18.9	
西宮市長	9.3	90.7	36.2	10.5	39.5	13.9	
尼崎市長	10.3	89.7	44.7	8.6	38.9	7.8	
奈良市長	13.1	86.9	37.5	13.6	32.5	16.4	
和歌山市	9.2	90.8	53.7	5.3	29.7	11.3	
倉敷市長	9.9	90.1	39.8	8.7	31.4	20.1	
福山市	19.0	81.0	36.1	10.3	33.3	20.2	
下関市長	12.0	88.0	49.6	6.4	29.7	14.3	
高松市長	12.3	87.7	37.5	9.7	32.3	20.5	
松山市	8.9	91.1	41.3	6.1	40.8	11.9	
高知市長	12.9	87.1	43.6	7.6	32.1	16.8	
高松市長	9.2	90.8	41.6	6.2	37.2	15.0	
留米市長	13.2	86.8	31.8	9.8	37.9	20.5	
長崎市長	11.3	88.7	44.4	6.5	38.6	10.6	
熊本市	12.2	87.8	43.1	8.3	39.2	11.4	
大宮市長	10.6	89.4	41.9	6.8	34.1	17.2	
鹿嶋市長	15.2	84.8	38.3	7.9	31.9	22.0	

資料：福祉行政報告例

注1) 都道府県データは指定都市、中核市分を除いたものである。

注2) 保護停止中の世帯を除く。

保護の種類別扶助人員の年次推移

	生活扶助人員		住宅扶助人員		教育扶助人員		医療扶助人員		介護扶助人員	
	人	指数 (平成元年度 =100)	人	指数 (平成元年度 =100)	人	指数 (平成元年度 =100)	人	指数 (平成元年度 =100)	人	指数 (平成12年度 =100)
平成元年度	969,319	100.0	789,295	100.0	158,323	100.0	752,956	100.0	...	...
2	889,607	91.8	730,134	92.5	135,793	85.8	711,268	94.5	...	...
3	826,462	85.3	681,412	86.3	117,140	74.0	680,735	90.4	...	...
4	780,517	80.5	646,486	81.9	103,800	65.6	662,155	87.9	...	...
5	765,290	79.0	639,112	81.0	96,505	61.0	658,517	87.5	...	...
6	765,629	79.0	644,648	81.7	92,424	58.4	670,603	89.1	...	...
7	760,162	78.4	639,129	81.0	88,176	55.7	679,826	90.3	...	...
8	766,232	79.0	648,591	82.2	84,973	53.7	695,075	92.3	...	...
9	783,840	80.9	668,756	84.7	84,006	53.1	715,662	95.0	...	...
10	821,931	84.8	707,094	89.6	86,254	54.5	753,366	100.1	...	...
11	877,080	90.5	763,315	96.7	91,042	57.5	803,855	106.8	...	...
12	943,025	97.3	824,129	104.4	96,944	61.2	864,231	114.8	66,832	100.0
13	1,014,524	104.7	891,223	112.9	104,590	66.1	928,527	123.3	84,463	126.4
14	1,105,499	114.0	975,486	123.6	114,213	72.1	1,002,886	133.2	105,964	158.6
15	1,201,836	124.0	1,069,135	135.5	124,270	78.5	1,082,648	143.8	127,164	190.3
16	1,273,502	131.4	1,143,310	144.9	132,019	83.4	1,154,521	153.3	147,239	220.3
17	1,320,413	136.2	1,194,020	151.3	135,734	85.7	1,207,814	160.4	164,093	245.5
18	1,354,242	139.7	1,233,105	156.2	137,129	86.6	1,226,233	162.9	172,214	257.7
19	1,379,945	142.4	1,262,158	159.9	135,503	85.6	1,248,145	165.8	184,258	275.7
20	1,422,217	146.7	1,304,858	165.3	134,734	85.1	1,281,838	170.2	195,576	292.6
21	1,586,013	163.6	1,459,768	184.9	144,339	91.2	1,406,456	186.8	209,735	313.8
22	1,767,315	182.3	1,634,773	207.1	155,450	98.2	1,553,662	206.3	228,235	341.5
平成23年11月 (速報値)	1,880,350	194.0	1,747,460	221.4	160,079	101.1	1,663,463	220.9	249,247	372.9

資料:福祉行政報告例(平成23年11月は速報値)

(1) 生活保護法による医療扶助人員、医療扶助費の年次推移

	被 保 護 実 人 員 A	医療扶助人員						医療扶助率 B/A	医療扶助費 総 額	生活保護費 のうち医療 扶助費の占 める割合
		総 数 B	精 神 (再掲)	入 院	精 神 (再掲)	入院外	精 神 (再掲)			
	人	人		人		人		%	億円	%
平成7年度	882,229	679,826	126,555	123,924	64,399	555,903	62,156	77.1	8,819	59.4
平成8年度	887,450	695,075	131,592	124,794	64,117	570,281	67,475	78.3	8,773	58.0
平成9年度	905,589	715,662	135,681	126,530	64,212	589,132	71,469	79.0	9,230	57.5
平成10年度	946,993	753,366	141,798	130,358	64,743	623,008	77,055	79.6	9,659	57.0
平成11年度	1,004,472	803,855	148,286	134,043	65,122	669,812	83,164	80.0	10,416	57.0
平成12年度	1,072,241	864,231	155,852	132,751	64,913	731,480	90,939	80.6	10,711	55.2
平成13年度	1,148,088	928,527	163,149	134,956	64,900	793,572	98,249	80.9	11,229	54.1
平成14年度	1,242,723	1,002,886	172,619	135,197	64,608	867,689	108,011	80.7	11,622	52.4
平成15年度	1,344,327	1,082,648	183,139	132,578	63,708	950,070	119,431	80.5	12,361	51.8
平成16年度	1,423,388	1,154,521	195,400	132,285	63,193	1,022,236	132,207	81.1	13,029	51.9
平成17年度	1,475,838	1,207,814	204,600	131,104	62,479	1,076,710	142,121	81.8	13,470	51.2
平成18年度	1,513,892	1,226,233	97,650	130,487	59,239	1,095,746	38,411	81.0	13,500	50.6
平成19年度	1,543,321	1,248,145	95,028	125,900	57,687	1,122,245	37,341	80.9	13,074	49.9
平成20年度	1,592,620	1,281,838	95,433	123,279	56,513	1,158,558	38,920	80.5	13,393	49.6
平成21年度	1,763,572	1,406,456	98,651	125,820	56,090	1,280,636	42,561	79.8	14,515	48.3
平成22年度	1,952,063	1,553,662	102,973	129,805	55,841	1,423,857	47,132	79.6	15,701	47.2

注：医療扶助費は、各年度の医療扶助に要した実績費用の総額を計上している。

(2) 都道府県・指定都市・中核市別医療扶助人員(入院・入院外)

自治体名	総数	入院	入院外
北海道	60,837	5,390	55,447
青森県	18,351	1,482	16,869
岩手県	7,811	751	7,060
宮城県	8,179	695	7,484
秋田県	8,057	619	7,438
山形県	5,717	518	5,199
福島県	8,067	675	7,392
茨城県	18,836	2,076	16,760
栃木県	9,406	982	8,424
群馬県	5,615	474	5,141
埼玉県	48,086	3,741	44,345
千葉県	35,523	2,882	32,641
東京都	219,527	16,356	203,171
神奈川県	24,947	1,679	23,268
新潟県	6,277	488	5,789
富山県	1,355	217	1,138
石川県	2,527	306	2,221
福井県	2,721	283	2,438
山梨県	3,994	394	3,600
長野県	6,389	526	5,863
岐阜県	3,859	451	3,408
静岡県	9,627	928	8,699
愛知県	16,818	1,540	15,278
三重県	13,596	1,235	12,361
滋賀県	5,712	456	5,256
京都府	11,839	717	11,122
大阪府	75,154	4,683	70,471
兵庫県	18,558	1,585	16,973
奈良県	10,437	713	9,724
和歌山県	5,307	417	4,890
鳥取県	5,399	421	4,978
島根県	4,423	456	3,967
岡山県	4,581	513	4,068
広島県	10,936	1,205	9,731
山口県	10,458	1,186	9,272
徳島県	12,926	1,318	11,608
香川県	3,956	426	3,530
愛媛県	7,860	776	7,084
高知県	7,014	761	6,253
福岡県	50,669	4,394	46,275
佐賀県	6,522	762	5,760
長崎県	13,430	1,492	11,938
熊本県	7,039	915	6,124
大分県	9,886	1,293	8,593
宮崎県	7,829	844	6,985
鹿児島県	14,845	2,243	12,602
沖縄県	24,253	2,320	21,933

自治体名	総数	入院	入院外
札幌市	59,573	3,723	55,850
仙台市	13,709	486	13,223
さいたま市	15,985	1,060	14,925
千葉市	12,460	466	11,994
横浜市	60,629	6,302	54,327
川崎市	23,692	1,130	22,562
相模原市	10,362	468	9,894
新潟市	8,361	631	7,730
静岡市	6,494	339	6,155
浜松市	4,703	216	4,487
名古屋市	31,507	2,376	29,131
京都市	33,926	2,453	31,473
大阪市	116,572	7,015	109,557
堺市	20,800	1,428	19,372
神戸市	39,020	2,104	36,916
岡山市	10,012	448	9,564
広島市	18,118	672	17,446
北九州市	20,621	2,354	18,267
福岡市	33,118	2,286	30,832
旭川市	11,383	559	10,824
函館市	11,087	694	10,393
青森市	6,643	511	6,132
盛岡市	4,616	356	4,260
秋田市	4,488	398	4,090
郡山市	2,360	239	2,121
いわき市	4,132	484	3,648
宇都宮市	6,268	498	5,770
前橋市	2,691	216	2,475
高崎市	2,645	192	2,453
川越市	2,373	225	2,148
船橋市	5,749	376	5,373
柏市	2,562	218	2,344
横須賀市	4,092	188	3,904
富山市	1,427	165	1,262
金沢市	3,072	408	2,664
長野市	1,881	146	1,735
岐阜市	5,478	1,291	4,187
豊橋市	1,779	253	1,526
豊田市	1,208	124	1,084
岡崎市	1,286	91	1,195
大津市	3,183	196	2,987
高槻市	5,179	258	4,921
東大阪市	14,535	626	13,909
姫路市	7,190	378	6,812
西宮市	6,086	458	5,628
尼崎市	15,486	1,103	14,383
奈良市	5,428	248	5,180
和歌山市	6,647	424	6,223
倉敷市	6,297	538	5,759
福山市	6,104	256	5,848
下関市	3,594	324	3,270
高松市	5,650	433	5,217
松山市	10,909	918	9,991
高知市	10,672	762	9,910
久留米市	4,899	420	4,479
長崎市	9,663	703	8,960
熊本市	11,642	1,083	10,559
大分市	6,864	770	6,094
宮崎市	6,993	592	6,401
鹿児島市	14,405	1,321	13,084
全国	1,663,463	129,984	1,533,479

資料：生活保護速報(23年10月)

(3) 長期入院患者の実態把握の状況

(平成22年度)

区 分	① た患者数 (入院百八十日を超え 書類検討総数)	② 調整を行つたもの うち主治医と意見	③ さる入院の 結果医療扶助によ	④ ③のうち措置状況						⑤ ③数の うち未措置の患者	② ／①の割合 (%)	③ ／②の割合 (%)	⑤ ／③の割合 (%)
				退 院 又 は 移 替 え 等									
				小 計	居 宅 保 護	施 設 入 所	他法への移替		そ の 他				
結核予 防法	福祉保 健												
北 海 道	2,552	2,259	165	128	43	24	0	0	61	37	88.5	7.3	22.4
青 森 県	505	453	32	27	12	6	0	1	8	5	89.7	7.1	15.6
岩 手 県	337	244	57	21	2	12	0	0	7	36	72.4	23.4	63.2
宮 城 県	289	240	14	6	0	3	0	1	2	8	83.0	5.8	57.1
秋 田 県	395	346	26	20	2	8	0	0	10	6	87.6	7.5	23.1
山 形 県	188	85	11	2	0	1	0	0	1	9	45.2	12.9	81.8
福 島 県	435	292	71	55	16	8	0	1	30	16	67.1	24.3	22.5
茨 城 県	1,099	1,090	113	32	4	16	0	2	10	81	99.2	10.4	71.7
栃 木 県	541	465	15	12	3	4	0	0	5	3	86.0	3.2	20.0
群 馬 県	373	301	17	17	6	7	0	0	4	0	80.7	5.6	0.0
埼 玉 県	1,716	905	160	51	11	18	0	0	22	109	52.7	17.7	68.1
千 葉 県	1,634	1,493	140	91	52	32	0	0	7	49	91.4	9.4	35.0
東 京 都	7,135	3,427	762	604	169	168	0	18	249	158	48.0	22.2	20.7
神奈川 県	761	678	195	96	45	34	0	0	17	99	89.1	28.8	50.8
新 潟 県	281	165	19	11	9	0	0	0	2	8	58.7	11.5	42.1
富 山 県	150	118	19	13	5	2	0	2	4	6	78.7	16.1	31.6
石 川 県	155	118	5	2	1	1	0	0	0	3	76.1	4.2	60.0
福 井 県	191	154	17	11	4	7	0	0	0	6	80.6	11.0	35.3
山 梨 県	241	151	4	1	0	1	0	0	0	3	62.7	2.6	75.0
長 野 県	175	166	35	11	1	5	0	0	5	24	94.9	21.1	68.6
岐 阜 県	217	106	17	7	1	3	0	2	1	10	48.8	16.0	58.8
静 岡 県	447	255	16	16	3	4	0	0	9	0	57.0	6.3	0.0
愛 知 県	667	275	45	27	4	20	0	1	2	18	41.2	16.4	40.0
三 重 県	794	794	5	2	1	1	0	0	0	3	100.0	0.6	60.0
滋 賀 県	182	154	7	1	0	1	0	0	0	6	84.6	4.5	85.7
京 都 府	299	163	1	1	0	1	0	0	0	0	54.5	0.6	0.0
大 阪 府	1,981	682	134	126	52	24	0	1	49	8	34.4	19.6	6.0
兵 庫 県	1,005	899	130	96	22	35	0	1	38	34	89.5	14.5	26.2
奈 良 県	342	133	3	3	0	0	0	0	3	0	38.9	2.3	0.0
和 歌 山 県	181	104	7	4	0	2	0	0	2	3	57.5	6.7	42.9
鳥 取 県	197	161	51	38	15	12	0	5	6	13	81.7	31.7	25.5
島 根 県	211	74	35	16	2	1	0	0	13	19	35.1	47.3	54.3
岡 山 県	256	167	9	4	0	3	0	0	1	5	65.2	5.4	55.6
広 島 県	559	501	30	21	10	6	0	1	4	9	89.6	6.0	30.0
山 口 県	625	437	57	29	6	12	0	0	11	28	69.9	13.0	49.1
徳 島 県	818	557	23	21	4	11	0	0	6	2	68.1	4.1	8.7
香 川 県	241	232	35	29	5	10	0	0	14	6	96.3	15.1	17.1
愛 媛 県	413	252	44	27	3	12	0	0	12	17	61.0	17.5	38.6
高 知 県	412	191	33	16	3	8	0	0	5	17	46.4	17.3	51.5
福 岡 県	2,628	1,822	246	169	63	78	1	1	26	77	69.3	13.5	31.3
佐 賀 県	477	369	34	30	9	5	0	0	16	4	77.4	9.2	11.8
長 崎 県	877	678	47	24	2	9	0	0	13	23	77.3	6.9	48.9
熊 本 県	520	422	63	43	14	20	0	0	9	20	81.2	14.9	31.7
大 分 県	779	257	16	13	5	3	0	0	5	3	33.0	6.2	18.8
宮 崎 県	569	313	50	25	12	8	0	0	5	25	55.0	16.0	50.0
鹿 児 島 県	1,260	1,116	150	106	40	25	0	0	41	44	88.6	13.4	29.3
沖 縄 県	939	389	164	81	31	13	0	0	37	83	41.4	42.2	50.6

(3) 長期入院患者の実態把握の状況

(平成22年度)

区 分	① た患者数 書類検討総数 （へ入院百八十日を超え）	② 調整を行 った主治医と意見	③ 入院の結果医療扶助がないと された者	④ ③のうち措置状況						⑤ ③のうち未措置の患者数	②／①の割合 （％）	③／②の割合 （％）	⑤／③の割合 （％）
				退院又は移替え等									
				小 計	居 宅 保 護	施 設 入 所	他法への移替		そ の 他				
結 核 予 防 法	福 祉 保 健 、 精 神 保 健												
札幌市	1,882	214	16	16	2	13	0	0	1	0	11.4	7.5	0.0
仙台市	189	138	4	4	0	2	0	0	2	0	73.0	2.9	0.0
さいたま市	316	34	17	17	1	6	0	3	7	0	10.8	50.0	0.0
千葉市	185	96	17	10	1	8	0	0	1	7	51.9	17.7	41.2
横浜市	1,039	844	126	100	28	55	0	3	14	26	81.2	14.9	20.6
川崎市	703	601	156	105	29	17	0	2	57	51	85.5	26.0	32.7
相模原市	204	191	36	27	12	10	0	0	5	9	93.6	18.8	25.0
新潟市	357	125	1	1	0	1	0	0	0	0	35.0	0.8	0.0
静岡市	94	79	0	0	0	0	0	0	0	0	84.0	0.0	—
浜松市	178	36	22	22	6	7	1	0	8	0	20.2	61.1	0.0
名古屋市	1,762	956	244	236	101	91	1	0	43	8	54.3	25.5	3.3
京都市	1,226	734	145	120	85	34	1	0	0	25	59.9	19.8	17.2
大阪市	2,920	2,920	228	75	21	24	0	0	30	153	100.0	7.8	67.1
堺市	619	70	33	31	24	5	0	0	2	2	11.3	47.1	6.1
神戸市	1,210	975	335	222	51	69	0	0	102	113	80.6	34.4	33.7
岡山市	338	231	26	24	7	14	0	0	3	2	68.3	11.3	7.7
広島市	570	544	141	141	31	24	0	0	86	0	95.4	25.9	0.0
北九州市	1,109	912	109	77	27	27	0	0	23	32	82.2	12.0	29.4
福岡市	1,436	890	112	100	68	28	0	0	4	12	62.0	12.6	10.7
旭川市	260	194	30	14	1	13	0	0	0	16	74.6	15.5	53.3
函館市	224	224	2	2	0	2	0	0	0	0	100.0	0.9	0.0
青森市	165	158	10	10	6	2	0	0	2	0	95.8	6.3	0.0
盛岡市	133	32	22	20	11	7	0	0	2	2	24.1	68.8	9.1
秋田市	228	8	2	2	0	2	0	0	0	0	3.5	25.0	0.0
郡山市	86	8	0	0	0	0	0	0	0	0	9.3	0.0	—
いわき市	186	75	5	3	0	3	0	0	0	2	40.3	6.7	40.0
宇都宮市	352	29	29	29	19	10	0	0	0	0	8.2	100.0	0.0
前橋市	110	85	7	4	0	1	0	0	3	3	77.3	8.2	42.9
川越市	115	17	3	3	0	3	0	0	0	0	14.8	17.6	0.0
船橋市	276	135	19	13	5	6	0	2	0	6	48.9	14.1	31.6
柏市	143	6	6	6	1	0	0	0	5	0	4.2	100.0	0.0
横須賀市	123	123	15	15	11	4	0	0	0	0	100.0	12.2	0.0
富山市	120	120	16	16	9	5	0	0	2	0	100.0	13.3	0.0
金沢市	235	235	56	9	7	2	0	0	0	47	100.0	23.8	83.9
長野市	95	95	24	24	9	6	0	0	9	0	100.0	25.3	0.0
岐阜市	152	39	16	2	0	2	0	0	0	14	25.7	41.0	87.5
豊橋市	152	152	10	10	4	4	0	0	2	0	100.0	6.6	0.0
豊田市	65	65	0	0	0	0	0	0	0	0	100.0	0.0	—
岡崎市	76	76	16	14	4	2	0	0	8	2	100.0	21.1	12.5
大津市	81	81	12	12	1	1	0	0	10	0	100.0	14.8	0.0
高槻市	145	110	10	6	0	6	0	0	0	4	75.9	9.1	40.0
東大阪市	373	67	29	27	8	16	0	0	3	2	18.0	43.3	6.9
姫路市	270	6	6	3	1	2	0	0	0	3	2.2	100.0	50.0
西宮市	430	391	95	22	1	6	0	0	15	73	90.9	24.3	76.8
尼崎市	425	340	74	42	18	19	0	0	5	32	80.0	21.8	43.2
奈良市	141	41	11	7	5	1	0	0	1	4	29.1	26.8	36.4
和歌山市	197	87	2	0	0	0	0	0	0	2	44.2	2.3	100.0
倉敷市	174	24	0	0	0	0	0	0	0	0	13.8	0.0	—
福山市	121	53	9	8	5	3	0	0	0	1	43.8	17.0	11.1
下関市	202	202	18	13	6	1	0	0	6	5	100.0	8.9	27.8
高松市	61	8	0	0	0	0	0	0	0	0	13.1	0.0	—
松山市	162	141	1	1	0	0	0	0	1	0	87.0	0.7	0.0
高知市	594	594	113	113	69	16	0	0	28	0	100.0	19.0	0.0
久留米市	225	69	4	0	0	0	0	0	0	4	30.7	5.8	100.0
長崎市	632	72	19	15	8	7	0	0	0	4	11.4	26.4	21.1
熊本市	504	497	10	10	2	7	0	0	1	0	98.6	2.0	0.0
大分市	398	82	12	0	0	0	0	0	0	12	20.6	14.6	100.0
宮崎市	196	127	7	6	2	4	0	0	0	1	64.8	5.5	14.3
鹿児島市	482	374	13	5	3	0	0	0	2	8	77.6	3.5	61.5
合 計	62,495	40,485	5,830	4,000	1,402	1,282	4	47	1,265	1,830	64.8	14.4	31.4

資料：保護課調

(4) 保険外併用療養費（長期入院選定療養）に係る例外的給付の状況について（平成22年度）

区 分	当該年度給付件数										当該年度 継続 D=A+B-C	退院率 E=C/(A+B)	当該年度 給付総額 (円)	1件あたり 給付金額
	前年度 継続 A	新規開始 B	退 院 C (①+②+③ +④+⑤)	① 在宅	② 介護保険 施設	③ 社会福祉 施設等	④ 扶養義務者 引き取り	⑤ その他						
北海道	11	9	17	5	1	0	0	11	3	85.0%	2,547,270	127,364		
青森県	0	2	2	1	0	0	0	1	0	100.0%	106,400	53,200		
岩手県	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	36,400	36,400		
宮城県	2	2	4	1	1	2	0	0	0	100.0%	504,110	126,028		
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-		
山形県	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0.0%	488,740	244,370		
福島県	0	5	4	1	3	0	0	0	1	80.0%	2,323,140	464,628		
茨城県	8	7	9	2	1	0	0	6	6	60.0%	3,305,730	220,382		
栃木県	1	1	2	1	0	0	0	1	0	100.0%	110,080	55,040		
群馬県	1	3	3	0	0	0	0	3	1	75.0%	438,660	109,665		
埼玉県	4	37	38	2	1	0	0	35	3	92.7%	4,052,900	98,851		
千葉県	4	15	10	3	0	0	0	7	9	52.6%	2,433,280	128,067		
東京都	83	488	495	29	15	10	40	401	76	86.7%	42,852,251	75,048		
神奈川県	4	17	15	0	2	0	0	13	6	71.4%	1,863,540	88,740		
新潟県	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	54,210	54,210		
富山県	2	1	2	0	0	0	1	1	1	66.7%	4,062,213	1,354,071		
石川県	0	1	1	0	0	0	0	1	0	100.0%	262,649	262,649		
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-		
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-		
長野県	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	588,900	588,900		
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-		
静岡県	1	0	1	1	0	0	0	0	0	100.0%	119,000	119,000		
愛知県	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	151,200	151,200		
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-		
滋賀県	1	2	3	1	2	0	0	0	0	100.0%	242,246	80,749		
京都府	2	3	5	5	0	0	0	0	0	100.0%	138,240	27,648		
大阪府	8	28	28	8	1	2	0	17	8	77.8%	3,549,110	98,586		
兵庫県	0	1	1	0	1	0	0	0	0	100.0%	37,800	37,800		
奈良県	3	9	11	1	0	1	0	9	1	91.7%	996,900	83,075		
和歌山県	1	2	2	1	1	0	0	0	1	66.7%	428,010	142,670		
鳥取県	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0.0%	11,700	5,850		
島根県	0	1	1	0	1	0	0	0	0	100.0%	57,540	57,540		
岡山県	1	8	6	3	2	0	0	1	3	66.7%	1,975,677	219,520		
広島県	0	2	1	1	0	0	0	0	1	50.0%	351,832	175,916		
山口県	1	2	0	0	0	0	0	0	3	0.0%	684,690	228,230		
徳島県	3	4	5	5	0	0	0	0	2	71.4%	985,270	140,753		
香川県	1	1	2	0	0	1	0	1	0	100.0%	316,120	158,060		
愛媛県	2	7	0	0	0	0	0	0	9	0.0%	3,299,688	366,632		
高知県	0	4	2	1	1	0	0	0	2	50.0%	134,830	33,708		
福岡県	11	12	20	6	2	1	0	11	3	87.0%	3,356,260	145,924		
佐賀県	4	4	2	1	0	1	0	0	6	25.0%	28,469,373	3,558,672		
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-		
熊本県	0	2	1	1	0	0	0	0	1	50.0%	2,192,750	1,096,375		
大分県	1	0	1	0	0	0	0	1	0	100.0%	124,600	124,600		
宮崎県	1	3	4	2	0	0	0	2	0	100.0%	977,390	244,348		
鹿児島県	0	2	2	0	0	0	0	2	0	100.0%	299,760	149,880		
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-		

(4) 保険外併用療養費（長期入院選定療養）に係る例外的給付の状況について（平成22年度）

区 分	当該年度給付件数										当該年度 給付総額 (円)	1件あたり 給付金額	
	前年度 継続 A	新規開始 B	退 院 C (①+②+③ +④+⑤)	① 在宅	② 介護保険 施設	③ 社会福祉 施設等	④ 扶養義務者 引き取り	⑤ その他	当該年度 継続 D=A+B-C	退院率 E=C/(A+B)			
札幌市	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	100.0%	15,600	15,600
仙台市	1	4	0	0	0	0	0	0	0	5	0.0%	723,090	144,618
さいたま市	1	13	8	3	0	0	0	0	5	6	57.1%	1,325,820	94,701
千葉市	5	10	12	2	0	3	0	0	7	3	80.0%	2,395,940	159,729
横浜市	3	8	6	2	3	0	0	0	1	5	54.5%	1,449,501	131,773
川崎市	1	18	4	2	1	1	0	0	0	15	21.1%	1,601,930	84,312
相模原市	2	0	2	0	0	1	0	0	1	0	100.0%	79,690	39,845
新潟市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
静岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
浜松市	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.0%	367,720	183,860
名古屋	18	41	37	6	1	0	0	0	30	22	62.7%	6,088,880	103,201
京都市	5	5	7	1	0	1	0	0	5	3	70.0%	1,700,700	170,070
大阪市	262	96	223	65	2	14	0	0	142	135	62.3%	39,324,410	109,845
堺市	0	7	4	1	0	0	0	1	2	3	57.1%	845,690	120,813
神戸市	3	2	2	1	0	0	0	0	1	3	40.0%	1,505,770	301,154
岡山市	0	3	2	0	0	1	0	0	1	1	66.7%	203,220	67,740
広島市	2	2	2	0	1	0	0	0	1	2	50.0%	791,460	197,865
北九州市	2	3	5	3	1	1	0	0	0	0	100.0%	514,070	102,814
福岡市	2	3	5	3	0	0	0	0	2	0	100.0%	960,530	192,106
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
函館市	3	5	7	4	1	0	0	0	2	1	87.5%	1,603,260	200,408
青森市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
秋田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
山形市	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	100.0%	191,700	191,700
いわき市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
宇都宮市	0	4	4	0	4	0	0	0	0	0	100.0%	134,210	33,553
前橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
川越市	1	3	1	1	0	0	0	0	0	3	25.0%	107,510	26,878
船橋市	4	12	2	0	0	0	0	0	2	14	12.5%	880,810	55,051
柏市	2	2	1	1	0	0	0	0	0	3	25.0%	260,480	65,120
横須賀市	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	100.0%	142,240	142,240
富山	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	414,880	414,880
金沢市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	263,200	263,200
長野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
岐阜市	0	2	2	0	1	0	0	0	1	0	100.0%	182,710	91,355
豊橋市	2	2	1	1	0	0	0	0	0	3	25.0%	877,600	219,400
豊田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
岡崎市	0	2	2	1	0	1	0	0	0	0	100.0%	139,060	69,530
大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
高槻市	2	2	4	1	0	0	0	0	3	0	100.0%	254,030	63,508
東大阪市	5	4	3	2	0	1	0	0	0	6	33.3%	587,130	65,237
姫路市	1	1	2	1	0	0	0	0	1	0	100.0%	196,410	98,205
西宮市	2	2	1	0	0	0	0	0	1	3	25.0%	902,810	225,703
尼崎市	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0.0%	133,530	66,765
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
和歌山	11	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0.0%	2,628,200	238,927
倉敷市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	538,150	538,150
福山市	2	2	1	0	0	0	0	0	1	3	25.0%	774,720	193,680
下関市	4	8	7	2	0	0	0	0	5	5	58.3%	1,497,690	124,808
高松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
高松市	1	4	4	2	1	0	0	0	1	1	80.0%	296,390	59,278
高知市	1	4	4	2	1	0	0	0	1	1	80.0%	420,500	84,100
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
長崎市	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	100.0%	40,120	40,120
熊本市	9	6	12	0	0	0	1	0	11	3	80.0%	3,023,350	201,557
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	-
宮崎	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	33,150	33,150
鹿児島	0	2	1	0	1	0	0	0	0	1	50.0%	425,450	212,725
合 計	525	980	1,082	192	53	43	42	752	423	71.9%	191,773,770	127,424	

資料：保護課調

(5) 頻回受診者に対する適正受診指導結果について (平成22年度)

	受診状況把握対象者数		指導対象外		指導対象									
	A+B	うち筋骨格系・結合組織	人数 A	うち筋骨格系・結合組織	人数 B	うち筋骨格系・結合組織	人数 C	うち筋骨格系・結合組織	うち改善された者					
									1人当たり 平均効果月数 D	効果月数計 C	1人当たり 平均効果日数 E	効果日数計 e	効果月・1人当 たり効果日数 E/D	
北海道	205	82	138	49	67	33	33	22	5.2	173.0	52.7	1739.8	10.1	
青森県	24	11	17	7	7	4	2	1	5.5	11.0	45.8	91.5	8.3	
岩手県	14	8	7	3	7	5	2	2	6.5	13.0	126.0	252.0	19.4	
宮城県	30	16	29	16	1	0	1	0	18.7	18.7	9.3	9.3	0.5	
秋田県	80	22	67	14	13	8	6	3	3.8	23.0	31.1	186.4	8.1	
山形県	10	9	3	3	7	6	2	2	6.0	12.0	36.0	72.0	6.0	
福島県	16	8	9	5	7	3	2	2	8.5	17.0	90.5	181.0	10.6	
茨城県	37	20	16	8	21	12	10	6	5.6	56.0	55.9	559.0	10.0	
栃木県	31	21	26	17	5	4	5	4	5.2	26.0	65.2	326.0	12.5	
群馬県	53	26	45	21	8	5	7	4	6.4	45.0	95.3	667.0	14.8	
埼玉県	293	156	209	120	84	36	52	19	4.9	253.0	50.7	2637.5	10.4	
千葉県	201	159	162	128	39	31	27	23	2.6	69.0	24.6	663.4	9.6	
東京都	2,064	1,155	1,520	812	544	343	159	106	5.3	847.0	60.3	9585.3	11.3	
神奈川県	99	81	61	53	38	28	25	19	5.7	143.0	63.9	1596.8	11.2	
新潟県	10	6	9	5	1	1	1	1	1.0	1.0	7.0	7.0	7.0	
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-	
石川県	13	1	13	1	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-	
福井県	5	3	3	1	2	2	1	0	10.0	10.0	230.0	230.0	23.0	
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-	
長野県	1	1	1	1	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-	
岐阜県	3	0	2	0	1	0	1	0	7.0	7.0	91.0	91.0	13.0	
静岡県	41	13	26	7	15	6	6	2	4.0	24.0	41.2	246.9	10.3	
愛知県	103	50	65	30	38	20	26	14	5.1	132.0	69.8	1814.0	13.7	
三重県	71	29	60	25	11	4	4	1	6.8	27.0	58.3	233.0	8.6	
滋賀県	22	11	18	11	4	0	4	0	0.8	3.0	16.5	66.0	22.0	
京都府	129	81	88	63	41	18	13	6	4.8	62.0	45.3	588.7	9.5	
大阪府	1,017	453	840	400	177	53	56	32	5.1	286.0	48.4	2710.6	9.5	
兵庫県	195	82	94	52	101	30	43	7	5.6	239.0	69.1	2971.1	12.4	
奈良県	88	45	62	35	26	10	6	0	5.0	30.0	25.8	154.9	5.2	
和歌山県	72	42	65	36	7	6	2	2	5.0	10.0	41.9	83.8	8.4	
鳥取県	25	15	17	10	8	5	4	3	6.5	26.0	117.8	471.0	18.1	
島根県	34	9	29	6	5	3	2	1	4.0	8.0	36.0	72.0	9.0	
岡山県	4	3	1	0	3	3	2	2	3.0	6.0	37.5	75.0	12.5	
広島県	273	91	140	52	133	39	38	14	5.2	199.0	79.0	3001.5	15.1	
山口県	159	66	133	52	26	14	16	9	6.1	98.0	95.9	1533.8	15.7	
徳島県	90	11	77	10	13	1	5	1	4.8	24.0	23.0	115.0	4.8	
香川県	92	35	65	24	27	11	5	1	4.6	23.0	50.8	254.0	11.0	
愛媛県	91	32	45	11	46	21	17	10	4.7	80.0	49.9	847.5	10.6	
高知県	89	30	24	10	65	20	10	7	6.9	69.0	67.4	674.0	9.8	
福岡県	855	432	535	257	320	175	118	59	1.0	115.0	11.0	1300.0	11.3	
佐賀県	107	45	66	25	41	20	14	6	7.1	99.0	128.4	1798.0	18.2	
長崎県	88	35	45	16	43	19	12	7	5.1	61.0	56.7	679.9	11.1	
熊本県	16	8	6	4	10	4	5	2	3.2	16.0	34.8	174.0	10.9	
大分県	58	9	49	0	9	9	5	5	4.6	23.0	41.2	206.0	9.0	
宮崎県	49	24	36	19	13	5	7	2	6.6	46.0	80.0	560.3	12.2	
鹿児島県	42	20	34	15	8	5	6	3	4.0	24.0	44.8	268.8	11.2	
沖縄県	19	10	14	6	5	4	2	2	7.0	14.0	72.8	145.6	10.4	

(5) 頻回受診者に対する適正受診指導結果について(平成22年度)

	受診状況把握対象者数		指導対象外		指導対象											
	A+B	うち筋骨格系・結合組織	人数		人数		人数		人数		うち改善された者					
			A	うち筋骨格系・結合組織	B	うち筋骨格系・結合組織	C	うち筋骨格系・結合組織	D	1人当たり平均効果月数	効果月数計	1人当たり平均効果日数	効果日数計	効果月・1人当たり効果日数		
札幌市	249	193	240	193	9	0	9	0	3.0	27.0	44.2	398.0	14.7			
仙台市	61	39	56	34	5	5	0	0	-	0.0	-	0.0	-			
さいたま市	117	95	117	95	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-			
千葉市	1	1	0	0	1	1	1	1	8.0	8.0	136.0	136.0	17.0			
横浜市	435	323	329	252	106	71	24	20	5.0	121.0	51.0	1223.1	10.1			
川崎市	249	193	203	157	46	36	17	16	4.0	68.0	55.6	945.3	13.9			
相模原市	60	52	29	26	31	26	12	9	6.8	82.0	93.5	1122.3	13.7			
新潟市	24	20	7	3	17	17	10	10	5.9	59.0	62.7	627.0	10.6			
静岡市	37	18	8	2	29	16	7	5	4.1	29.0	66.1	462.9	16.0			
浜松市	80	64	58	47	22	17	12	9	5.8	70.0	67.9	815.0	11.6			
名古屋市	451	174	317	129	134	45	37	23	5.7	210.0	69.7	2577.8	12.3			
京都市	642	262	634	259	8	3	4	3	4.8	19.0	36.4	145.4	7.7			
大阪市	3,919	1,326	3,347	1,157	572	169	97	35	4.9	475.0	54.0	5239.4	11.0			
堺市	331	112	270	85	61	27	19	8	5.6	107.0	71.8	1363.9	12.7			
神戸市	509	322	453	286	56	36	27	14	3.3	88.2	41.6	1121.9	12.7			
岡山市	81	68	17	14	64	54	5	5	4.4	22.0	57.6	288.0	13.1			
広島市	162	68	147	59	15	9	8	6	6.5	52.0	51.0	408.0	7.8			
北九州市	229	159	204	136	25	23	12	11	5.3	63.9	65.2	782.2	12.2			
福岡市	242	171	190	131	52	40	16	13	7.0	112.0	85.9	1374.1	12.3			
旭川市	25	14	6	2	19	12	14	10	6.5	91.0	81.8	1144.9	12.6			
函館市	68	45	67	44	1	1	1	1	1.0	1.0	5.0	5.0	5.0			
青森市	111	59	108	58	3	1	0	0	-	0.0	-	0.0	-			
盛岡市	4	3	4	3	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-			
秋田市	22	11	12	2	10	9	3	3	7.0	21.0	96.0	287.9	13.7			
郡山市	7	4	7	4	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-			
いわき市	23	19	22	18	1	1	1	1	3.0	3.0	41.1	41.1	13.7			
宇都宮市	55	42	39	29	16	13	13	8	4.8	62.0	45.3	588.5	9.5			
前橋市	10	7	7	4	3	3	2	2	1.5	3.0	29.2	58.3	19.4			
川越市	36	33	36	33	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-			
船橋市	40	32	40	32	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-			
柏市	16	11	16	11	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-			
横浜国立大	32	27	2	1	30	26	9	7	5.1	46.0	43.8	394.6	8.6			
富山市	2	0	2	0	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-			
金沢市	26	21	26	21	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-			
長野市	3	3	3	3	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-			
岐阜市	17	10	15	10	2	0	2	0	5.5	11.0	86.5	173.0	15.7			
豊橋市	3	0	2	0	1	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-			
豊田市	20	16	4	1	16	15	7	6	4.6	32.0	54.3	380.2	11.9			
岡崎市	10	9	2	1	8	8	1	1	3.0	3.0	19.2	19.2	6.4			
大津市	42	26	3	1	39	25	14	10	5.6	78.0	53.5	749.5	9.6			
高槻市	16	7	8	5	8	2	4	0	1.8	7.0	19.0	76.0	10.9			
東大阪市	200	102	175	98	25	4	6	1	5.2	31.0	36.0	215.9	7.0			
姫路市	53	32	28	16	25	16	14	9	5.9	83.0	75.7	1059.9	12.8			
西宮市	57	39	28	25	29	14	14	8	4.5	63.0	50.5	707.4	11.2			
尼崎市	114	25	88	25	26	0	3	0	3.0	9.0	32.3	97.0	10.8			
奈良市	14	13	14	13	0	0	0	0	-	0.0	-	0.0	-			
和歌山市	269	59	264	57	5	2	3	2	11.0	33.0	103.0	309.0	9.4			
倉敷市	93	34	73	25	20	9	10	6	3.8	38.0	43.7	436.8	11.5			
福山市	92	36	52	23	40	13	9	1	5.9	53.0	62.7	564.0	10.6			
下関市	79	47	53	37	26	10	5	1	5.0	25.0	57.0	285.0	11.4			
高松市	66	35	63	35	3	0	1	0	5.0	5.0	120.0	120.0	24.0			
松山市	108	20	106	19	2	1	2	0	3.0	6.0	20.3	40.5	6.8			
高知市	125	42	85	23	40	19	15	5	4.5	67.0	26.0	389.8	5.8			
久留米市	16	10	6	2	10	8	5	2	6.0	30.0	58.5	292.5	9.8			
長崎市	203	162	199	162	4	0	1	0	3.0	3.0	36.0	36.0	12.0			
熊本市	173	44	133	30	40	14	24	8	6.0	143.0	91.2	2188.1	15.3			
大分市	83	45	71	38	12	7	1	1	3.0	3.0	66.0	66.0	22.0			
宮崎市	69	43	27	13	42	30	4	4	4.3	17.0	68.0	272.0	16.0			
鹿児島市	69	18	59	18	10	0	2	0	3.5	7.0	33.5	67.0	9.6			
合計	17,368	8,331	13,552	6,447	3,816	1,884	1,271	697	4.8	6,055.8	55.1	70,035.8	11.6			

資料：保健課調

(6) 各都道府県・市別レセプト点検の実施状況

(平成22年度分 4月支払分～3月支払分)

都道府県市名	レセプト 総数	内容点検(単月) 対象総数	内容点検(縦覧) 対象総数	点検実施状況						
				点検実施枚数			点検実施率(%)			
				資格点検 (※1) D	内容点検(※2)		資格点検 G=D/A	内容点検		
					単月 E	縦覧 F		単月 H=E/B	縦覧 I=F/C	
A	B	C	D	E	F	G=D/A	H=E/B	I=F/C		
北海道	1,394,703	1,330,517	1,290,957	1,394,703	1,330,517	1,290,957	100.00	100.00	100.00	
青森県	433,161	413,131	396,760	433,161	413,131	396,760	100.00	100.00	100.00	
岩手県	172,402	164,905	150,828	171,762	164,905	150,828	99.63	100.00	100.00	
宮城県	405,369	399,934	379,849	405,369	399,934	379,849	100.00	100.00	100.00	
秋田県	187,134	178,008	132,167	187,134	178,008	132,167	100.00	100.00	100.00	
山形県	125,550	121,817	121,817	125,550	121,817	121,817	100.00	100.00	100.00	
福島県	193,564	183,388	183,388	193,564	183,388	183,388	100.00	100.00	100.00	
茨城県	396,101	354,761	339,657	396,101	354,761	339,657	100.00	100.00	100.00	
栃木県	157,288	150,900	145,028	157,288	150,900	145,028	100.00	100.00	100.00	
群馬県	102,280	96,903	97,524	102,280	96,903	97,524	100.00	100.00	100.00	
埼玉県	1,014,408	964,060	943,853	1,013,689	963,212	943,005	99.93	99.91	99.91	
千葉県	708,460	677,471	669,384	677,613	625,632	612,290	95.65	92.35	91.47	
東京都	5,505,412	5,220,310	4,860,587	5,496,743	5,210,378	4,829,220	99.84	99.81	99.35	
神奈川県	548,795	514,928	401,208	548,795	513,689	399,969	100.00	99.76	99.69	
新潟県	127,203	122,813	109,181	127,203	122,813	109,181	100.00	100.00	100.00	
富山県	49,104	47,562	47,090	49,104	47,562	47,090	100.00	100.00	100.00	
石川県	52,972	50,128	50,004	52,972	50,128	50,004	100.00	100.00	100.00	
福井県	53,210	50,026	46,130	53,210	50,026	46,130	100.00	100.00	100.00	
山梨県	180,517	176,350	172,529	180,517	176,350	172,529	100.00	100.00	100.00	
長野県	126,281	121,056	120,751	126,281	121,056	120,751	100.00	100.00	100.00	
岐阜県	81,119	78,180	76,160	81,119	78,180	76,160	100.00	100.00	100.00	
静岡県	208,238	201,432	201,274	208,238	201,432	201,274	100.00	100.00	100.00	
愛知県	269,575	264,583	266,416	263,998	222,689	252,663	97.93	84.17	94.84	
三重県	330,339	320,313	304,880	330,123	320,097	304,664	99.93	99.93	99.93	
滋賀県	121,451	112,613	111,534	121,451	112,613	108,019	100.00	100.00	96.85	
京都府	237,332	227,377	224,830	237,332	227,377	224,830	100.00	100.00	100.00	
大阪府	1,846,639	1,638,639	1,634,823	1,846,639	1,638,639	1,634,823	100.00	100.00	100.00	
兵庫県	418,566	400,898	397,628	418,042	400,482	397,212	99.87	99.90	99.90	
奈良県	243,369	234,624	234,496	243,369	234,624	234,496	100.00	100.00	100.00	
和歌山県	123,090	119,563	119,563	123,090	119,563	119,563	100.00	100.00	100.00	
鳥取県	123,948	117,910	117,910	120,133	114,095	114,095	96.92	96.76	96.76	
島根県	89,707	82,203	80,421	89,707	82,203	80,421	100.00	100.00	100.00	
岡山県	93,823	89,833	86,706	93,823	89,833	86,706	100.00	100.00	100.00	
広島県	234,939	220,768	216,474	234,939	220,768	216,474	100.00	100.00	100.00	
山口県	261,082	251,229	223,145	261,082	251,229	223,145	100.00	100.00	100.00	
徳島県	278,113	264,336	264,336	278,113	264,336	264,336	100.00	100.00	100.00	
香川県	90,427	86,620	86,620	90,427	86,620	86,620	100.00	100.00	100.00	
愛媛県	169,465	162,954	161,939	169,465	162,954	161,939	100.00	100.00	100.00	
高知県	162,222	153,567	153,567	162,222	153,567	153,567	100.00	100.00	100.00	
福岡県	1,256,017	1,188,043	1,154,503	1,256,017	1,188,043	1,154,503	100.00	100.00	100.00	
佐賀県	155,688	147,195	178,584	152,365	147,195	178,584	97.87	100.00	100.00	
長崎県	327,064	315,643	315,643	327,064	315,643	315,643	100.00	100.00	100.00	
熊本県	167,021	157,011	157,011	167,021	157,011	157,011	100.00	100.00	100.00	
大分県	228,219	218,812	194,346	228,219	218,812	194,346	100.00	100.00	100.00	
宮崎県	184,131	175,578	175,063	184,131	175,578	175,063	100.00	100.00	100.00	
鹿児島県	311,780	294,142	294,655	311,780	294,142	294,655	100.00	100.00	100.00	
沖縄県	529,221	500,444	483,129	529,221	500,444	480,211	100.00	100.00	99.40	

都道府県市名	レセプト 総数	内容点検(単月) 対象総数	内容点検(縦覧) 対象総数	点検実施状況					
				点検実施枚数			点検実施率(%)		
				資格点検 (※1) D	内容点検(※2)		資格点検 G=D/A	内容点検	
					単月 E	縦覧 F		単月 H=E/B	縦覧 I=F/C
A	B	C							
札幌市	1,433,708	1,366,705	17,472	1,433,708	1,366,705	17,472	100.00	100.00	100.00
仙台市	325,061	313,401	313,401	325,061	313,401	313,401	100.00	100.00	100.00
さいたま市	280,092	261,491	261,491	280,092	261,491	261,491	100.00	100.00	100.00
千葉市	289,767	279,159	279,159	289,767	279,159	279,159	100.00	100.00	100.00
横浜市	1,340,246	1,233,516	1,233,516	1,340,246	1,233,516	1,233,516	100.00	100.00	100.00
川崎市	592,962	563,117	563,117	592,962	563,117	563,117	100.00	100.00	100.00
相模原市	186,382	176,605	43,447	186,382	176,605	43,447	100.00	100.00	100.00
新潟市	194,999	186,743	186,743	194,999	186,743	186,743	100.00	100.00	100.00
静岡市	122,744	118,461	118,461	122,744	118,461	118,461	100.00	100.00	100.00
浜松市	97,986	94,027	94,027	97,986	94,027	94,027	100.00	100.00	100.00
名古屋	745,651	718,740	491,954	745,651	718,740	491,954	100.00	100.00	100.00
京都市	830,032	793,786	793,786	830,032	793,786	793,786	100.00	100.00	100.00
大阪市	3,240,803	3,133,929	3,133,929	3,240,803	3,133,929	3,133,929	100.00	100.00	100.00
堺市	512,336	482,528	482,528	512,336	482,528	482,528	100.00	100.00	100.00
神戸市	1,082,744	1,038,645	1,038,645	1,082,744	1,038,645	1,038,645	100.00	100.00	100.00
岡山市	234,885	224,168	224,168	234,885	224,168	224,168	100.00	100.00	100.00
広島市	496,241	470,632	115,148	496,241	470,632	115,148	100.00	100.00	100.00
北九州市	550,335	529,982	529,982	550,335	529,982	529,982	100.00	100.00	100.00
福岡市	881,866	832,398	832,398	881,866	832,398	832,398	100.00	100.00	100.00
旭川市	283,653	271,950	271,950	283,653	271,950	271,950	100.00	100.00	100.00
函館市	307,147	290,090	290,090	307,147	290,090	290,090	100.00	100.00	100.00
青森市	188,354	178,196	178,196	188,354	178,196	178,196	100.00	100.00	100.00
盛岡市	93,356	88,511	9,323	93,356	88,511	9,323	100.00	100.00	100.00
秋田市	109,303	103,746	103,746	109,303	103,746	103,746	100.00	100.00	100.00
郡山市	52,095	48,090	48,090	52,095	48,090	48,090	100.00	100.00	100.00
いわき市	98,594	95,182	95,182	98,594	95,182	95,182	100.00	100.00	100.00
宇都宮市	124,048	119,765	119,765	124,048	119,765	58,661	100.00	100.00	48.98
高崎市	49,792	48,265	34,672	49,792	48,265	34,672	100.00	100.00	100.00
前橋市	62,081	58,728	51,372	62,081	58,728	51,372	100.00	100.00	100.00
川越市	69,422	66,387	66,387	69,422	66,387	66,387	100.00	100.00	100.00
船橋市	137,323	131,947	131,947	137,323	131,947	131,947	100.00	100.00	100.00
柏市	58,051	54,851	58,051	58,051	54,851	58,051	100.00	100.00	100.00
横須賀市	111,220	105,584	44,643	111,220	105,584	44,643	100.00	100.00	100.00
富山市	28,430	26,864	26,864	28,430	26,864	26,864	100.00	100.00	100.00
金沢市	63,825	61,122	61,122	63,825	61,122	61,122	100.00	100.00	100.00
長野市	43,224	42,194	42,194	43,224	42,194	42,194	100.00	100.00	100.00
岐阜市	118,339	114,812	114,812	118,339	114,812	114,812	100.00	100.00	100.00
豊橋市	36,887	35,461	35,461	36,887	35,461	35,461	100.00	100.00	100.00
豊田市	38,356	36,131	36,131	38,356	36,131	36,131	100.00	100.00	100.00
岡崎市	32,113	30,913	30,913	32,113	30,913	30,913	100.00	100.00	100.00
大津市	73,780	70,454	48,000	73,780	70,454	48,000	100.00	100.00	100.00
高槻市	103,601	97,984	28,722	103,601	97,984	28,722	100.00	100.00	100.00
東大阪市	391,455	371,064	371,064	391,455	371,064	371,064	100.00	100.00	100.00
姫路市	141,989	135,671	130,806	141,989	135,671	130,806	100.00	100.00	100.00
西宮市	155,122	151,364	151,364	155,122	151,364	151,364	100.00	100.00	100.00
尼崎市	365,152	354,236	354,236	365,152	354,236	354,236	100.00	100.00	100.00
奈良市	137,232	137,232	136,793	137,232	137,232	136,793	100.00	100.00	100.00
和歌山市	168,877	163,232	163,232	168,877	163,232	163,232	100.00	100.00	100.00
倉敷市	129,565	122,757	122,757	129,565	122,757	122,757	100.00	100.00	100.00
福山市	144,056	134,463	134,463	144,056	134,463	10,837	100.00	100.00	8.06
下関市	103,684	100,147	100,147	103,684	100,147	100,147	100.00	100.00	100.00
高松市	137,740	132,933	1,429	137,740	132,933	1,429	100.00	100.00	100.00
松山市	222,673	215,975	73,500	222,673	215,975	73,500	100.00	100.00	100.00
高知市	251,143	236,803	236,803	251,143	236,803	0	100.00	100.00	0.00
久留米市	109,690	104,097	104,097	109,690	104,097	104,097	100.00	100.00	100.00
長崎市	255,173	243,705	243,705	255,173	223,633	223,633	100.00	91.76	91.76
熊本市	290,646	273,820	1,539	290,646	273,820	1,539	100.00	100.00	100.00
大分市	175,686	171,637	171,637	175,686	171,637	171,637	100.00	100.00	100.00
宮崎市	181,665	172,146	172,146	181,665	172,146	172,146	100.00	100.00	100.00
鹿児島市	284,425	269,039	245,555	284,425	269,039	245,555	100.00	100.00	100.00
合計	39,844,306	37,849,059	34,170,626	39,789,976	37,718,788	33,613,840	99.86	99.66	98.37

資料：平成22年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る国庫補助協賛について

※1 「資格点検」とは、医療券の有効性等の医療扶助受給資格の有無に係る点検をいう。

※2 「内容点検」とは、診療報酬、調剤報酬の算定方法等の診療内容に係る点検をいう。

(7) 各都道府県・市別レセプト点検（過誤調整）の状況（平成22年度）

（単位：円）

都道府県名	原審査 （算定額） （※1） A	過誤調整額			過誤調整率（％）		
		B=C+D	資格	内容	（※2） B/A	資格	内容
			C	D		C/A	D/A
北海道	56,602,705,758	379,699,299	138,390,857	241,308,442	0.67	0.24	0.43
青森県	14,528,047,768	55,132,727	44,496,795	10,635,932	0.38	0.31	0.07
岩手県	5,103,868,571	36,595,376	27,242,914	9,352,462	0.72	0.53	0.18
宮城県	14,710,242,857	30,317,335	15,594,830	14,722,505	0.21	0.11	0.10
秋田県	6,933,243,162	75,494,704	29,511,108	45,983,596	1.09	0.43	0.66
山形県	4,736,956,559	98,452,141	33,346,927	65,105,214	2.08	0.70	1.37
福島県	8,015,196,399	100,120,886	59,086,444	41,034,442	1.25	0.74	0.51
茨城県	19,226,596,596	234,690,110	199,575,712	35,114,398	1.22	1.04	0.18
栃木県	7,676,627,331	83,687,470	66,575,814	17,111,656	1.09	0.87	0.22
群馬県	3,078,222,558	62,444,825	38,546,159	23,898,666	2.03	1.25	0.78
埼玉県	40,676,007,157	375,592,398	247,721,092	127,871,306	0.92	0.61	0.31
千葉県	37,126,422,273	313,167,335	188,360,941	124,806,394	0.84	0.51	0.34
東京都	211,357,436,581	1,082,623,137	697,895,165	384,727,972	0.51	0.33	0.18
神奈川県	20,916,040,670	128,864,990	69,064,682	59,800,308	0.62	0.33	0.29
新潟県	4,909,390,201	34,140,994	23,752,225	10,388,769	0.70	0.48	0.21
富山県	1,699,794,705	31,692,249	15,648,130	16,044,119	1.86	0.92	0.94
石川県	2,714,328,497	33,994,434	25,405,518	8,588,916	1.25	0.94	0.32
福井県	3,188,219,470	47,263,207	41,167,019	6,096,188	1.48	1.29	0.19
山梨県	8,793,601,981	140,957,202	40,371,204	100,585,998	1.60	0.46	1.14
長野県	5,609,080,631	85,710,021	73,583,862	12,126,159	1.53	1.31	0.22
岐阜県	3,978,298,705	21,544,972	9,860,630	11,684,342	0.54	0.25	0.29
静岡県	9,495,761,522	151,549,174	110,973,927	40,575,247	1.60	1.17	0.43
愛知県	9,276,891,215	145,846,361	75,909,682	69,936,679	1.57	0.82	0.75
三重県	12,573,451,455	196,996,095	167,796,509	29,199,586	1.57	1.33	0.23
滋賀県	4,738,331,414	97,547,159	51,654,343	45,892,816	2.06	1.09	0.97
京都府	6,700,456,259	54,806,642	34,544,201	20,262,441	0.82	0.52	0.30
大阪府	66,123,077,741	509,041,101	363,105,993	145,935,108	0.77	0.55	0.22
兵庫県	17,561,444,256	145,477,835	98,837,598	46,640,237	0.83	0.56	0.27
奈良県	9,680,592,084	72,565,595	59,727,293	12,838,302	0.75	0.62	0.13
和歌山県	5,342,426,106	57,961,572	34,248,096	23,713,476	1.08	0.64	0.44
鳥取県	4,751,759,514	73,708,309	49,223,612	24,484,697	1.55	1.04	0.52
島根県	4,231,746,064	74,273,700	47,621,018	26,652,682	1.76	1.13	0.63
岡山県	4,713,510,676	38,519,971	22,554,871	15,965,100	0.82	0.48	0.34
広島県	9,812,884,033	194,752,391	139,081,509	55,670,882	1.98	1.42	0.57
山口県	10,760,863,638	103,034,489	70,253,653	32,780,836	0.96	0.65	0.30
徳島県	12,911,700,878	158,844,006	136,525,632	22,318,374	1.23	1.06	0.17
香川県	3,575,128,239	51,317,876	25,923,838	25,394,038	1.44	0.73	0.71
愛媛県	7,783,418,720	53,965,159	33,289,361	20,675,798	0.69	0.43	0.27
高知県	8,191,708,496	109,517,481	86,496,287	23,021,194	1.34	1.06	0.28
福岡県	50,264,506,355	359,717,438	234,264,141	125,453,297	0.72	0.47	0.25
佐賀県	7,594,679,927	123,118,217	95,438,665	27,679,552	1.62	1.26	0.36
長崎県	14,173,390,898	94,328,583	64,260,483	30,068,100	0.67	0.45	0.21
熊本県	7,832,543,845	172,992,947	124,250,328	48,742,619	2.21	1.59	0.62
大分県	10,718,848,709	137,339,039	91,807,822	45,531,217	1.28	0.86	0.42
宮崎県	8,031,991,303	124,962,298	89,795,053	35,167,245	1.56	1.12	0.44
鹿児島県	15,743,575,810	284,726,340	256,190,350	28,535,990	1.81	1.63	0.18
沖縄県	24,015,478,380	485,542,590	353,552,645	131,989,945	2.02	1.47	0.55

都道府県名	原審査 (算定額) (※1)	過誤調整額			過誤調整率 (%)		
		資格	内容	D	(※2)	資格	内容
	A	B=C+D	C	D	B/A	C/A	D/A
札幌市	53,000,729,969	327,938,057	35,727,726	292,210,331	0.62	0.07	0.55
仙台市	9,837,524,582	39,394,783	35,631,663	3,763,120	0.40	0.36	0.04
さいたま市	10,168,528,940	95,310,104	49,717,995	45,592,109	0.94	0.49	0.45
千葉市	10,429,847,472	162,033,098	153,670,362	8,362,736	1.55	1.47	0.08
横浜市	44,007,358,534	334,527,813	278,243,961	56,283,852	0.76	0.63	0.13
川崎市	21,551,506,327	194,105,491	90,064,416	104,041,075	0.90	0.42	0.48
相模原市	6,136,008,692	63,965,757	43,436,710	20,529,047	1.04	0.71	0.33
新潟市	6,443,879,479	51,424,571	38,272,336	13,152,235	0.80	0.59	0.20
静岡市	4,748,540,146	52,962,554	43,123,650	9,838,904	1.12	0.91	0.21
浜松市	3,852,558,595	18,895,488	14,063,232	4,832,256	0.49	0.37	0.13
名古屋	32,847,240,997	100,148,733	61,815,139	38,333,594	0.30	0.19	0.12
京都市	31,951,045,792	113,993,173	56,498,666	57,494,507	0.36	0.18	0.18
大阪市	129,599,366,486	1,758,149,512	1,207,027,500	551,122,012	1.36	0.93	0.43
堺市	19,901,054,985	163,255,942	83,613,949	79,641,993	0.82	0.42	0.40
神戸市	34,242,087,166	523,796,357	429,759,415	94,036,942	1.53	1.26	0.27
岡山市	9,346,338,742	52,358,057	41,820,735	10,537,322	0.56	0.45	0.11
広島市	16,319,142,286	87,044,601	62,903,056	24,141,545	0.53	0.39	0.15
北九州市	23,537,967,681	184,795,593	130,448,173	54,347,420	0.79	0.55	0.23
福岡市	34,913,737,869	458,726,529	331,267,761	127,458,768	1.31	0.95	0.37
旭川市	9,137,167,046	82,878,678	23,713,064	59,165,614	0.91	0.26	0.65
函館市	9,520,600,981	57,431,442	6,693,526	50,737,916	0.60	0.07	0.53
青森市	5,874,002,281	45,450,850	42,933,240	2,517,610	0.77	0.73	0.04
盛岡市	3,185,082,271	57,376,812	46,236,092	11,140,720	1.80	1.45	0.35
秋田市	4,109,109,668	31,498,449	27,243,809	4,254,640	0.77	0.66	0.10
郡山市	2,226,742,717	18,187,357	15,980,173	2,207,184	0.82	0.72	0.10
いわき市	3,737,721,307	15,426,575	11,528,373	3,898,202	0.41	0.31	0.10
宇都宮市	5,321,399,791	50,349,035	42,507,667	7,841,368	0.95	0.80	0.15
高崎市	2,150,299,091	42,923,338	38,600,907	4,322,431	2.00	1.80	0.20
前橋市	2,801,758,729	31,104,969	15,179,783	15,925,186	1.11	0.54	0.57
川越市	2,691,536,013	17,799,458	16,275,478	1,523,980	0.66	0.60	0.06
船橋市	5,629,405,570	50,433,613	46,063,855	4,369,758	0.90	0.82	0.08
柏市	2,724,852,288	25,229,103	20,937,237	4,291,866	0.93	0.77	0.16
横須賀市	3,644,892,770	30,964,126	23,710,576	7,253,550	0.85	0.65	0.20
富山市	1,568,630,265	23,155,968	21,642,668	1,513,300	1.48	1.38	0.10
金沢市	3,637,756,391	8,057,138	2,558,276	5,498,862	0.22	0.07	0.15
長野市	1,858,897,043	26,522,916	24,401,214	2,121,702	1.43	1.31	0.11
岐阜市	4,739,431,735	32,037,927	17,964,633	14,073,294	0.68	0.38	0.30
豊橋市	1,950,013,486	50,215,818	41,374,509	8,841,309	2.58	2.12	0.45
豊田市	1,589,157,147	5,337,794	4,759,484	578,310	0.34	0.30	0.04
岡崎市	1,371,667,972	8,998,568	5,650,988	3,347,580	0.66	0.41	0.24
大津市	2,782,176,073	33,031,082	28,573,662	4,457,420	1.19	1.03	0.16
高槻市	4,062,255,637	105,674,686	102,525,776	3,148,910	2.60	2.52	0.08
東大阪市	14,161,031,654	107,973,432	46,648,664	61,324,768	0.76	0.33	0.43
姫路市	5,801,030,025	37,055,586	32,368,486	4,687,100	0.64	0.56	0.08
西宮市	5,092,052,206	27,150,808	9,106,750	18,044,058	0.53	0.18	0.35
尼崎市	12,894,149,794	91,624,748	50,304,772	41,319,976	0.71	0.39	0.32
奈良市	4,911,289,329	27,715,646	24,417,689	3,297,957	0.56	0.50	0.07
和歌山市	7,274,333,076	40,654,170	36,109,614	4,544,556	0.56	0.50	0.06
倉敷市	5,287,422,088	40,087,289	30,607,536	9,479,753	0.76	0.58	0.18
福山市	5,346,832,836	98,128,038	80,454,068	17,673,970	1.84	1.50	0.33
下関市	4,073,779,141	56,920,912	33,589,996	23,330,916	1.40	0.82	0.57
高松市	5,338,554,553	38,135,111	31,228,887	6,906,224	0.68	0.58	0.09
松山市	8,843,059,528	53,970,124	49,483,878	4,486,246	0.61	0.56	0.05
高知市	10,077,537,987	47,587,386	31,638,124	15,949,262	0.47	0.31	0.16
久留米市	5,120,593,296	11,983,736	8,226,452	3,757,284	0.23	0.16	0.07
長崎市	9,235,563,467	50,530,691	34,467,884	16,062,807	0.55	0.37	0.17
熊本市	12,132,653,018	44,697,459	37,310,047	7,387,412	0.37	0.31	0.06
大分市	7,656,710,230	42,234,084	31,507,182	10,726,902	0.55	0.41	0.14
宮崎市	5,847,065,852	72,319,505	46,138,505	26,181,000	1.24	0.79	0.45
鹿児島市	12,422,272,216	174,531,254	165,407,357	9,123,897	1.40	1.33	0.07
合計	1,558,845,447,272	14,218,850,074	9,595,702,264	4,623,147,810	0.91	0.62	0.30

資料：平成22年度セーフティネット支援対策等事業費補助金に係る国庫補助協議について

※1 支払基金審査（原審査）結果の金額（診療報酬等請求内訳書に記載される算定額）

※2 再審査の結果、容認と返戻により原審査から減点（額）の調整を行ったものの割合（併用の相手先（社保等）や指定医療機関からの取り下げ等によるものを除いている）

(8) 介護扶助受給者の状況

(単位：人、億円)

	介護扶助 受給者総数	施設介護サービス受給者数					居宅介護 サービス 受給者数	介護 予防人員	介護 扶助費
		施設入所者 総数	介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	介護療養型 医療施設	地域密着型 介護老人 福祉施設			
平成12年度	66,832	13,809	3,174	5,269	5,366	—	53,023	—	143
平成13年度	84,463	18,003	5,683	6,655	5,665	—	66,460	—	222
平成14年度	105,964	22,680	8,043	8,010	6,627	—	83,285	—	291
平成15年度	127,164	26,640	10,216	9,226	7,198	—	100,524	—	358
平成16年度	147,239	29,213	12,158	9,967	7,088	—	118,027	—	419
平成17年度	164,093	31,875	13,981	10,936	6,958	—	132,218	—	470
平成18年度	172,214	34,437	15,498	12,462	6,477	—	127,964	9,812	502
平成19年度	184,258	36,597	16,884	13,350	6,238	125	109,064	38,597	539
平成20年度	195,576	37,644	18,002	13,944	5,607	91	110,951	46,981	562
平成21年度	209,735	39,048	19,201	14,553	5,188	106	120,468	50,220	610
平成22年度	228,235	40,238	20,097	15,172	4,848	121	134,089	53,909	659

出典：福祉行政報告例、生活保護費負担金事業実績報告

(9) 介護扶助受給者数(65歳以上)の状況(平成21年7月1日現在)

①人数

		(単位:人)							
		総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
在宅 合計		141,320	5,788	11,476	21,010	31,156	31,563	22,274	18,053
訪問・通所等、短期入所 小計		130,214	5,212	9,940	17,917	28,164	29,005	22,044	17,932
訪問・通所等 累計		268,017	15,947	26,668	44,496	64,544	55,358	36,330	24,674
訪問介護		101,190	3,997	7,268	13,255	22,487	23,490	17,233	13,460
訪問入浴介護		2,805	1,004	758	514	319	137	53	20
福祉用具貸与		52,229	4,075	6,892	11,047	14,712	7,629	5,414	2,460
訪問看護		16,905	1,912	2,229	3,207	4,196	3,436	1,341	584
訪問リハビリテーション		3,098	257	439	625	762	515	341	159
通所介護		54,804	1,878	4,187	8,204	12,685	13,066	8,663	6,121
通所リハビリテーション		14,416	531	1,281	2,449	3,651	2,950	2,242	1,312
居宅療養管理指導		19,932	2,090	3,228	4,532	5,063	3,578	949	492
夜間対応型訪問介護		513	41	79	123	174	96		
認知症対応型通所介護		1,179	102	205	341	262	235	22	12
小規模多機能型居宅介護		946	60	102	199	233	226	72	54
短期入所 累計		8,198	1,130	1,755	2,313	1,704	1,009	228	59
短期入所生活介護		6,985	948	1,482	1,993	1,447	877	188	50
短期入所療養介護		1,213	182	273	320	257	132	40	9
単品サービス 小計		15,078	793	2,179	4,216	4,165	3,426	221	78
特定施設入所者生活介護		1,826	162	277	401	397	398	120	71
認知症対応型共同生活介護		13,204	624	1,893	3,801	3,754	3,024	101	7
地域密着型特定施設入居者生活介護		48	7	9	14	14	4	0	0
特定福祉用具販売		1,553	116	231	267	327	318	164	130
住宅改修		839	56	63	116	214	180	120	90
施設 合計		34,988	8,335	10,405	8,941	5,146	2,161		
指定介護老人福祉施設		17,892	4,432	5,983	4,582	2,176	719		
(再掲)旧措置		578	135	189	140	74	40		
(再掲)ユニット型		221	65	75	46	23	12		
介護老人保健施設		12,349	1,669	2,990	3,673	2,687	1,330		
介護療養型老人保健施設		353	115	100	67	45	26		
介護療養型医療施設		4,287	2,084	1,306	596	222	79		
地域密着型介護老人福祉施設		107	35	26	23	16	7		
(再掲)ユニット型		9	3	2	2	2	0		

②構成比

		(百分率)							
		総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
在宅 合計		100.0	4.1	8.1	14.9	22.0	22.3	15.8	12.8
訪問・通所等、短期入所 小計		92.1	3.7	7.0	12.7	19.9	20.5	15.6	12.7
訪問・通所等 累計		189.7	11.3	18.9	31.5	45.7	39.2	25.7	17.5
訪問介護		71.6	2.8	5.1	9.4	15.9	16.6	12.2	9.5
訪問入浴介護		2.0	0.7	0.5	0.4	0.2	0.1	0.0	0.0
福祉用具貸与		37.0	2.9	4.9	7.8	10.4	5.4	3.8	1.7
訪問看護		12.0	1.4	1.6	2.3	3.0	2.4	0.9	0.4
訪問リハビリテーション		2.2	0.2	0.3	0.4	0.5	0.4	0.2	0.1
通所介護		38.8	1.3	3.0	5.8	9.0	9.2	6.1	4.3
通所リハビリテーション		10.2	0.4	0.9	1.7	2.6	2.1	1.6	0.9
居宅療養管理指導		14.1	1.5	2.3	3.2	3.6	2.5	0.7	0.3
夜間対応型訪問介護		0.4	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1		
認知症対応型通所介護		0.8	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0
小規模多機能型居宅介護		0.7	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.0
短期入所 累計		5.8	0.8	1.2	1.6	1.2	0.7	0.2	0.0
短期入所生活介護		4.9	0.7	1.0	1.4	1.0	0.6	0.1	0.0
短期入所療養介護		0.9	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0
単品サービス 小計		10.7	0.6	1.5	3.0	2.9	2.4	0.2	0.1
特定施設入所者生活介護		1.3	0.1	0.2	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1
認知症対応型共同生活介護		9.3	0.4	1.3	2.7	2.7	2.1	0.1	0.0
地域密着型特定施設入居者生活介護		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
特定福祉用具販売		1.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
住宅改修		0.6	0.0	0.0	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1
施設 合計		100.0	23.8	29.7	25.6	14.7	6.2		
指定介護老人福祉施設		51.1	12.7	17.1	13.1	6.2	2.1		
(再掲)旧措置		1.7	0.4	0.5	0.4	0.2	0.1		
(再掲)ユニット型		0.6	0.2	0.2	0.1	0.1	0.0		
介護老人保健施設		35.3	4.8	8.5	10.5	7.7	3.8		
介護療養型老人保健施設		1.0	0.3	0.3	0.2	0.1	0.1		
介護療養型医療施設		12.3	6.0	3.7	1.7	0.6	0.2		
地域密着型介護老人福祉施設		0.3	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0		
(再掲)ユニット型		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

資料:保護課調べ

(10) 介護扶助受給者数(40歳以上65歳未満)の状況(平成21年7月1日現在)

①人数

		(単位:人)							
		総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
在宅	合計	15,124	701	1,409	2,571	3,924	3,215	2,234	1,070
訪問・通所等、短期入所	小計	14,384	656	1,319	2,401	3,738	3,000	2,209	1,061
訪問・通所等	累計	29,604	1,888	3,404	5,694	8,018	5,562	3,541	1,497
訪問介護		8,396	358	697	1,327	2,152	1,965	1,229	668
訪問入浴介護		381	143	109	70	37	15	5	2
福祉用具貸与		7,451	522	996	1,700	2,336	993	683	221
訪問看護		2,353	234	333	455	628	432	201	70
訪問リハビリテーション		696	56	95	149	187	109	82	18
通所介護		5,149	203	516	914	1,351	1,087	758	320
通所リハビリテーション		2,888	78	263	545	795	578	467	162
居宅療養管理指導		2,042	267	356	468	481	337	106	27
夜間対応型訪問介護		78	9	13	20	22	14		
認知症対応型通所介護		96	14	14	28	18	21	0	1
小規模多機能型居宅介護		74	4	12	18	11	11	10	8
短期入所	累計	675	106	179	190	128	57	8	7
短期入所生活介護		511	74	139	143	98	46	6	5
短期入所療養介護		164	32	40	47	30	11	2	2
単品サービス	小計	963	59	117	227	254	272	26	8
特定施設入所者生活介護		172	12	36	30	43	30	13	8
認知症対応型共同生活介護		788	47	80	197	209	242	13	0
地域密着型特定施設入居者生活介護		3	0	1	0	2	0		
特定福祉用具販売		186	5	25	58	46	29	17	6
住宅改修		107	3	15	20	16	36	15	2
施設	合計	2,597	601	639	721	440	196		
指定介護老人福祉施設		721	187	209	190	102	33		
(再掲)旧措置		9	2	3	4	0	0		
(再掲)ユニット型		17	1	3	4	6	3		
介護老人保健施設		1,350	177	298	434	298	143		
介護療養型老人保健施設		77	29	17	12	13	6		
介護療養型医療施設		444	208	114	84	25	13		
地域密着型介護老人福祉施設		5	0	1	1	2	1		
(再掲)ユニット型		1	0	0	1	0	0		

②構成比

		(百分率)							
		総数	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援2	要支援1
在宅	合計	100.0	4.6	9.3	17.0	25.9	21.3	14.8	7.1
訪問・通所等、短期入所	小計	95.1	4.3	8.7	15.9	24.7	19.8	14.6	7.0
訪問・通所等	累計	195.7	12.5	22.5	37.6	53.0	36.8	23.4	9.9
訪問介護		55.5	2.4	4.6	8.8	14.2	13.0	8.1	4.4
訪問入浴介護		2.5	0.9	0.7	0.5	0.2	0.1	0.0	0.0
福祉用具貸与		49.3	3.5	6.6	11.2	15.4	6.6	4.5	1.5
訪問看護		15.6	1.5	2.2	3.0	4.2	2.9	1.3	0.5
訪問リハビリテーション		4.6	0.4	0.6	1.0	1.2	0.7	0.5	0.1
通所介護		34.0	1.3	3.4	6.0	8.9	7.2	5.0	2.1
通所リハビリテーション		19.1	0.5	1.7	3.6	5.3	3.8	3.1	1.1
居宅療養管理指導		13.5	1.8	2.4	3.1	3.2	2.2	0.7	0.2
夜間対応型訪問介護		0.5	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1		
認知症対応型通所介護		0.6	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0
小規模多機能型居宅介護		0.5	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
短期入所	累計	4.5	0.7	1.2	1.3	0.8	0.4	0.1	0.0
短期入所生活介護		3.4	0.5	0.9	0.9	0.6	0.3	0.0	0.0
短期入所療養介護		1.1	0.2	0.3	0.3	0.2	0.1	0.0	0.0
単品サービス	小計	6.4	0.4	0.8	1.5	1.7	1.8	0.2	0.1
特定施設入所者生活介護		1.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.2	0.1	0.1
認知症対応型共同生活介護		5.2	0.3	0.5	1.3	1.4	1.6	0.1	0.0
地域密着型特定施設入居者生活介護		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
特定福祉用具販売		1.2	0.0	0.2	0.4	0.3	0.2	0.1	0.0
住宅改修		0.7	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0
施設	合計	100.0	23.1	24.6	27.8	16.9	7.5		
指定介護老人福祉施設		27.8	7.2	8.0	7.3	3.9	1.3		
(再掲)旧措置		0.3	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0		
(再掲)ユニット型		0.7	0.0	0.1	0.2	0.2	0.1		
介護老人保健施設		52.0	6.8	11.5	16.7	11.5	5.5		
介護療養型老人保健施設		3.0	1.1	0.7	0.5	0.5	0.2		
介護療養型医療施設		17.1	8.0	4.4	3.2	1.0	0.5		
地域密着型介護老人福祉施設		0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0		
(再掲)ユニット型		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

資料: 保健課調べ

3 平成23年度 保護施設通所事業・救護施設居宅生活訓練事業実施施設一覧

① 保護施設通所事業

【救護施設】 24か所

	都道府県名	施設名
1	岩手県	松山荘
2	栃木県	共生の丘
3	東京都	黎明寮
4		あかつき
5	神奈川県	平塚ふじみ園
6	静岡県	慈照園
7		聖隷厚生園讃栄寮
8	大阪府	平和寮
9		白雲寮
10		愛隣寮
11		甲子寮
12		淀川寮
13		三徳寮
14		今池平和寮
15		ホーリーホーム
16	兵庫県	ななくさ厚生院
17		ヨハネ寮
18		南光園
19	岡山県	三楽園
20		救護施設ニュー三楽園
21	高知県	高知市誠和園
22	福岡県	仁風園
23	大分県	大分県溪泉寮
24	宮崎県	救護施設 清風園

【更生施設】 15か所

	都道府県名	施設名
1	東京都	けやき荘
2		淀橋荘
3		しのばず荘
4		塩崎荘
5		浜川荘
6		千駄ヶ谷荘
7		更生施設ふじみ
8		本木荘
9		東が丘荘
10		さざなみ荘
11	神奈川県	横浜中央浩生館
12		民衆館
13	愛知県	名古屋市笹島寮
14	大阪府	淀川寮
15		大淀寮

22年度 → 23年度
 救護施設 24か所 24か所(188か所)
 更生施設 14か所 15か所(21か所)

※ ()内は、全国の施設数(H23.4.1現在)

② 救護施設居宅生活訓練事業

【救護施設】 31か所

	都道府県名	施設名
1	北海道	救護施設東明寮
2	岩手県	松山荘
3		好地荘
4	山形県	山形県立泉荘
5		山形県立みやま荘
6	福島県	郡山せいわ園
7		矢吹緑風園
8		救護施設しのめ荘
9		福島県からまつ荘
10	栃木県	共生の丘
11	東京都	黎明寮
12		あかつき
13	石川県	七尾更生園
14	静岡県	聖隷厚生園讃栄寮
15		清風寮
16		淀川寮
17		平和寮
18		今池平和寮
19		白雲寮
20		三徳寮
21		三恵園
22	兵庫県	フローラ
23		総合リハビリテーションセンター のぞみの家
24		桃李園
25		南光園
26		ななくさ厚生院
27		アメニティホーム夢野
28		ヨハネ寮
29	岡山県	三楽園
30	大分県	大分県溪泉寮
31	宮崎県	救護施設 清風園

22年度 → 23年度
 救護施設 27か所 31か所(188か所)

※ ()内は、全国の施設数(H23.4.1現在)

4 平成24年度生活保護関係会議及び生活保護関係研修会の実施予定について

月	厚生労働省実施分	☐国立保健医療科学院実施分 ☐全社協中央福祉学院実施分 ☐その他
4		☐ 社会福祉主事資格認定通信課程 (4月1日～3月31日)
5	○生活保護新任査察指導員・新任指導職員基礎研修会 (5月中旬：自立推進・指導監査室) ○生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議 (5月下旬：自立推進・指導監査室)	☒ 福祉事務所長研修 (30日～6月1日)
6	○生活保護担当ケースワーカー全国研修会 (20日～22日：保護課)	
7		
8	○生活保護査察指導に関する研究協議会(自立推進・指導監査室)	
9		
10	○生活保護担当指導職員ブロック会議 (北海道・東北・関東信越ブロック：札幌市) (東海・北陸近畿ブロック：堺市) (中国四国・九州ブロック：高知県)	
11	○生活保護就労支援員全国研修会(保護課)	☒ 生活保護自立支援研修担当育成研修 (28日～30日)
12		
1		
2		
3	○生活保護関係全国係長会議	